午前１０時３１分開会

○小野委員長　おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会を開会します。

お諮りします。報道機関より撮影の申出があり、報道機関より撮影と録音のお申し出がありましたので、冒頭の撮影及び休憩中を除く録音を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、撮影を許可いたします。

撮影、どうぞ。

〔報道機関による撮影〕

○小野委員長　報道機関の方、撮影はよろしいでしょうか。（発言する者あり）もう少し。はい。

〔報道機関による撮影を続行〕

○小野委員長　よろしいでしょうか。それでは、撮影は以上で終了いたします。

改めて、傍聴の方々にお知らせいたします。委員会が始まりましたら、写真撮影は席を離れず、着席された席からの――失礼いたしました。傍聴の方にお知らせいたします。傍聴の方々は、後ろの席で決まったところから傍聴いただくよう、お願い申し上げます。それから、委員会中のスマホの利用などにつきましては、お控えくださいますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

欠席届が出ています。学務課長、病気療養のため欠席です。神保町出張所長、出張公務のため欠席です。和泉橋出張所長、看護のため欠席です。失礼いたしました。和泉橋出張所長は、午後５時以降の委員会が欠席ということになっています。政策経営部法務担当課長、家族介護のため欠席です。

以上、欠席が出ておりました。４件です。

９月３０日の委員会でお話ししたとおり、休憩時以外でも、委員会の進行に支障のない範囲で、委員、理事者とも、トイレ等による一時退出を認めることとしたいと思います。

この件については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。初めに、執行機関から決算参考書訂正の申出がありましたので、この件について、説明をお願いいたします。

○大谷会計管理者　大変申し訳ありませんが、決算参考書の内容に誤りがありましたので、昨日、正誤表のほうを配付させていただいております。ご説明申し上げます。

誤りは３点でございます。修正箇所には、正しい表記に下線を引いてございます。

一つ目は、決算参考書１６７ページ、一般会計の歳出、第３款、保健福祉費、項２、高齢者・障害者費の目１、高齢者福祉費、事業名が１の生活支援事業の細事業、（９）高齢者食事支援サービスの延配食数の数に誤りがあったものです。

２点目と３点目は関連をしておりまして、決算参考書の１８７ページ、一般会計の歳出、第３款、保健福祉費、項４、健康衛生費、目１、健康推進費の事業の４、予防接種の細事業の（２）大人の予防接種の中に、②として、新型コロナウイルス定期接種に関する記載がございましたが、３点目にありますように、１８９ページの目までは一緒でして、事業が１１の新型コロナウイルス対策の細事業、（１）新型コロナウイルスワクチン接種対策

のものでございましたので、その記載が、３点目のように、記載が変更となってございます。

いずれも決算額に修正はございません。大変ご迷惑をおかけしました。

ご説明は以上です。

○小野委員長　はい。ただいまご説明いただきましたが、この件についてはよろしいでしょうか。（「ないんだからいいんだよ」と呼ぶ者あり）

副区長。

○坂田副区長　早速でございますが、今般、訂正箇所が相当数に及んでいるということと、あとは、その他、関連する資料でも、委員の皆様にご迷惑をおかけしたと。箇所数と、また、あれですね、訂正の時期、これも間際になってということで、大変ご迷惑をおかけしました。

今や内部統制が問われている時代、その一端を見るようで、本当に申し訳なく思っております。今後、事務処理の在り方、どういう点が至らないのかということをきちっと確認しながら、こういうことのないように努めてまいりますので、ご容赦賜りたいと思います。失礼いたしました。

○小野委員長　はい。今、副区長からございましたとおり、私ども議員にとって非常に重要な資料でございますので、今後、気をつけていただくということでお願いをいたします。

それでは、決算審査に入ります。

令和６年度各会計歳入歳出決算の詳細な調査は、三つの分科会を設置し、お願いしたところです。限られた日程の中で、精力的に調査をしていただき、本当にありがとうございました。委員の皆様には、分科会の調査報告書と分科会会議録を配付させていただいております。

本報告書にあるとおり、各分科会から報告された総括質疑において議論することとした項目は、企画総務分科会からの１項目となります。また、９月３０日の当委員会で要求のあった追加資料につきましても、調整の上、皆様にお配りさせていただいております。ご確認をお願いいたします。

決算審査についてです。

それでは、令和６年度千代田区各会計歳入歳出決算の総括質疑に入ります。

本日の委員会の進め方として、まず、分科会報告書に関連する質疑、次に、各分科会から報告された総括質疑において議論することとした項目の質疑、そして、各委員からの総括質疑という順で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。なお、議長から示された日程で、限られた時間しかございませんので、委員の質疑及び理事者の答弁は、明瞭、簡潔にお願いをいたします。

分科会の報告についてです。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、決算については、各分科会において詳細な調査をしていただきました。基本的に、分科会報告書は尊重しますが、分科会報告書に関連して、特に何かあれば質疑を受けたいと思います。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
　次に、総括質疑において、論議する項目、企画総務分科会から報告された総括質疑において論議することとした項目について、質疑を行います。
　企画総務分科会長から、職員研修について、説明をお願いいたします。
〇岩佐副委員長　決算参考書２２８ページ、職員研修に関する調査につきましては、分科会決算調査報告書６１ページから６５ページまで記載してございます。人材育成について、各事業部へも調査する必要があることから、総括質疑として議論することを分科会で確認いたしました。
　以上です。
〇小野委員長　はい。それでは、質疑を受けます。
〇はやお委員　私のほうから、職員研修ということで、また、代表質問の中からもずっと継続的に質問させていただいた内容であります。
　まず、この総務費、決算参考書２２８ページ、１０の職員研修のところ、ページ数にしては、事務事業概要１５５に当たると思いますが、資料を私のほうで要求していますので、資料について、大変ご苦労いただきながら作っていただいたことを、この場をお借りして、改めて御礼申し上げるとともに、その資料についての説明をお願いいたします。
〇中根人事課長　それでは、まず、資料のご説明をいたします。資料番号４－１から４－３まで、３点ございます。
　まず、資料４－１でございますが、特別区全体の年齢構成の分かる資料ということでございまして、年齢別・職種別の年齢での構成表が上段の表、下の表が年齢別で職層別の構成の表になってございます。それが４－１の資料でございます。
　続きまして、４－２の資料は、千代田区における年齢別の職員数の変化が分かるものということで、できれば、年次をずっと追ってというご要望でしたけれども、ちょっと申し訳ないんですが、今回の資料としましては、行革の直前の平成１３年のときの年齢別の職員数と直近の令和６年４月の職員の年齢別の分布を示したものです。上段がその表、下がそれを棒グラフにしたものとなっております。これが４－２の資料です。
　そして、４－３の資料につきましては、正規職員以外の部分で年齢別で分かる資料がないかというご要望でしたけれども、年齢別でというのは、会計年度ですとか、人材派遣については、そういう管理をしておりませんので、直近で分かる範囲で、会計年度と人材派遣で部別に４月１日現在で何人いるかというものを、直近５年間遡ったものを資料としてご提出しております。
　以上です。
〇はやお委員　代表質問でもそういう中でのお答えを頂いて、何であえて追加資料の４－１で、他区の状況を確認したかというと、当然のごとく、中堅層の人数が少ないよと。これは、千代田区のもう一般論として問題ないんだというぐらいな答弁だったんですね。ですから、まず、ここのところでは、間違いなく、間違いなく中間層の人数が少ないのは他区も同様である。それは、行革等々をやっていたから、減っていたんだろうと思います。そうはいいながらも、他区と比べて、我々、千代田区のほうの職員というのは、業務量としては、人口は少ないまでも、固定的にやらなくちゃいけないということは必ずあるんですよ。そうなってきたときに、この中間層がない、足りない、ゆがみがあるということに

関して、どう受け止めているのか、お答えいただきたい。
○中根人事課長　この４－１の表でお分かりいただけるとおり、３０の後半から４０の真ん中ぐらいまでが、千代田区でも、特別区全体でも少ないという状況でございます。これについては、本会議でもお答えしたとおり、そういう認識でおります。その中で、委員がご質問いただいた、職員が少ないことによって影響というのは、確かに、ほかの区においては、一つの業務を複数人で分担、もちろん分母、対象者が多いので、複数人でやるということが、間々、事例として、当然、業務として多いかと思いますけども、それを少ない人数で、あるいはもしかしたら１人でこなさなきゃいけないということがありますので、そういう状況においては、引継ぎを確実に、業務の内容の継承等を確実にやっていかなきゃいけないというところで、注意深く、その辺りをやっていかなければならないということはあろうかと思います。
○はやお委員　そのとおりなんですよ。だから、やっぱり、ただ、一般論として、千代田区としてはこうだからこうですと、まあ、問題ないとは言っていないんでしょうけども、そこを一般論としてということはなかなか千代田区としてはなじまない。
　では、資料４－２のところなんですけれど、ここのところについては、職員の年齢別のやつ、これが非常に平成１３年と令和６年では明らかな数字、私も、代表質問においても、移行されているものをグラフ化してやっています。この状況を捉えて、どのように区としては受け止めているのか。この職員数の比較、この分布表を見て、どう分析しているのか。お答えいただきたい。
○中根人事課長　平成１３年当時の、まず、棒グラフを見ますと、当時の状況として、４０代から５０代の中盤までの職員の人数が多く、この辺りが当時の行革で人件費を抑制というところの課題認識につながっていったんだろうというふうに思っております。ただ、これにつきましては、もちろん千代田区だけではなくて、社会全体として、そのような状況が生じていたと思っておりまして、ですので、今、千代田区、ほかの自治体で行っている氷河期世代の採用とかというところにつながっているんではないかというふうに思っております。
　令和６年の状況が下の段ですけれども、２５年、平成１３年から２５年後の姿が下の表になっておりますので、当時の状況がまた２５年後すると、上の段のようになる可能性があるので、そうならないような人事行政が必要になってくるというふうに考えております。
○はやお委員　ちょっと表層的な答弁のような気がするんですね。というのは、何かというとね、私は、自分の意見を主張しているわけじゃないんですよ。意を得たりと思っているのは、今回、かなり定期監査結果報告書が踏み込んだ報告をしているといったところなんですね。と申しますのは、この職員構成のゆがみということについて、かなり深刻なコメントを頂いているんですよ。だから、今の、それは数字としてはそうでしょう。でも、これをどうかといったら、この令和７年９月の定期監査結果報告書では、主任級の中堅職員の離職が増加傾向にあると。極めて深刻な指摘を受けているんですよ。これを、今後、我々としては、控えてきて、職員の構成と若手のベテランとの間の構成のバランス、ひずみが起きている。これも、グラフや今までのことでも明確に分かった。それでは、この組織の中核を担う中堅層の流出もあり得るという指摘もされているわけですよ。そりゃそうでしょう。何かといったら、本当に５年前だったら、地方公務員は、勝ち組と言ったら失

礼ですけど、非常に安定されていた。しかし、景気がよくなると、こういうことになる。まあ、時代は繰り返されるのかもしれないけど、そういう状況の中で、この組織の中核を担う中堅層の流出、空白化ということは、単に、他区と同様であると済まされることではないということなんです。

そこで、極めて深刻なこの危機をどうやって認識しているのか、いま一度、そこは、私は、人事課長の答弁ではないと思っています。特別職以上の人がこれをどう受け止めているのか。ここ、真剣にお答えいただきたいと思います。

〇御郷行政管理担当部長　本区といたしましては、監査結果報告書でもってご指摘されているところでございますけども、こちらは、本区に限った話じゃなく、社会全体でもこういった離職率、特に３０代のベテランになりかかるところの年齢層の離職率も高まっているというふうにも思っております。

昨年度来、組織変革という形で取り組んでいるというのも、こういった離職率、それから、新規採用の応募する学生の方の人数が大分低下しているといったところもありまして、その新規採用のところ、それから、せっかく本区に入っていただいた職員を、しっかりとやりがいを持って仕事ができる働きがいのある職場にしたいということで取り組んできているところでございます。この組織変革の取組、昨年度は、パーパスということで策定いたしまして、今年度は浸透フェーズに入っておりますけども、この中では、当然ながら、人事の制度についてもしっかりと検討するフェーズに入ってきているのかなと思っております。

委員ご指摘のとおり、この離職、それから、この３０代、４０代の職員が少ないというところを、どう業務を継承していくか。行政サービスの質を落とさないような形で、どう取り組んでいくかというのは、しっかりと組織を挙げて検討していくべきというふうに考えております。

〇はやお委員　そこのところについては、それを支えるＯＪＴの指導というのがあると思いますね。そこで何かといったら、僕は残念なんですよ、今の答弁だって。何かといったらば、大体が他区と同様だという言葉が出てくること自体に危機感を感じていないということなんですよ。そして、検査結果報告書って、どう受け止めるかということについての認識が甘いということなんですよ。これ、ずっと言われていることですからね。私の意見じゃないですからね。

そして、じゃあ、確認します。ＯＪＴの指導と育成について、ここでなったときに、分科会でも話合いが、調査を深めました。しかし、僕は、集合教育はかなり、何というんですかね、いろいろなメニュー提案はされていると思います。だから、ご苦労されたなということは思っているんです。でも、ここが、何でＯＪＴのところ、じゃあ、ＯＪＴはどうなっているんだといったときについてだよ。本来であれば、人事課と各部署がどういうふうに有機的に集合教育とＯＪＴをやっているかということを確認しなくちゃいけない。

そこで、当然のごとく確認をしましたのは、千代田区の人材育成基本方針という、そこに集合教育とＯＪＴを有機的に起動させるために、このシステムの制度として存在しますというふうに書いてある。それで、分科会でも、そこを指摘しましたよ。大変失礼ですけど、魂が入っていないと。仏を作って魂入れずでは困るんですよと。そういう質問もしました。

　そして、さらに、そこのところの証拠を裏づけるような形で、検査結果報告書にも書いてあります。それは何かというと、若手育成指導者や主任、また、主任や上長の事務処理に対する知識や理解が不十分な傾向が指摘されたわけですよ。これが若手の事務処理ミスの一因とされています。区は、この教える側の能力不足という点について、どういうふうに根本的な原因として是正していこうとしているのか。そして、こういうところについて、指導者が指導するシステムというのは再構築されるべきではないのかということをしてきたわけですよ。そこで、このＯＪＴの質を確保するということ、これは私が言っているんじゃないんです。検査結果報告書に書いてあるんです。で、どういうふうに考えるのか、お答えいただきたい。（発言する者あり）そうだよ。書いてある。
〇中根人事課長　監査の中で、そのようなご指摘を賜っていることは、もちろん承知いたしております。日々の、特に業務に関する知見などが、きちんと上司から係員の知識不足等により伝わることができないんじゃないかというご指摘ですので、そのようなことがないように、まずは、集合研修の中でも、職員の知識がきちんと蓄積されるように、実務の、特に実務の研修において、講師を職員が実施するような研修を多数設けております。予算ですとか、文書ですとか、様々なことにおいて、講師を職員がやることによって、講師自身の知識がきちんと育まれる。そして、それを職員が受け取ることに――それの研修を多数の職員が受けることによって、きちんとそれが伝わるようにということで、集合研修などでそのように取り組んでおりますので、その研修で学んだことを、また職員が各自分の所属、所属で、係員同士で連携し合っていただいて、その知見を共有していただくようにということで、そのような形できちんとした法令知識が育成されるように努めているところでございます。
〇はやお委員　そういうふうにお答えするんでしょう。私は、受け止めとして、どう捉えているのかと言ったつもりであって、それは、何かといったら、本来であれば、昨年のほうの官製談合防止法違反ということで、整理表が配られない、選挙権がない方に送られちゃった。それ、過去の話をするつもりはないんです。そこのところで、担当者は間違えますよ。ヒューマンエラーって、起きるんですよ。だけども、ここに書いてあるのは、上長の、上の指導者がきちっとそれができているのか、できていないですよと言われているんです。そこに問題があるんですよと言われているんです。チェックがされていないんですよと言われているんです。だから、そこのところをどう受け止めているか。これは、本気でやらなかったら、ヒューマンエラーを僕は指摘しているんじゃないんですよ。大きなミスが続いているから言っているんです。先ほども、事務方トップである副区長が、今回の決算結果について、様々に修正をした。こんなこと、僕も経験がありませんから、そこのところをきちっとどう受け止めているのか、お答えください。
　偉くなったな。
〇中根人事課長　大変、監査委員のご指摘、そして、今のはやお委員のご指摘、大変厳しいご指摘で受け止めております。これまでもそのような指摘を受けておりまして、これまでも取り組んできておったところですけれども、結果として、それが改まっていないという状況になっておりますので、これまでやってきたやり方とは違うやり方を模索して取り組んで、ちゃんと上司にも、職員にも正しい法令知識、正しい事務手続というのが行われるような何らかの新しい取組に取り組まないと、この点については変わらないんではない

かというふうに思っております。
○はやお委員　そこのところを、やはり行政の責任者がしっかりと受け止めていただかなくちゃいけないと思っている。でも、また次のところも確認して、それで、総合的にご答弁いただきたいと思っていますけれども、結局は、この５ページにも書いてあるように、コンサルの依存について是正するべきではないか、削ってはいけない職種について、まあ、コンサルについてはどうなんだという話なんですね。これは、また私の意見ではありませんよ。検査結果報告書に書いてあるんです。コンサルティング業務委託の増加が、職員の経験を積み重ね、成長する機会を減少させる懸念を指摘しましたと。これは、区のノウハウの損失だとか、経営リスクへ直結する可能性があるわけですよ。そこで、区政を安定させるために、本来であれば、どうやって人を増やしていくのか、削ってはいけないところがあるんではないか。分科会でもやりましたよ、児相の開設やＤＸを今後やっていきましょうと、そういうんだったら、それは人を増やさなくちゃいけない。だけども、ただ一律的に増やすわけにもいかないだろうと。じゃあ、質をどうやって高めていくんだと。こういうような専門性だとか、戸籍の事務なんかといったら、かなり専門性が高いと思いますね。そういうものとか、職員が、何かといったらば、全て委託ではなくて、その業務に対してもしあった場合、私は何度も常々言っている、ゴー・ストップがかけられる。これ行けと、これは駄目だ、それは難しいことです。でも、このところをどういうふうにコンサルの活用を考えているのか。そこについて、いや、僕は、コンサルということを決して否定しているわけではないけれども、これをノウハウとして、職員のスキルとして、どうやって蓄積し、やっていくのかって、真剣に考えないと、簡単なほうに流れていくんですよ。そこをお答えいただきたい。
○中根人事課長　分科会でも一定程度ご質疑賜りまして、そのときについては、やっぱり一時的に必要な、千代田区で持ち合わせていない知見について、専門のコンサルタントの力を借りて、今ある区政の課題について取り組むために、その知見を活用していくことも当然必要なことというふうにお答えしております。ただ、おっしゃるとおり、一時的な知見、お借りした知見を、職員の中できちんとそういう技術や知見を蓄積して、いずれは、自分たちの力でそういう課題に答えを出せるようなことに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。
○はやお委員　一応、必ず理事者のほうの答弁のところでこうなっちゃうのは、こっちを言うと、そっちでというふうに言われるんで、取りあえず、もう一度確認をするというか、全部穴を埋めてから、ご結論を答弁いただきたいというのは。
　あと、結局は、派遣労働者と、そして、また会計年度の任用職員との育成というか、体制整備というのはどういうふうに考えているのか。つまり、そこも、さっきのコンサルタントという専門性のものと、そして、こういう任用のところについては、どういうふうに文化を分けているのか。以前も言いましたよ。単純作業、単純事務については、どういうふうにしていくのか、その整理をやっぱりある程度の基本指針がないと、この辺のところについては整理がいかないだろうということになるんで、この辺の考えはどうなのか、お答えていただきたい。
○中根人事課長　正職員以外の職員の基本的な考え方というご質問かと思いますけれども、基本的に、先ほどの資料にありましたような人材派遣のスタッフにつきましては、常勤職

員が欠員となった場合、産休ですとか、育休ですとか、中には病気休暇のような場合もあるかと思いますけれども、そういう常勤職員の一時的な欠員を埋めるような形で、人材派遣スタッフをお願いする場合があります。あとは、一時的な業務多忙について、一時的な業務が発生したときには、人材派遣で対応ということもあろうかと思います。そして、会計年度職員につきましては、専門的な知見が職員の中でそれをすぐに育成するのが難しいような場合に、そういう能力、資格を持った方を会計年度任用職員でお願いしてということで、必要な知識を千代田区政に還元するというような場合に、会計年度職員をお願いしている状況でございます。

○はやお委員　そういうことなんでしょう。やっぱり、何かというと、私は思うことは、行革のことについて、今回の平成８年度の予算編成方針の中で、ちょっと一部確認をしたときに、このことについては、行革の思想ということについての総括はあったのか。ここは、もう一度、それで、平成８年度の予算編成をしたのか。（発言する者あり）ごめんなさい、令和、令和８年の予算編成方針をつくったのか。そこのところを、もう一度、お答えいただきたい。企画じゃないの。

○小菅企画課長　予算編成方針、企画課のほうでまとめておりますので、私のほうからご答弁いたします。

　過去の行革の総括ということですけれども、行革の条例は廃止しましたけれども、今後の行革の考え方というものに基づいて、現在も運営を行っております。その中で、当然、労働力人口が今後減っていくという中で、目まぐるしく社会状況ですとか、ニーズも変化しております。その中で、迅速かつ適切な対応が求められております。そういったものも踏まえまして、令和８年度の予算編成方針においても、そういった労働力人口の減少というところを見据えて、前提として、例えば、デジタル化の推進ですとか、民間開放というところですとか、あるいは職員一人一人の意識を変えていこうと。組織変革の話も先ほど部長からありましたけれども、そういったところ、トータルで取り組んでいくというところで、編成方針としてはまとめているというものでございます。

○はやお委員　今、そういうところでしょう。ということは、行革については、検討していないということで、踏まえていないということでいいの。どうなの。何かちょっとはっきりは言っていなかったんですけど。もう一度、答えて。

○御郷行政管理担当部長　先ほども答弁ありましたとおり、行革の条例につきましては、令和５年で廃止をされております。ただ、この思想とか考えというのは非常に重要でございまして、こういった強固な財政基盤が元で、様々な複雑化する行政サービス、区政サービスを提供できるというふうに考えております。そういったこともありまして、令和５年３月に、今後の行財政運営の考え方ということでまとめさせていただいて、この考え方に基づいて、行革の思想、考え方というのは、引き継いでいるというふうに認識しております。

○はやお委員　結局、そうでしょう。私は、行革をやれということを言っているわけじゃなくて、行革の思想というか、節約をしていこうとか、無駄なものは省いていこう、そういうところの精神は大切ですよと。当然のごとく、計画のところから来ると、行革というものが１次、２次あった。その後、みらいプロジェクトがあって、その思想は引き継がれていると。でも、結局は、新しく第４次基本構想になったら、基本計画がない中で、そこ

のところはどこに求めたかというと、予算の複数年の発想のところなんですよ。でも、そこを見ても、なかなか分からないんですよ。だから、そこを明確にするべきだというふうに思っているんですけど、その辺はどのように考えているのか。
○前田財政課長　ただいま行革の考え方、行財政の考え方というところで、ご指摘を賜りました。行財政への考え方の中では、今ご指摘いただきましたように、中長期的な考え方をお示ししていこうというところで、お示ししている期間も、予算の概要の中では５年から１０年に拡大をして、今現在お示しをしているところでございます。一方で、その部分の中で、まだお示しが足りないというところに関しましては、ご意見としてぜひ受け止めをさせていただきまして、どういった部分をより可視化してお示しするかというのは、検討させていただきたいと思います。
　一方で、今ご指摘いただいた中で、考え方の中には、やはり変化に柔軟に対応していこうと、そういったところで、今回のこの行財政の考え方あるいは持続可能な財政運営、これを行っていこうということで、お示しをさせていただいているところでございます。人件費あるいは歳入の使い方といったところでは、様々に工夫を凝らしてやっていかないといけないという認識の下、引き続き行財政運営を行っていきたいというふうに思います。
○はやお委員　そういうところを横にらみしながら、決めていかなくちゃいけないと思うんですね。行革の思想も理解しつつ、そして、また、今後、積極的な事業展開も考えていかなくちゃいけない。私は、だから、ここのところで、何かといったら、行革のところの職員定数条例のところのキャップの部分をもう一度見直す必要があるんじゃないかと思っているわけです。例えば、何かといったらば、ここで、今回、学ぶべきだと思っているのは、増えてきましたよと。だけども、職員として、増やすものと、ここは減らしちゃいけないものとかというのがあるんだろうと思うんですね。そこのところの整理というのがあるのかどうか。例えば、今回のところについては、子どもたちの保育のほうの職員について、これ、職員定数条例の中に入っちゃっているんです。だから、そこをどうするのか。そして、また、九段中等の後期課程については、ここも入っちゃっているんですよ。これについては、高校の教員の数というのは、これ、かなり政策的なものなんですよ。でいったらば、４０人から何人については、固定的にそれは外に出すべきなんじゃないか。これは、僕、ずっと議論していたんです。この辺の整理というのは、どのように考えているのか。
　つまり、何かといったら、本当の職員定数の大きさについてのキャップが正しく基準ができていないんじゃないかということを言いたいわけです。そこをお答えいただきたい。
○中根人事課長　職員定数条例のご質問でございました。職員定数条例の上限、今、１，３２０名を引き上げるということについて、現在のところ、その考えは持っておりません。ただ、そういう、今現在、職員定数条例の人数に職員数が迫ってきているということは事実でございますので、いずれはどうするかということにつきまして、検討して答えを出さなければいけないという時期にあるということは認識しております。
○はやお委員　結局、ここのところについては、指摘程度で終わっちゃうんですよ、いつも。何かといったら、そういう答弁ですから。でも、結局、私が言いたいのは、職員数について、どうあるかということについて、根本的なことを、なぜだ、なぜだ、なぜだとやってもらいたいんですよ。で、必要なのか。何が必要なのか。それは何かといったら、今

度、もう一つあるのは、本当に行政がやるべき事業というのは何なのというところなんですよ。これだけ膨れてりゃ、どんどんどんどん職員数を増やさなくちゃいけないんですよ。となると、職員は何をやるかなんです。これだけ膨れ、（発言する者あり）そこをきちっと整理しなかったら、結局は、事業が増えていけば、それは人数を増やさなくちゃいけないんですよ。でも、本当に必要なものは何なのか。本当に行政がやるべきものは何なのかということを、この職員研修とか職員数から出てくるんですよ。そこを真剣にやれということを、僕は監査結果報告書が言っているんだろうと思うんですよ。そこを、今みたいな、表立って、さらっとやっていたら、いつまでたったって、強い組織にならないんですよ。そこをお答えいただきたい。

〇御郷行政管理担当部長　今ご指摘いただきました点でございますけども、中身の質というところと量というところで、両方のアプローチがあるかなと思っております。前半の人材育成というところは、どちらかというと、職員の質を高めていく。また、組織変革につきましても、組織力を高めるということで、質のほうかなと思っております。ただ、また、一方で、業務が多様化、複雑化する中で、どういった専門性を持って職員が取りかかれるか、職員ができない仕事に対してはどうしていくか。これまでの汎用的な仕事については、先ほど答弁さしあげたとおり、人材派遣のほうを活用したりとか、また、会計年度任用職員につきましては、専門業務のほうも活用したりとか、そういった様々な工夫を凝らし、また、さらに民間開放ということで、指定管理者制度も積極的に活用しながら、これまで取り組んできています。

　そういった体制につきまして、トータル的に、業務全体に対して、どういった役割がある中で、職員が、コンサルティング業務に対する指摘も踏まえまして、そういったコントロールできるような知識も、専門性の知識も高めながら、やりがいのある仕事をしっかりと今後もできるような、そういった全体を俯瞰しながら検討していくということが大事だというふうに認識しております。

〇小野委員長　はやお委員、１点確認させてください。今回、複数部のところからの答弁が必要なのかなというふうに理解していますけど、そこも、この後、各所管から何か、各所管への……

〇はやお委員　やります、やります。

〇小野委員長　分かりました。

〇はやお委員　結局はこういうことが全部下地になって、私が確認したいことというのは、決して、やっていないとか、職員が駄目だとかと、一言も言うつもりもないんです。本当に真剣に考えていって、そして、職員の人たちが明るく、それで、すがすがしくできる環境をどうやってつくるかというところにある。そうしたときに、やはり行革の考え方でいろいろあっただろうと。やっぱり、私は経験をして、経験値から、これについては、絶対削っちゃいけないんだというものは何なのか。それで、ここについては、数でこうだというのは何なのか。そして、また、今後、ここをやっていく上でのＯＪＴの状況はどうなのかということについて、この２点、僕は、条例部長の今の、それは何かといったら、以前も聞いていましたよ、はやお方式だなんて言われたけども、聞いて、条例部ごとに事情が違うわけなんです。そこで、今、各条例部長の２点について、どのように、今、踏まえて考えているのか、お答えいただきたい。（「条例部長に聞けと言っている」と呼ぶ者あり）

えっ。まずい。（発言する者あり）
○小野委員長　誰から。
○はやお委員　コード順。
○小野委員長　答弁できる方から順次でお願いします。
○小川子ども部長　ただいまお話がありました２点のうち、どこを削るとか、削らないかということについては、ちょっとお答えしにくい部分もございますので、明確にはちょっと申し上げられませんけれども……
○はやお委員　減らしちゃいけない。
○小川子ども部長　例えば、子ども部で言えば、事務職にのみならず、教職員や用務員とか、栄養士とか、保健師とか、多岐にわたっているわけでありまして、それがそれぞれその状況に応じたＯＪＴや、また、技術の継承や事務の引継ぎなどを工夫しながら行っている、そんなような現状がございます。少し例を挙げれば、教員で言えば、座学である研修だけでなくて、現場で学ぶということをメインとした日々の積み重ねであったり、あるいは教育研究所、これは退職した教員がメインとなっているんですけども、そのスタッフが巡回をして、きちんとした指導をして、技を綿々とつないでいくような工夫であったり、あるいは保育士であれば、子どもとの関わりについて、これも、やはり座学ではなくて、保育士自らがテーマを出して、セッションできるような場を設けたり、そんなようなことを繰り返しております。それとか、例えば、栄養士でいっても、これ、情報共有だけでなくて、ベテランの会計年度任用職員、現在、会計年度から正規に引き継ぐような過渡期にあるわけですけれども、そういった方が、一定期間、新人の栄養士の方と一緒に業務を行う中で、きちんと引継ぎをしていくような、そんなような体制も取っているところでございます。
　これらに共通して言えるのが、仕事に求められる技術の継承をきちんと行う中で、メンタルケアもきちんと行いつつ、言いたいことが言える、そして、可能な限り職員の思いが生かせるような、そんなような職場づくり、それを通じて、人材育成に努めているというようなところでございます。
○清水保健福祉部長　まず、冒頭からお話がございました、はやお委員のところにもご指摘、厳しいご指摘もございましたけれども、今般の決算参考書の誤り、会計管理者のほうでご説明を申し上げまして、ちょっと想定外ではございましたけれども、副区長からおわびのご答弁ということでございましたけれど、ご案内のとおり、全て３点、保健福祉部でございます。はやお委員からご指摘を頂いたように、職員は悪くない。ヒューマンエラーが起きるものだということでございます。ご指摘のとおりでございます。この原稿で、会計管理者、会計室のほうに出しますよということで、最終的な決定を下したのは、紛れもなく私でございますので、ひとえに私の確認が不足していたということでございます。改めまして、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。副区長からは、二度とこのようなことのないようにという厳しいご指摘でございましたけれども、私も目を皿のようにして見たつもりではおるんですけれども、このような３か所も間違いがありましたので、二度とこのようなことのないようにしたいところではございますけれども、（発言する者あり）頑張ってまいりたいと思います。
　ご答弁に参りますが、削ってはいけないのは何かというのの保健福祉部でございますけ

れども、保健福祉部、ご案内のとおり、なかなか難しい状況でございます。高齢者、障害者、生活に苦しんでおられる方、様々おりますので、そのための独自の事業も相当程度やっております。ご指摘のとおり、一旦始めてしまいますと、参加者がなかなかいなくても、なかなかやめられないという状況で、確かにご指摘のとおり、そのために、職員、相当の人数を出さなければいけないという状況になっております。ただ、ご指摘のように、そうはいっても、行革の視点から、このまま膨れ上がっちゃうんじゃないのというのは、私も感じておるところでございますので、今後、保健福祉とはいえ、今の時代に合った新たなサービスの在り方というものは考えていかなければいけないのかなと思っているところでございます。具体の事業は、ちょっと差し控えさせてはいただきますが。

２点目のＯＪＴについてでございます。オン・ザ・ジョブ・トレーニングということでございますけれども、部長が偉いとか、課長が偉いとかなんて、これぽっちも思っていないわけでございまして、歴の長い職員が教える側、歴の短い職員が教えられる側なんていう固定的な概念は持ってはいけないんだろうとむしろ思っておるところでございます。とはいえ、やっぱり積み重ねた経験とか知識というのは、それをご存じない職員に伝えるという機会は、ある意味、有用ではないかと思っておりますので、私の部のところでは、率先して、そういう機会を設けるように努めていっているところでございます。

○印出井地域振興部長　地域振興部における削ってはいけない事業ということについての認識ですけれども、地域振興部は、一つは税務、戸籍、そういった区政全体を――住民登録とか、下支えするような業務、そういったところも担っているところでございます。それについては、業務の効率化とかＤＸ化とか、そういった中で、今後、よりサービスの向上、効率化を図っていくということになろうかなというふうに思っています。

内部統制の関係でいいますと、先ほどもご指摘ありましたが、そういった事務というものについては、本来間違ってはいけない事務ではあるんですけれども、ご指摘ありましたように、幾つかそういう業務におきましてもミスが散見されているというところでございます。そういった基幹系の事務については、一つ、ＤＸ化の中で、その事務の法的な根拠とか、趣旨とか、関係性とか、そういうことについての意識がＤＸ化とともに薄れてしまうという面がありますので、その辺りにつきましては、まさに集合研修的なもの、それから、各出張所等の職場で行うＯＪＴ的なもの、そして、さらに、それぞれの担当者が、担当者会等々の中で、そういった事務の在り方、正確性を確認し合うもの、そういった形で進めているところでございまして、今後については、その辺りについて、もう少しミスの起きないような工夫というのを考えていきたいかなというふうに思っております。

それから、もう一方、我々の事務としては、やっぱりコミュニティとか、産業振興とか、文化芸術というようなものの振興があります。その辺りについては、非常に、削るか、削らないか、まさに議員の皆様からの様々なご要望、ご指摘もある中で、どういったものに我々として注力していくのかということについては、日々検討している中でございます。ただ、与えられた資源の中で、そういったコミュニティや産業振興、文化振興を進めることについては、やはり、我々としても、コアな部分というのは、常々深く検討していかなければならないかなというふうに思っているところです。

先ほどの基幹系の事務も、そういったコミュニティ系の事務もそうなんですけれども、要は、仕事に取り組むときに仕事に集中できないということであれば、やっぱりほかのこ

とを考えるわけで、ミスも起きたり、非効率になるわけなので、そういう事務を進める上で、職場の環境というんでしょうか、風通しというんでしょうか、チームワークというんでしょうか。そういったインフォーマルな、場合によってはインフォーマルな部分を含めて、そういったことにも、今、改めて、しばらく効率化一辺倒だったところ、民間の中でもそういう組織内のインターナルコミュニケーションとか、そういうものも重視されているところでございますので、その辺りについても、うちの部としては考えてまいりたいと。併せて、地域の人との交流とか、意見交換とかについても、研修という場面も含めて、深めていきたいというふうに考えております。

○藤本環境まちづくり部長　２点のご質問ですけれども、まず、私はＯＪＴのほうからお答えしていきたいと思います。

　委員おっしゃるように、職員がこれから確保できなくなる中で、区民ニーズがますます高度化する、働き方改革も進む中で、やっぱり一人一人の能力を高めていくというのは非常に重要だと思っています。やり方としましては、個人のそれぞれの育成の方法があるかなと思っていまして、アドバイスの仕方も、やっぱり仕事の目的、それから、役職によっても異なると思っています。やっぱり、でも、その中でも、一番大事なことは、仕事を、課題があったときに仕事を面白く見せてあげる、やってみようという気持ちにさせることが大事だと思っています。ですので、ただ課題があるから、ちょっと向かっていこうというわけではなく、区民の目線とか、ビジネスの面から見るということで、見方を変えて、少し面白くするようなことをしてあげるのが大事かなと思っています。

　それから、あと、削っていけないものは何かということですけれども、先ほど、例がありました上長の指導力がないというようなお話がありましたが、私にとっては、すごく非常に衝撃的だったなと思っています。今やっていることは、我々は政策的に決めることと、あと、日々の仕事がありまして、やっぱり、それは意思決定するに当たっては、起案をしていて、１日５０件ぐらい私のところには来るんですけども、その中で、職員、公の職員が、やっぱり、そういう事務処理をするに当たっては、法令と条例と規則にしっかりとのっとってやることが区役所は大事だということで、その起案を見ると、やっぱりそれが盛り込まれているかどうかというのがよく分かりますので、そういうのを一つ一つチェックする中で、もう一回、よく法令を調べてもらうとか、考えてもらうとかということをやってもらって、大分、ここ１年半ぐらいの間では、レベルが上がってきたかなというふうに思っているということです。

○村木政策経営部長　政策経営部のほうなんですけど、政策経営部は、部というよりも全体を見ていかなければいけない立場だと思いますので、部というか、全体的なこととしてご答弁させていただきたいと思いますけど、その前に政策経営部独自ということでいえば、政策経営部の場合は、ほかの部と違って、例えば法定受託事務とか、絶対やらなきゃいけないとか、そういったものよりも、むしろ政策的に区の裁量でやっていく、そういったものの部分は多いのかなとは思っています。ただ、そういったものが多いからこそ、より一層、効率的あるいは合理的なやり方に努めなければいけないというふうには、それは認識していますし、また、それを、全庁的に考え方等をきちんと広めていくというか、やっていけるような土壌をつくっていくというのは、非常に重要なことだと思っています。

　ＯＪＴにつきましては、これは、教える側と教えられる側、それぞれが教えられるのを

待っているとか、教えられる人が聞いてくるのを待っているとか、そういった形だと、なかなかうまくいかないと思っています。それぞれが主体的に自分の仕事に取り組んでいく中で、疑問に思うこと、当然、疑問に思わなければいけないこと、そういったことをきちんと認識できる、そういった状況の中で仕事を進めていってもらいたいと思いまして、そういったこともありまして、今現在、政策経営部のほうでは、組織改革、これに努めておりまして、主体的なそれぞれ皆さん、職員の皆さんが仕事を進めていけるような、そういった組織風土の形成に努めていきたいということで、今現在、組織風土の改革に努めている。これによって、また、ＯＪＴについても、効果の向上とかが見込まれるのではないかなというふうに考えているところでございます。

〇はやお委員　ありがとうございます。本当に条例部長の真摯なる答弁いただいて、これについて質疑をするということについては、僕はあり得ないと思っています。こういう苦しさだとか、没我して大変なことということを理解した上で、これから部分的なものでやっていく。やっぱり、一つ、きちっと伝えなくてはいけないことは、例えば、今回の公民権停止のことでミスをしたその方って、すごく反省していると思います。だから、どれだけな嫌な思いしていて、どれだけつらい思いしているか、そのところを酌み取れるような組織であってもらいたい。そういうところをどうやってカバーしていくかという組織であってもらいたいというように思っています。

　それで、最後のところになりますけれども、私は、何かといったらば、今回のことで非常に大切なキーワードがあります。挑戦と人材ということで、令和８年の、結局は、予算編成方針、これ、人に関する人材方針ですから、そこで確認したいことが、今あったように、本当に根底に流れる組織の流れはどうなっているんだろうか。じゃあ、それを、大切なことだと思いますよ、５０人近くの若い新人の人たちが、この挑戦という言葉を、キーワードを出してきたことに関して、否定はしないですよ。でも、今、その段階なんだろうかと。やはり、どういうふうにやっていくんだろうか。そして、また、今、各条例部長の、私は、行間のところにつらい思いだとか、大変な思いを酌み取りましたよ。ちょっと苦言かもしれないですけれども、僕は、区長が非常に地域へ回っていただくことは、すごくありがたいことです。喜んでいますから、みんな、区長が来ていただいた。でも、でもですね、私は、全体的なところを見て、区長がもう少し職員、行政に対しても、分かる、分からない別にしながら、どうやって声をかけていっていただけるか。そういうところについての思いというのを、私は必要だと思っているんです。

　というのは何かといったら、石川さんがいいということを言っているんじゃないですよ。彼は、行政マンでしたよ。執行官でしたよ。だから、いいことも悪いことも分かった。だけど、ここの、今回の挑戦という言葉をあえて方針で入れた。それで、今のところからしたときに、僕は、区長自らの言葉を頂きたいと思っています。そういうふうに、別に細かいことを聞こうと思って――本来であれば、聞きたいですよ。どういうふうにやって、インセンティブの仕組みをつくっていくのか、これは本当に挑戦に行けるのかというところを聞きたいですよ。だけど、今、まだその段階ではないと思っていますので、そこが答えられればいいんですけども、僕は、区長のこの挑戦という言葉に対する思いと、今の実態論をどういうふうに把握しているのか、お答えいただきたい。

〇樋口区長　様々ご質問いただきまして、ありがとうございます。また、課長ないし各条

例部長からもお答えをさせていただいたところであります。

私自身も２期目に入りまして、５年目というところで、区の職員を見ていないと言われるかもしれませんけれども、仕事ぶりは、直接も、また、間接的にも聞いているところであります。そうした中で、やっぱり大事にしたいのは、現場で光を浴びなくても、しっかり働いている職員だったり、経験やノウハウを持っている公務員がいると。こうした人たちをしっかり大事にするという組織にするのが大事なことなんだと思うんです。どうしても政策あるいは新しい施策があると、区ないし区長が何か答えることも多いんですけれども、その裏には、やはり副区長がいて、教育長がいて、教育は教育行政でありますけれども。また、部長、課長、係長と、主任と、そういうみんながチームになっている姿を、私、５年間見てきたつもりであります。

そうした思いが私自身はこう思っているんですけれども、議会でもご報告したかもしれませんが、それぞれみんな一人一人の人生を歩んでいると。そうした中で、１日で一番いい時間帯を、この日中、この役所、この千代田区で過ごしていると。また、人生の中で一番いい活力みなぎる年齢、年代をこのまちで働いていると。であるからこそ、この職場こそがやはりぬくもりがあったり、厳しいときには支え合ったり、また、トラブルがあったときに助け合うと。また、挑戦してみようかなと、こんな新しい課題が出てきたというときには、じゃあ、やってみようかと。また、そのフォロー体制も含めて、そういう職場であってほしいというのは、実は、就任当初から職員には声をかけてきたつもりです。

昨年はああいう事案も起きました。大変、私自身も衝撃を受け、組織変革に取り組もうと改めて取り組んできたところです。今までも、ＯＪＴ、職員研修の話からご指摘が始まりましたけれども、私も、見ていましたら、やはり制度の課題もあるということで、特別区の区長会のほうでも、新規の採用、あるいは経験者採用、採用、評価、給与と、こうしたものは特人厚ですとか人事委員会の絡みもあるものですから、そうしたところでも問題提起をし、有志の区長の中でも議論を深めているところであります。ですから、こうした制度のところは、私自身も、特別区長会の中でしっかり発言しながら、昨年ですかね、昨年以来、この２年弱の間、取り組んできたところでありますし、一部、少しずつ改善も進んできたと。ただ、事、はやお委員からもおっしゃっていただいた千代田区独自の課題は何だろうというところについては、私は組織変革を進めていきたいと考えているんです。

申し上げたとおり、やはり、特にこの年齢層を見ても、２２歳から３６歳は非常に大きいという中では、特に、まあ、４０代も５０代も働き盛りなんです。６０代も、今となっては働き盛りなんですけれども、特に、この２０代、３０代の年代が自分らしさとか、やはり成長できるんだろうかとか、チャレンジしてみたいなと。でも、怖いなと。失敗したらどうしようと。こうした雰囲気があるような気がしてなりません。そうした中で、この５０人の中堅若手の職員が自らの言葉、ワークショップを重ねながら、挑戦ということを言ったことに、私自身も実は驚いた。私から、上意下達で押しつけたものではありませんから。ただし、そこには副題がありまして、「千代田らしさを自分らしく」、「千代田らしさを、わたしらしく」と、やっぱり千代田という唯一無二のこのまちで働く誇り、奉仕していきたいという気持ちとともに、やっぱり私自身の自己実現もあるんだなというのを改めて感じました。そうした中では、やはりこの唯一無二のまちで働く喜び、公に奉仕する喜びを抱えながらも、それぞれの人生が実りある人生になっていくと。職員一人一人の

ことを思いながら、取り組む組織風土に私自身は変えていきたいと思っております。そうした中で、結果的には、区民の皆さんから厳しいご指摘もたくさんありますから、しっかり受け止め、改善する中でも、あの施策はよかったよと、こうしたサービスが生まれてよかったよと、こうした感謝もあると、我々うれしくなるものですから、そうしたいい循環を生み出せるような組織に変えていきたいというところでございます。

どうぞよろしくお願いします。

○小野委員長　はい。ありがとうございます。

○小林委員　関連。

○小野委員長　関連。職員研修についての関連ですか。

○小林委員　はい。職員の体制についてです。

ちょっと七、八年、もう１０年ぐらい前になるんですけど、今、区長が答弁なさって恐縮なんです。ちょっと確認だけしておきたいんですけど、１０年ぐらい前に、業務量が増えると。もう爆発的に人口も増える、千代田区は人口も増えるし、業務が増えるということで、企画課が中心になっていたと思うんだけど、その業務をデジタル化に移行していかなくちゃいけないという議論が、で、課題になっているんですけど、今、既に業務のデジタル化移行が十分進んでいると私は思えませんけど、そのときに、１０年ぐらい前にあったと。それで、デジタル人材も増やしていかなくちゃいけないねという話になっていたんですけど、デジタル人材を増やして、今の業務をデジタル化するのには、今の仕事を続けながら、デジタルに変更する仕事もしなくちゃいけないと、２倍の人が要るという議論になっていたんですよ。それをデジタル化に移行するときの、どうするんだといって、そのとき、職員が1,０８０人かな、すごい少なかったんですね。で、今、1,３２０人に増えたんですけど、もう、それは現場のほうの職員、子ども部や何かの現場の職員がすごい足りなかったというのは、そっちに吸収されちゃったかもしれないんですけど、そういうデジタル化とか、ＤＸの人材が、これ、またＤＸ自体も専門職も要るので、副区長が１人増えても、ちょっと難しいと思うんでね。そういう議論がなされて。

ただ、そのときにもなされていたのは、特性があって、やっぱり役所の仕事というのは法的なもの、法律の規制や何かがあるから、そういうのを自動化する、簡単に自動化できないし、委託も簡単にできないよというところで、そういうのを見極めながらまたやるんで、時間も人もすごくかかるよという議論だった。それを何とか解消していかなくちゃいけないというところで、各課にそういうことが求められてきたんだけど、この話というのはどこまで進んでいるんですか。今、デジタル化をやりながら、普通の業務をやりながら、倍のことがかかるのに、何とかデジタル化に移行しなくちゃいけない。ＤＸでやるんでしょうけど、そのときは、ワンストップサービス、これは質問は後にしますけど、ワンストップサービスも含めて、１回、役所が何回も、区民もそうだけど、何回も同じことをやらない、役所もやらないということで、デジタル化移行と考えられて、さっき言った課題があったんだけど、その辺は、どう整理されたんですか。

○白川委員　関連。今の質問の関連で。

○小野委員長　はい。白川委員。

○白川委員　経営コンサルタントの神田昌典さんが２０００年ぐらいに出された本で、日本企業は崩壊するというのを予言された本があります。これは、ロスジェネ世代の採用人

数が減っていると、例えば、今だと、４５から５５ぐらいになると思うんですが、その頃だと、多分３５から４５ぐらいですかね。もっと前かな。その世代でノウハウの継承というのが切れてしまうと。だから、日本企業は、今の形、要するに、飲み会なんか上司と一緒に行って、口移しでノウハウを学ぶとか、暗黙知のこの継承というのをやっていくというのが、（発言する者あり）日本企業のこれまでの形だったんだけれども、このある世代の人数がぐっと減ることによって、下から上でノウハウが切れてしまうということを予言されています。これによって、これまでの飲み会とか、（発言する者あり）交流するとか、年齢が近い人たちだけで集まる、（発言する者あり）ちょっと静かにしてもらっていいですか。年齢の近い人たちで集まって、ノウハウを先輩、後輩で受け渡していくという、これまでの形というのはできなくなっていくので、これを長く続けていくと、日本の企業も、日本の自治体なんかも崩壊していくだろうと。ただし、それを乗り越えることができた組織というのは、さらに強くなるということを言っていらっしゃいます。これを知の接続というふうにおっしゃっています。その方法というものを、神田昌典さんは既に提唱なさっているんですね。

それにのっとって、幾つかの企業、例えば、トヨタとかコマツとかＡＮＡとかという企業が、あるノウハウが受け継がれないような世代を乗り越えるための知の接続の仕方というのをかなりトライ・アンド・エラーでやっていまして、成功しています。それができた企業というのが、今、強い企業として残っているわけですよね。

で、同じことをやったのが、実は、東京都水道局もやっていまして、水道局に関しましては、徹底的に修理とか工事の現場というのを映像で撮りまして、それを若い人たちに見せるというやり方ですね。これまでのノウハウの継承というのを乗り越える努力というのをやっています。

私は、この中で、一番参考になるというのは、ＡＮＡだと思います。ＡＮＡはどうやって、これ……

○小野委員長　はい。じゃあ、そうしたら、今……

○白川委員　いいですか。乗り越えたかというと、失敗の、失敗したことを徹底的に掘り下げて、デジタル、ＤＸで共有化するということをやったんですね。これ、多分、千代田区も、同じ、今、問題に接しまして、これ、ミスが今増えているというのは、実は偶然ではなくて、このノウハウの継承というのがやれなくなってきているというところがあると思うんですね。うちは、もうデジタルに関しては、すばらしい人材がいらっしゃるので、ぜひ、今回の失敗、前の失敗というのを乗り越えるんではなくて、なぜ失敗したかというのを分析したものをみんなで共有するということをやっていただくというのを徹底して、ミスの見える化というのをやっていただくことによって、乗り越えていただけないかなというふうに考えています。

これは、もう実際にやって成功したところが幾つもありますので、千代田区に関しましても、何か見ていると、やっぱり同じようなミスというのが多いですから、これを止めるためには、やっぱりミスを隠さないで、あるいは、もう失敗、失敗と言って謝るとか、どうやってこれを、何というか、許してもらうとか、そっちへ行くんではなくて、なぜ失敗したかというのを分析することをやっていただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

〇小野委員長　はい。じゃあ、今、二つ関連ということで、小林たかや委員、それから白川司委員からございました。ＤＸに絡む話、それからナレッジをどう継承するかというところなんですけれども、これについて、まとめてご答弁いただけますでしょうか。
〇夏目デジタル担当部長　私のほうからは、小林委員のご質問のほうにちょっとお答えをさせていただきたいと思います。
　デジタル化と業務のほうでダブルで人がかかっていく、それについて、どういう整理をしてきたかということで、すみません、ちょっと過去の経緯については確認をする必要があるんですが、やはり、これまで出ていますマンパワー不足ということに関して、これから、労働力人口の減少で、当然、職員数の確保が難しくなってきます。あと、質の確保というのも難しくなってくると思います。そんな中で、やっぱり行政サービス持続可能性を高めるということが必要なので、そこで、やはりデジタルの果たす役割というのは大きいと思います。
　デジタル、これ、本会議の再質問でもお答えしたんですが、やはりデジタルを進めていくためには、効率的、効果的な進め方をしなきゃいけない。効率的、効果的というのは、やっぱり順番を間違えちゃうと、手戻りが生じたり、無駄が生じたりしますので、そういうところをきちんと整理して、その順番に従ってやっていくことで、最初に、例えば、行政手続のオンライン化なんていうところは、手続、申請とか申込みというのは入り口ですので、入り口をしっかりデジタル化することで、窓口のほうの人が減っていく。窓口のほうに割く人材が減っていく。その減った人材をさらなる効率化とか、さらなるデジタル化に向けていくことで、そういうサイクルが回っていくということで、そういったきちんとした計画立てて、効率化が図れるところからデジタル化を進めていくような取組をすることで、やはり、そういったことに寄与していくことが必要かなというふうに考えております。
〇小野委員長　はい。小林委員。
〇小林委員　そこまでは、話はずっと同じです、言われていたのが。そのときに、だから、両方進めなくちゃいけないときに、人が要りますねといったときの整理はできたんですかと聞いている。要するに、デジタル化しなくちゃいけない、業務量が増えて。職員もいなくなるし。といっても、それをデジタル化するのには人が要りますね、２倍の仕事が要りますねという議論だったんですよ。それを整理してやっていくという話だったんで、デジタル化もするためには、そうでしょう、デジタル化を進めながら。といっても、この庁内でやらなくちゃ、じゃあ、それを外部委託できるかというと、法律的な問題とかあるから、投げられないんですよという話だった。だから、部課長、課長がそういうのを整理しながらやっていくんだけど、仕事量ががっと増えちゃっているんで、その人材も確保しながらやるにはどうするんですかという議論にずっとなっていて、今、その前の整理したのは分かりますけど、実際、その人材をどうして、それを解消しようとしているんですかと聞いているんです。
〇夏目デジタル担当部長　すみません。ちょっと過去の経緯については確認が必要ですが、やはりダブルで人がかかっていく。そのかかる人をどう確保するかということに関して、やはり時代も変わってきていると思います。労働力人口が減っているのは、何も公務員のほうだけではなくて、やはり民間のほうも人材不足に悩んでおりますので、区では、デジ

タルでできることはデジタルに任せる、そこで必要な人員というのは、やはりあらゆる方法で確保するとか、あるいは効率化を図って捻出するとか、そういった方法を続けざるを得ないかなというふうに考えております。
○小林委員　できているんですかということです。効率化を図らなくちゃいけないわけでしょう。効率化を図るために、先ほど言ったように、持続的な業務を続けながら、デジタル化を図ると。だけど、その部分というのは、区役所の場合は、法律もあるし、いろいろなことがあるから、投げられないと。区役所の中でやらざるを得ない。人はいない。けど、やらなくちゃいけないという二律背反のところにあったんで、それをどう進めているんですかと聞いている。今、できているんですかと。だから、ＤＸ人材が足りないんですか。ひょっとしたらＤＸの人材が足りないかもしれないんで、そこはご報告もないから分かりませんけれども、どうやって、現実、整理してやっているんですか。これからやるんじゃないですよ。やっているんですかとお伺いしています。
○夏目デジタル担当部長　やはり、区がやるべきこと、あとは、ほかに任せてもいいこと、そこはきちんと分けていく必要があります。区がやるべきということで判断したものについては、やはり内部の職員で、それは人材育成等を続けながら、効率化等を図りながら、できている、できていないということではなくて、そのように進めていかなければならないというふうに考えております。
○小野委員長　なので、現在、推進中ということでよろしいんでしょうか。
　政策経営部長。
○村木政策経営部長　私のほうからは、先ほどの白川委員のご質問のほうのご答弁をさせていただきます。ノウハウの継承という、そういうお話だったかと思います。
　我々公務員で言うと、こういった、公務員というか、一般的にノウハウとかというと、マニュアルとかというお話がよく出るんですけど、我々公務員にとって最も基本的なマニュアルは何かと言われたら、それは法令だと思います。先ほど来出ているいろんなミスについても、何かするときにその基本となる法令に当たらないとか、今までやっていたから、これでいいだろうとか。そういうことでやっていくということ、こういう姿勢がちょっと間違いにつながっている、そういう面はあると思います。ですから、そういったところを、まず、きちんと先ほど言ったように、各職員が主体的に自分の仕事を進めていくような、そういう環境をつくっていきたいというのが一つでございます。
　それから、失敗事例の共有ということでございますが、こちらは、先ほどデジタルのほうの質問とも関連しますけど、現在、庁内でデジタルツールを使った情報共有を様々行っておりますので、そういった中で、そういった単なる、何というか、知識の共有だけではなくて、そういった失敗事例とか、そういった問題についてもまた共有しながら、全庁的に検討するような、そういった形を少し検討させていただきたいなと思います。
○小野委員長　はい。それでは、よろしいですね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○小野委員長　以上で、分科会から報告された総括質疑において論議することとした項目の質疑を終了いたします。
　お昼前になりましたので、ここで、お昼休憩を挟みまして、１時間休憩で、１２時５０分でよろしいですか。１時スタートで。１時スタートでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、１時再開ということでお願いいたします。お疲れさまでした。

午前１１時５１分休憩

午後　１時０１分再開

○小野委員長　はい。それでは、再開いたします。

それでは、ここからは各委員からの総括質疑に入ります。

政策経営部所管の項目について、総括質疑を受けます。挙手でお願いいたします。

○小枝委員　官製談合と退職金返還請求と仮処分の、この３点に関わる質問をさせていただきます。

基本となるのは、官製談合の真相究明ということなんですけれども、委員会に入っていらっしゃらない方もいるし、区民や議員にも、私が聞いていることがより正確に伝わるように、手書きなんですけれども、フリップを作ってきましたので、こちらのほうを見ながら質問させていただきたいというふうに思います。（発言する者あり）見えますか。（発言する者あり）

そんなに細かいところまで突っ込んでいきませんので、それでは、やらせて――このフリップは何を基に作ったかといいますと、この間の本会議等々でもその都度伝えてまいりましたけれども、こちらは、この令和６年１月２４日に元区議と元部長が逮捕されたことから、官製談合事件が展開されていくわけですけれども、主に逮捕される前の行政と、それから、弁護団との関わりというところを表示してあります。その基になっているのは、名前は、一応、Ｂ元区議というふうに書いたんですけれども、逮捕されたＢ元区議の弁護人となっているハン弁護士、こちらは名前を言ってもいいと思うので、ハン弁護士から、逮捕されたＹ元部長に、会いたいという連絡があって、１０月１日と１０月８日のこの２日間にわたり、５時間の面談というのがあって、そのときにＹ部長は身を守るために音声データを録音していたということで、５時間にわたる音声データというものをしっかりと聞き取り、読み込んでみると、流れがより分かるということで、このような、もっと本当は詳細なんですけれども、資料になっております。そして、この音声データは、Ｙ元部長が自ら警視庁２課のほうに提出し、返却をされたものでもありますので、合法的なものでございます。違法なものではないということですね。

私、一番末席なので、理事者の皆さんによく見えるというのはいいことだと思いますからね。これ、よくご覧になっていただければと思います。

この年表は、令和５年の９月２３日から始まっております。この９月２３日、土曜日、日曜日ですね、２３、２４のこの２日間、ここでは、Ａ元政策経営部長と書きましたが、事情聴取が行われたとあります。そして、私が作ったメモの基になっているものは、その１週間後、１０月１日、そして、その１週間後、１０月８日、この２日間にわたって、ハン弁護士とＹ元部長とが面談をした、この５時間のテープというのが手元にあります。そして、これをひもとくと、何が分かるかといいますと、このハン弁護士というのは、Ａ元政策経営部長が事情聴取をされたことによって、誰に相談をしようかということで、これも実名で、南木みお弁護士に相談をしています。この南木みお弁護士というのは何者かというと、それから半月ぐらい後に、神田警察通りで５５２万を払って仮処分の手続を依頼

する弁護士なんです。この南木弁護士に政策経営部長が相談をし、しかし、私は、この千代田区の神田警察通りの仮処分をやるので、自分の非常に信頼できる１２歳年上の元検察で室長だったハン弁護士を紹介しましょうということでした。そして、ハン弁護士は、まず、Ａ政策経営部長をとにかく守ると。そして、１人ではできないから、弁護団チームを組みましたと。そして、逮捕された元区議の直属の弁護士であります。そのテープの中では、自分は直接やらないで、ほかにやらせると言っていたんですけれども、結果的にはなります。

そして、こういう流れの中で、千代田区役所のほうでは、１０月１０日に捜査２課が千代田区に協力依頼に来たと。そして、千代田会館１０階を貸し出しましたと言っているんですけれども、南木弁護士が仮処分をかけたのは１０月１３日、仮処分をかけたというか、区との契約をしたのは、起案日も１０月１３日で、決裁をしたのも１０月１３日、この１０月１３日の金曜日というのは、環境まちづくりの委員会にとっては忘れられない日なんです。なぜならば、元区議が、逮捕された元区議が最後に出てきて、本当は病気だから行かないと言ったんだけれども、出てきて、朝１０時半から夕方４時ぐらいまで委員会を務めて、それ以降、一切出てこなかったという日なんです。最後の日なんです。

この１０月１３日にはいろんなことが起きているんですけれども、ここで、一つ、まず、確認をしておきたいのは、なぜ、政策経営部長は、これから将来に環境まちづくり部が区民に対する仮処分の依頼をしようとしている弁護士に依頼ができるかというと、間に誰かが入ったからなんですね。所管をまたいで知り合いになるということはないので、誰が紹介したのか、誰が間に入ったのかというところを、まず、冒頭、質問いたします。

これは、区長か、副区長か、環境まちづくり部長か。当時のね。当時の。（発言する者あり）令和５年。令和５年。

これ、非常に重要なところです。

〇小野委員長　はい。では、一旦、まず一つ目の質疑ですね。

ちょっと休憩しようかな。ちょっと暫時休憩いたします。

午後１時０９分休憩

午後１時１１分再開

〇小野委員長　再開いたします。

小枝委員。

〇小枝委員　令和６年度との関連で、なぜ、この内容が令和６年度の決算執行に関わるかということなんですけれども、区は、一貫して、この事件を知り得たのは、１０月１０日の捜査２課から区に協力依頼が来たときからだというふうに言っているわけなんです。言っている、今まで何度も答弁しているんです。しかしながら、ここのピンクの四角のところを見ていただくと分かるように、区は、もうこの９月の段階で、もしくは、南木弁護士に相談をする段階で、この事件が起きていたことを知っていたはずなんです。その事実をしっかりと確認しないと、その先の令和６年度の時間を費やしてやった再発防止の対策が的確に取られていったかどうかということが問えなくなってしまうんです。なので、このピンクの四角のＡ政策経営部長から南木弁護士に相談し、南木弁護士がハン弁護士を紹介し、そして、ハン弁護士がチームを組んで、逮捕された元区議と元政経部長と、もっと言えばもっと、Ｙ部長は断ったわけで、みんな一緒にやりましょうということだったんです。

なので、誰が南木弁護士を紹介したんですか。なぜ時系列を書いたかというと、１０月１３日にならないと、起案書も決裁もできていないんです。ここまで、この後であれば、確かに起案決裁しているから、そこで契約に関わって、政経部が知らないことはないということも言えるんです。でも、この段階ではまだ……
○小野委員長　小枝さん、小枝委員、小枝委員、マイクが入っていないです。
○小枝委員　あ、そう。はい。
○小野委員長　マイク。
○岩佐副委員長　マイクの前でしゃべって。
○小野委員長　マイクに声が入っていないです。
○小枝委員　オンになっています。
○小野委員長　オンになっているんですけど、多分……
○岩佐副委員長　フリップに寄るあまり、マイクに、（「拾えていない」と呼ぶ者あり）拾えていない。
○小枝委員　あ、聞こえなかった。
○岩佐副委員長　聞こえない。
○小枝委員　あ、そう。乗り出しちゃいけないのね。じゃあ、まあ、答弁できる。
○小野委員長　じゃあ、これについて、答弁できますか。
○村木政策経営部長　小枝委員がご指摘する弁護士の方に弁護を依頼したというのは、私の前任者だと思いますので、後任として、私のほうからご答弁いたしますが、それは元部長が、元政経部長が個人的に依頼したものですので、我々としては一切関与していない、関知していないところでございます。
○小野委員長　小枝委員。
○小枝委員　だから、これを作って聞いているんですけれども、どうして政策経営部長が、環境まちづくり部長がこれから依頼しようとしている弁護士ともう知り合いなんですかということを聞いているんです。それは答えられないでしょう。（発言する者多数あり）
○村木政策経営部長　無論、なぜ知り合いだったかということは、それは、我々というよりも、その元部長に聞いていただかないと分からないわけなんですけど、先ほど申し上げましたように、これは個人的にお願いしたものですし、どこでどういう形で知り合ったのかというのは、それは我々も知りませんし、どなたかの紹介があったのかもしれませんし、政経部長という立場から言わせていただければ、政経部長、特に訴訟関係については全庁的にいろいろとやっていますし、様々、トラブルが起こったときも、全庁的にいろいろやることについて情報を頂きますので、どこでどういう形で知ったかというのは、それは我々としては分からないところでございます。あくまでも前部長が個人として依頼したものという、そういう認識でございます。
○小枝委員　予算の委員会のときに、どうやって南木弁護士を探したんですかという質問を、これは岩田さんがしているんですよ。そしたら、ホームページで探しました。ホームページで探して、これから依頼しようかどうかと言っている弁護士と、それ以前に政策経営部長が会うはずがないんです。会っているならば、じゃあ、どういう公式の会議で、どういう場面であったのか、それを出してください。
○村木政策経営部長　先ほどから申し上げているように、前部長が個人として依頼したも

のですので、我々としては、一切、そういった紹介とか、そういうことはしておりません。それが、もし、我々のほうでそういったことをしているというのであれば、むしろ小枝委員のほうからその証拠、その事実を指し示す何らかの物証を出していただきたいというふうに考えています。それを吟味した上で、我々のほうとしては改めて答弁させていただきたいと思います。
○小野委員長　じゃあ、これ、ちょっと繰り返しになるので。
○小枝委員　今、大変いい答弁いただいたので、私が持っている資料をしっかりと受け止めて、吟味したいというふうに言ってくれたんですよ。
○小野委員長　はい。
○小枝委員　資料、持っています。持っていますよね。それをしっかり共有して、行政のほうとしても、吟味したいというふうに答弁されたんですよ。（発言する者あり）いやいやいや、まだまだ。そうじゃなくて、私が持っているテープレコーダー、それから、それの書き取り、それを区としても確認することはできるということですね。
○村木政策経営部長　まず、第１段階として、それが適法に取得されたものであること、それから、そこに個人とかが出ているのであれば、その方たちの同意が得られていること、先ほどの話でいえば、その弁護士とか、あるいは録音者という部長、こういった方の了解が得られているということで、適正なものとして頂けるということであれば、我々としては、それは、受け取りはいたします。ただ、それについて、我々として、どう考えるかというのは、それは、我々自身でまた判断していきたいというふうに考えてございます。
○小枝委員　ぜひ判断していただきたい。私も、この内容に関しては、本当に政治生命をかけてやっています。もし、これが不当なものであったり、真実と異なるものであったら、それなりの覚悟を持ってやっています。なので、部長も、長らく千代田区のために尽くしてきたわけですよね、法律の下に。それに偽りはないわけですよね。でも、部長だけじゃないんですよ。本当は、前任者であったりとか、副区長、もしかしたら、区長、でも、私は区長を信じているんですよ。区長は、ちょっと、何というのか、さっきのＯＪＴの話じゃないけれども、トップのエラーはあったと思いますよ。自分のところの職員が、実際、自分が着任した後も、令和３年の６月なり９月なり、ずっと官製談合をやっているわけですよ、この資料を見れば。それも知らんふりして、そして、政策経営部といったら、再発防止を区民のためにしっかりと調べ、練り直す、そういう信頼を最も委ねられた職務の部長が誰よりも先に事情聴取を受けていたという事実、それを知らなかったからでいいというふうに言っちゃったら、これは民間企業では成り立たない。民間企業のマニュアルには、こういったことに関わっている当事者は、この捜査なり、調査なり、報告を書いていく役割から除くべきだというのがマニュアルに書いてあります。どうして公務員だけがそんなことしなくていいんですか。どうしてそんなゆるゆるで、ずるずるでいいんですか。
　今、私が聞いたのは、知っていたか、知らないか、この経過を見れば、私、Ｘと書いたけれども、区長か、副区長か、まちづくり部長が知っていたはずなんですよ。知らないはずはない。じゃなければ、政策経営部長、職員、みんな犠牲者ですから、私はかばう立場だと思っています、全員、吉村さんも含めて。だけれども、誰かをおとしめたり、誰かを、何というか、悪者にして逃れていくというのはあってはならない。公平公正な捜査、調査になっていないでしょうと。なぜならば、自分が捜査されているんだから。捜査されてい

る本人がこの中心になっていたということを、区長は知っていたのか、知らなかったのか。もし本当だったら、どうするのか。副区長は知っていたのか。私は、副区長が「僕は知っていたんですよ」と言って、言ってくれれば、それで済むんですよ、本当は。（発言する者多数あり）で、区長は知らなかったんですねと、残念でしたねと、今から報告書を作り直しましょうで、済むんですよ。

○小野委員長　小枝委員。（発言する者あり）

　政策経営部長。

○村木政策経営部長　今、質問がなかったんですけど、先ほどの答弁に少し補足させて答えさせていただきますと、我々のスタンスとしては、あくまでも、本会議でも申し上げましたけど、この案件につきましては、既に元部長、それから、元議長、こちらについて判決が出ております。その判決の内容を下に、それを前提に、さらに区として独自に行ったヒアリング調査等を下に報告書を作成し、再発防止に向けて動いているという、そういうことでございます。

　先ほど小枝委員からお話ありましたけど、小枝委員が我々に見てほしいという、その物件につきましては、先ほど小枝委員自身が既に警察に提出していると。ということは、警察はそれを見た上で、今回、前副区長については不起訴とする――書類送致はしないということ、裁判所もそういった捜査機関の判断を聞いた上で、今回の主に中心的役割を果たしたのは元部長であるとか、主導的役割を果たしたのは前議長であるとか、そういった判断を下しているわけなんです。我々は、そういった公の機関の判断を下に、今回の様々な対応をしておりますので、小枝委員が憶測に基づいて、そういった様々な主張されて、印象づけをされようとするのは、それはちょっと私はどうかなというふうに考えております。

○岩田委員　関連。

○小野委員長　この件、関連で、あと２件入っていますので。

○小枝委員　ああ、いいや、いいや、どうぞ。

○小野委員長　小枝委員、（発言する者あり）できれば、端的にお願いいたします。

○小枝委員　いいですよ。関連してください。（発言する者あり）

○小野委員長　岩田委員。

○小枝委員　何でそこで笑うんですか……

○岩田委員　委員長。

○小枝委員　……重要なことなんですよ。区長も副区長もね、全然このことの重大性が分かっていない。

○小野委員長　はい。では、始めます。どうぞ。

○岩田委員　いいのかな。いいのかな。いいのかな。

　見事に組織ぐるみの犯罪を組織ぐるみで隠蔽していたことがよく分かるんじゃないか、なんて言う区民の方もいらっしゃいます。内部告発者でもあった元部長を孤立させて、全ての責任をなすりつけて、組織的な関与はなかったことにしてしまった千代田区ではあるんですが、まず、先ほどの答弁で、何だ、弁護士を誰が雇ったかというのを、小枝委員本人に証明してくださいって、できもしないことを言わないでくださいよ。弁護士が言うわけないじゃないですか。言えないんですよ、そんなことは。まずね……

○小野委員長　はい。岩田委員、質疑……

○岩田委員　まず、そこ、１点。
　で、次。（発言する者あり）えっ。
○小野委員長　それは、今のは質疑ですね。（発言する者あり）では、それに対しての答弁ですか。
○村木政策経営部長　先ほど申し上げましたのは、前部長、そちらが弁護士を今回の事件に関してお願いしたわけですけど、それはその方が個人的にお願いしたものであって、区として、そういったことを紹介したという事実は一切ございませんので、そういった不存在みたいなのを我々が証明するというのは、そうではなくて、そういった区が紹介しているということ、それをご主張なさるなら、それを言うほうが積極的に証明なさるべきだという、そういう趣旨で申し上げたので、弁護士に聞けとか、そういうことを言っているわけではございません。
○小野委員長　岩田委員。
○岩田委員　弁護士は、職務上、そんなの言えるわけないじゃないですか。分かっていて、そういうことを言わないでくださいよ。（発言する者あり）
○村木政策経営部長　ですから、弁護士に聞けとか、そういうことを言っているわけではございませんとご答弁いたしております。
○岩田委員　いや、言っていますよ。まあ、いいや。ここの件に関しては、言っても、そういう同じ答えなんでしょうけど、でも、守秘義務というのがあるということだけ覚えておいてくださいね。あるんですから。
　先ほど、何だ、元副区長が、書類送検すらされず、裁判でも共謀は認定されなかった。時効だからって、僕、何度も言っていますよ。時効なのと、実際にやったかどうかというのは別問題ですよ。書類送検すらされないのは、時効だったからじゃないですか。にもかかわらず、それをもってやっていないというのは、それはちょっとおかしいですよ。ちゃんと調べてください、時効なのかどうなのか。
○村木政策経営部長　ただいまの、時効であるという主張なんですけど、今回、元副区長が書類送致すらされなかったことについて、検察も警察もそれは時効だからという説明は一切されておりません。
　それから、岩田委員のご主張を前提とするならば、謀議に参加した者が複数いた場合に、それぞれについて時効が成立する。仮に、謀議に参加した者が実行者に対して強い支配力を持っている、本当に指示命令があって逆らえない状態だった。それにもかかわらず、関与した者について時効が生じる。判例がそういった前提に立って判決を行っているという、我々としては、そういう認識はございません。やはり、そこに何らかの条件があって、それで初めて一人だけ時効が成立することになると思いますので、それについて、どのようにお考えになって、今回の案件については、どういった事実がそれに当てはまったので、一人だけ時効になったと、そういうご説明を頂けないと、我々としてはご答弁いたしかねるところでございます。
○岩田委員　それは、副区長が関与していたのが、その立件される何年も前という話ですよ。時効にかかる前だから。時効にかかっているから、そこは。だから、その一人だけ時効で逃れられたということですよ。全体的な話じゃなくて。（発言する者あり）
○村木政策経営部長　私が申し上げたのは、その関与した人が実行者に対して強い支配を

及ぼしている。それにもかかわらず、一人だけ時効が成立する。判例はそういった前提に立っているのかという、岩田委員の主張に従えば、何年か前に関与した人は、もうそのまま時間が過ぎれば自動的にもう関与者ではなくなってしまう。実行者に対して指揮命令していたとしても、どんな強い支配を及ぼしていたとしても、もう罪には問われないと、そういう不合理な前提に判例が立っているというふうには、我々は考えてございません。
○岩田委員　ここで法律の講義をするつもりはございませんけども、そういうことじゃないですよ。そういうことを言っているわけじゃないですよ。時効にかかっている云々で、絶対的な指揮命令下にあったかどうか、そういうのまでなくなるとか、そんなことを言っているわけじゃないし、全然違いますよ、言っていることが。ずっとこの件に関して関与していたのか、それとも、時効になってしまう昔のところだけ関与していたのか。それによって時効なのかどうかといって、この副区長、元副区長はたまたま逃れられたと言っているんですよ。じゃあ、それを確認したんですか、元副区長は。
○小野委員長　まず……
○岩田委員　書類送検すらされなかった。裁判でも共謀は認定されなかった。確認したんですか、これ。（発言する者多数あり）
○村木政策経営部長　こちらのご主張がなかなか聞いていただけないようなんですけど、私のほうが主張しておりますのは、先ほど申し上げたように、一人だけ実行者に影響を及ぼしているにもかかわらず、独自に時効にかかってしまうのか。そういうことがあり得るのかということを申し上げております。ただ、私としても、法律の専門家ではございませんし、岩田委員もそうではないと思います。そういう中で、これが時効にかかっているから駄目だったと、そういうふうなことは、ちょっと、私としては、冒頭申し上げた、検察からも、警察からもそういった説明はないと。そういったことは考える必要があると思いますし、それから、もし時効にかかっていたとしても、罪となるべき事実にはそれが記載されるのではないですか。そこにも記載されないと。それは岩田委員が常々言っております専門家の意見を聞いて、専門家の方も皆さんそうおっしゃっているんですか。その辺りのことをきちんと説明していただかないと、これ以上議論しても無駄だと思います。
○小野委員長　はい。まず、今、小枝委員、それから、関連で、岩田委員から質疑がございましたけれども、岩田委員の求める答弁ではないかもしれませんけれども、この質疑については、再発防止委員会というところでも、当然、何度か繰り返しをやっている、また、本会議場でも質問項目として挙げられて、そこでも答弁を得ていると思います。今回、岩田委員は資料を要求されていますので、こちらは、この官製談合についての件ということで、２種類ございますけれども、これについてはいかがですか。
○岩田委員　ごめんなさい。先ほどの答弁で、私どもの主張が受け入れていただけないようですがというのをそのままお返しいたしますけども。供述調書は見たのか、見ていないのか、そして、判決文は読んだのか。判決文には、その理由として、「依頼や命令があったとしても」というふうに言っています。これは、もしもの話じゃないですからね。あったとはいってもという意味ですからね、これ。そういうのを受けて、副区長は関与しているのは、間違いないじゃないですか。その判決文を読んでいますか。私が読んだ刑事確定記録の一部を持ってとおっしゃいますけど、区もそうじゃないですか。全部読んだんですか、じゃあ。

○小野委員長　供述調書については、この間の本会議場でも答弁があったかと思いますので……
○岩田委員　供述書は見ましたか。
○小野委員長　いや、答えています。
○村木政策経営部長　供述調書につきましては、こちらは、先日もご答弁したように、我々としては、供述調書、そのほかにも、多数の物証、それから、様々な人から聞いた証言、そういったものを基に裁判所が今回の判断を下しており、我々としては、その裁判所の判断を基に、それに区としての独自のヒアリングの結果とか、そういったものを加えて、今回の報告書を作成したという、そういった立場でございます。
　それから、判決を読んでいるのかということでございますが、読んでございます。判決を読むと、先ほど来指摘しています指示命令があったという、それに続きまして、「その経緯、動機に大きくしんしゃくすべき事情はない」、このように言っています。もし、前副区長が関与して、違法な行為に関与していた、謀議に参加していた、そういったことを裁判所が認めたのであれば、それをしんしゃくするような事情ではないと、大したことないですよと、裁判所が言うはずはないと思います。それについて、岩田委員がアドバイスを受けている弁護士の方は、この矛盾について、恐らく説明があったと思います。説明を受けた上で岩田委員は今の質問をされていると思いますので、どういう説明を受けたのか、それをちょっとご説明いただきたいと思います。（発言する者あり）
○岩田委員　それは弁護士にしゃべっていいのかどうか、確認しないと分かりませんので、それよりも、今、スルーされた、何だ、依頼や命令があったとしても、そこ、大事なところじゃないですか。あったんですよ。あったと言っているじゃないですか。だったら、それこそ、副区長が言っているんだったら、組織ぐるみの犯罪じゃないですかということをずっとずっと言っているのに、それにもかかわらず、そこをスルーしておいて、しんしゃくする事情がないと、そっちばっかり言っています。じゃあ、そこの前の部分はどうなんですか。そこを説明してくださいよ。
○村木政策経営部長　今し方、岩田委員から、今回、指示、違法なといいますか、指示、命令があったと。判決を読みますと、「上司からの指示、命令や共犯者である区議からの依頼があって、断りづらい状況にあったとはいえ」、これを、岩田委員としては、ここの指示、命令というのが違法な行為、すなわち今回の官製談合に関与していたと、そういったことだというふうに、そういうふうにご主張されているんだと思います。我々としては、そういう考えを持っておりませんで、もちろん裁判所が何かしらの事実を認定した上で、この情状酌量――すみません、量刑の理由の中に書いたと思いますけど、そこで認定した事実というのは、例えば、被告人が上司からの指示、命令でやったと言っています。そういう言っているという事実、それを認定したか。あるいは上司からの指示、命令、それは違法なものとは言えない日常的な指示、命令だったけど、それについて、上司からの言葉なんで、なかなか部下としては逆らえなかった。例えば、ちょっと議員さんから何か聞かれたら、うまく対応してくれとか、そういった指示、命令だったと。それに過度に縛られて、違法な行為までやってしまったと、そういうふうなことかもしれません。
　ただ、先ほど申し上げたように、その後のつながりとの関係で見ると、少なくとも、これは、その違法な事実に前副長が関与していたとか、違法な指示、命令があったとか、そ

ういったところまで認めた、そのように考えるのは、非常に判決の見方としては不自然だと思います。
○岩田委員　今、供述は見た。じゃあ、区長は見たんですか、これ。区長はどうなんですか。見たんですか。見て、そういう判断をしたんですか、区長は。
○村木政策経営部長　これも、また以前、本会議でも申し上げましたが、誰が答弁するか、それについては、我々のほうで裁量に任されているという認識で、私も答弁するに当たって、区を代表して、区長にはもちろんこういった答弁をしますということ、あるいはこれの事件があったときに、この判決はこういうものですねということを区長にお話しした上で、了解を得て、今日、答弁をしているということでございますので、区長も当然承知の上でお話ししていると、そういうことでございます。
○小野委員長　はい。これも、何度もやり取りをしているかと思いますので、別の質問をお願いいたします。（発言する者あり）あ、小枝さん。はい。
　資料、一応、岩田委員、２種類あるんですけど、一旦ちょっと……
○小枝委員　使いながらで。
○小野委員長　一旦、小枝委員。
○小枝委員　私の質問の関連で入ったんだけれども、私の質問に対しての答弁というのが、９月の段階、これは、令和５年、逮捕されたのが６年の１月だから、その前の９月の段階で、政策経営部長、つまり、今の部長の前任者の方がもう既に事情聴取を受けているから、もう十分に状況は理解をしていたということで、前任者の政策経営部長が、一方で、職務としては、この事件の真相を究明し、再発防止を講じながら、一方では、自分の身を守らなきゃいけないから、相談した弁護士が環境まちづくり部の南木弁護士だったと。その南木弁護士が紹介したのがハン弁護士だったと。ハン弁護士は、チームを組んで、政策経営部長と議員と、また、その他の人たちをまとめていったと。この中で、おっしゃっているのが、この事件がどんどん進んでいってしまった場合に、これ、１０月１日のものなんだけど、今は、警察は内偵捜査段階ですよねと、できればここで潰したい。ここで、ＬＩＮＥも何も。ねえ。で、警察が引き返してくれるとベストなんですけれど、これが突破されて、ぶっちゃけ、この案件で逮捕となるときに、もう警察はＬＩＮＥを持っていると。そして、そうなってくると、私や南木は誰にもつくことができなくなりますよと言っているんですよ。政策経営部長が、つまり、前任者が頼んだ弁護士がこの事件をなきものにしたい、潰したい。ここで未然に発覚しないようにさせたいということを言っているんですよ。そういう政策経営部長を代理する弁護人である供述と――供述というか、事実、これは事実です。ファクトです。真相究明を一方するということは、一人の人間の中に二つの人格はあり得ないわけです。
○小野委員長　小枝委員、質疑をお願いします。
○小枝委員　なので、先ほど聞きましたとおり、誰よりも早く事情聴取をされている人をど真ん中に置いて、政策経営部長として、再発防止の取組を組み立てた。誰に弁護人を頼む、この組織としてね、それらのことをしたというのは間違いだったんじゃないですかということを聞いています。
○村木政策経営部長　まず、最初に、弁護士の方がどういう発言をされるかというのは、それはその弁護士の方の発言ですので、それを我々に責任転嫁されたり、あるいは我々の

ほうでその真意を解説するとか、そういった質問されても、我々としてはご答弁しようがないです。

小枝委員としては、今の発言で、今のご主張の内容を聞くと、その弁護士が不当な行為をしていると。それを皆の前で言っているように私には聞こえるんですけど、それが適切かどうかという、それは議会のご判断に任せます。この場で言うことが適切かどうか、それは議会の判断に任せますけど、いずれにしても、それは弁護士の言っていることであって、我々として、それについて何か関与するものではございません。

それから、これも先ほど来申し上げていることですけど、その弁護士に依頼したというのは、それは前部長が個人的に依頼したものですので、我々が別に組織としてそれに関与しているわけでも何でもないですし、それについて、こちらから何かしらの紹介の労を取ったとか、区として弁護団を構成したとか、そういうことは全くございませんので、それについても、先ほど申し上げたとおりのご答弁ということになると思います。

○小枝委員　いや、答えていないんですよ。

○小野委員長　答えていない。

○小枝委員　答えていないんですよ。だって、１０月１３日に起案して決裁をして、５５２万円で初めてお願いする弁護士ですよ、南木弁護士は。その南木弁護士を、どうして政策経営部の部長がそれよりずっと前に知り合いになることができるんですか。（発言する者あり）そして、南木弁護士をどうやって見つけたかというと、ホームページで検索して見つけたと言っているんですよ。

○小野委員長　小枝委員、もう先ほども同じことを質疑されています。繰り返しの質疑になっていると思います。それについては……

○小枝委員　じゃあ、委員長、答えてみてください。どういう答弁になっているんですか。（発言する者あり）

○小野委員長　はい。それは、個人的にということで、前部長の、ホームページとか、それから、個人的なとかということで、組織でという話じゃなかったですよね。

ちょっと切り口を変えてもらえますか。

○小枝委員　個人的にと言ってしまえば済むんであれば、説明は要らないわけですよ。個人的につながらないでしょうと言っているわけですよ。どうして個人的につながるんですか。

○小野委員長　いや、お気持ちは分かるんですけど……

○小枝委員　お気持ちじゃない。

○小野委員長　じゃあ、それを何度も聞いて、違う答弁が出てくるというふうにお考えなんですか。

○小枝委員　委員長の仕事は……

○小野委員長　じゃあ……

○小枝委員　区民が分かるように、（発言する者あり）ご答弁してくださいというのが委員長の仕事なんです。

○小野委員長　はい。じゃあ、ちょっと一旦、一旦……

○小枝委員　役所の代理人じゃないんだから。（発言する者あり）

○小野委員長　一旦、休憩します。

午後１時４０分休憩
午後２時１４分再開

〇小野委員長　委員会を再開いたします。
　小枝委員。
〇小枝委員　答えやすいように質問をいたします。シンプルにね。
　官製談合の再発防止等の所管部というのは、どこになりますか。
〇村木政策経営部長　こちらは、報告書をまとめた際の所管が政策経営部の総務課ですので、そちらになります。
〇小枝委員　政策経営部ということで問題ないですねと。その政策経営部の部長、トップが事情聴取等を受ける当事者であったということは、これは事実としては認めるということでいいですね。
〇村木政策経営部長　結果的にはそのような形になりましたが、前部長につきましては、あくまで職として作業といいますか、その業務を行ったと、そういうことでございます。
〇小枝委員　先ほどから言っているＩＣレコーダーで明らかにされている事柄の中には、これは、職員は、私、何度も言っているように、みんなが犠牲者で、誰が悪いということではない。それは、吉村さんも含めてというふうに思う立場なんですけれども、令和３年９月２３日にパークサイドプラザの管工事の参加申込書の名簿のやり取りがあったというのは、これは、犯罪として言っているのではなくて、不適切な事例として、副区長の指示、命令もそうなんです。不適切な業務の在り方として、これがあったか、なかったかということを分けて、やっぱり考えていく必要があって、ここは、やっぱり冷静に事実を積み上げる中で、ないと真相と再発防止ができないのではないかというところは、一致できますか。
〇村木政策経営部長　今回起訴された、裁判になった元部長と元議長、これの起訴された案件、これについて、前副区長に違法な関与がなかったという、そこでは犯罪行為に当たるものはなかったという、それについては、我々もそのように考えてございますので、そこについては、ご同意できたものというふうに認識しています。
　それから、それ以外のことですね。ここで、不適切な行為があったかどうか、これについても、我々の今回の調査の中では調べております。調べた限り、確認できたのは１件だけということで、その１件につきましては、番町小学校のボイラー改修工事の件ですね、これにつきましては、該当する職員の処分等を行ったところでございます。そのほかにも、違法とかは言えないまでも、不適切な行為、例えば、上司として管理監督責任があったとか、そういうところはこの報告書も否定しておりませんので、そういうことも踏まえまして、前副区長については、減給はできないですけども、辞めてしまっておりますので、それに相当する処分といいますか、対応を行ったというところでございます。
〇小枝委員　不適切な上司の対応であったりとか、業務遂行ということであったりとか、先ほど具体的に申し上げたのは、令和３年の一つではありません。私が確認しているほう、これはもうここで確認しなくてもいいですので、後でゆっくり確認してくれればいいんですけど、令和３年９月２３日のパークサイドプラザの管工事参加申込者名簿という。つまり、これは、もう名前を言っていいでしょうけれども、この部長が、吉村部長がいなくなった後でも、これは、もうずっと行われていたんですよ。つまり、彼が存在する前でも行

われていたんです。その事実をなかったことにするようなやり方をしてしまうと、これはもう真相究明に行き当たらない。そして、今回、何よりも私が申し上げたかったのは、上司からの命令というものをなかったことにするというか、もう最初から、このピンクの四角囲みのところで、行政と弁護士と議員と担当部長とのトライアングルというか、もう本当に鉄の結束みたいなもんで、これが全部力を一致団結して、できれば未然に捜査が途切れてくれたらいいなと言ってやっていた延長線上に、今回の再発防止の報告書があった。そして、一つの目標は、吉村部長に全部負わせようという組織的な目的があった。そういうことをされちゃうと、本当に多勢で無勢で、こうやって人権というのは侵害されていくのかと。本当に孤立をさせられていって、公平、公正な、もう事前も事後も調査ではこれはあり得ないということ。私が少なくとも持っているものについては、本当に卑劣なことだというふうに、物すごく怒りを持っています。なので、午前中、ＯＪＴの話がありましたけれども、皆さんが、区長がトップとなって、公正、公平なやり方をすることによって、職員は明るく、このまちに誇りを持って働いていけるわけです。こんなやり方をしてしまったら、私が職員だったら、いや、もうやれないですね。なので、まだ歴史は続きますから、どこか区民の信頼をしっかりと得られるよう、不都合な情報であっても、我がものとしてしっかり見定めて、立て直しをしていくということを、私のほうからは、ここは求めたいというのが今回の質問の趣旨です。

入り口のところでつまずきましたので、きついことではありますが、やはり千代田区が誇り高いいいまちであってほしいと思うので、ぜひとも、真実に向き合っていただきたい。しかるべき答弁を求めます。

○村木政策経営部長　小枝委員から様々ご指摘を受けましたが、我々としましては、本会議場でも申し上げましたが、再発防止の報告書、こちらで、再発防止の対策、これをきちんとまとめまして、それを粛々と執行していきたいと思っています。また、透明公正な区政の運営ということですので、そちらにつきましても、もちろん、そういったものを心がけてやっております。

それから、ちょっと一つ誤解があるかもしれませんが、先ほど元部長に全て押しつけてとか、そんなことは一切ございませんで、それは報告書を見ていただければ分かりますけど、報告書でも有識者の方から真っ先に指摘されているのは、談合等の不正行為への関与について、我々が事の重大性に関する認識が希薄であったと。それから、組織のガバナンスの脆弱性及び区議会議員との関係を規律するルールが曖昧であった。こういったことが背景となって起こったということを指摘されており、我々もそれを受け入れておりますので、元部長に全ての責任を負わせるとか、そういったことはございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○小枝委員　そういう答弁が来ちゃうから、また言っちゃうんだけれども。（発言する者あり）片山善博元総務大臣・鳥取県知事が東京新聞の中で述べられていましたけれども、上司の指示で漏えいしたのなら、元部長の処分の前提が異なり、区は元部長に重大な人権侵害を続けていることになる。本来は、区長が率先して、真相解明すべきだと指摘をしているわけなんです。これは、この自覚があれば、私がよく例に出す長岡市なんかは、議員が確定記録を見に行ったと。それでは、行政のほうも、やはり事実に当たるように、指摘されている事項が本当なのかどうか見に行こうということで、見に行っているんですよね。

本当に業務、繁忙、忙しいと思うんですけども、とにかく人権に関わることなので、ここは棒を飲んだように同じことを繰り返さないで、新たな事態、事実が入ったときには、それは重大な事実と謙虚に捉えて、そこに沿って、少しずつ未来を修正していく、そして、よりよくしていくという謙虚さは欲しいなということなんです。

もう発言のチャンスがなくなるとあれなので、もう一つ言っておくと、同じ日に傍聴していたと思うんですけど、６月７日の１０４号法廷というところで、公判が、議員の公判があったときに、先ほど来の、私はここで初めていろんなことが分かったんですけれども、弁護士の、この弁護士のマンションに議員の身柄を預かっていたんですよ。その後は、知り合いのマンションに移したというんですけどね。そうやって、１０月１３日の金曜日以降、連絡が取れなくなって、委員長職も持ったまま、都市計画審議会の委員の職も持ったまま、重篤な病気だということで、９０日間いなかったんですよ。こういう、それに対して、もう区民からの陳情もいろいろあったのに、そういう状況をつくり込んでいた。つまり、このぐるみという中には、行政執行上、議会側を、何というのか、機能させないようなコントロールもこういうことが働いていた。この間に、外神田一丁目、神田警察通り、そして、日テレも……

○小野委員長　小枝さん、まとめに入ってください。

○小枝委員　全部進んじゃったんですよ。

○小野委員長　小枝委員、まとめをお願いします。

○小枝委員　議会の力が落ちているときにね、そういうふうなこともひっくるめて、このハン弁護士のコントロール下にあったときだったということは、行政も認識した上で……

○小野委員長　小枝委員……

○小枝委員　事に当たっていただきたいということで……

○小野委員長　まとめをお願いします。

○小枝委員　以上です。はい。

○小野委員長　まとめでお願いします。

○小枝委員　委員長も少し勉強してくださいよ。

○小野委員長　政策経営部長。

○村木政策経営部長　先ほど来弁護士さんのことを様々言われていますけど、我々が依頼した弁護士でもございませんし、我々、全く、そこで元議長が囲まれてとか、そんなことは全く知りませんので、それについて、コメントを求められても、ちょっと困るわけなんですけど。我々としては、先ほど申し上げたように、きちんと透明な公正中立な区政の執行に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○小野委員長　はい。それでは、関連で、岩田委員。

○岩田委員　今の答弁で、報告書にあるからという話なんですけども、私個人は、その報告書もおかしいんじゃないかなと思っているんですよ。それ、報告書にあるからいいというのも、それはどうなのかなと思うんですけど、でも、答弁としては、いや、そういうちゃんとした報告書ですと言うんでしょうから、それはいいですよ。でも、今、小枝委員の元議員の身をかくまっていたというような話が何かあったんですけど、もしも、それが事実だとしたら、その間に支払われていた議員報酬というのはどうなんでしょうね。それって、返してもらわなきゃいけないんじゃないですかね。そこはどうなんでしょう。

〇小野委員長　暫時休憩します。

午後２時２６分休憩

午後２時２７分再開

〇小野委員長　再開いたします。

岩田委員。

〇岩田委員　これはちょっと答えられない。答える対象ではないということなんで、ちょっと、これは、今の質問はいいです。

先ほど、小枝委員、長岡市のほうでも官製談合事件があったときに、長岡市が自治体として、供述調書じゃない、刑事確定記録を見に行ったというんですけども、そこまで積極的にやろうというような、そういう姿勢はないでしょうか。

〇村木政策経営部長　これは、もう既に本会議とか、あるいは特別委員会でも何度も申し上げておりますけど、我々としては、これは既に判決が下ったものであるということで、その判決、こちらの判断を前提に報告書等をまとめ、進めているという、そういう状況でございます。

〇岩田委員　あと、先ほどの答弁でちょっと気になったことがあったんですけども、判決文、供述調書、例えばですよ、元副区長、元議員、元部長の供述調書は、部長個人としてはご覧になりましたか。裁判、そういうのを元にした裁判の記録の判決文を読みましたではなく、そのもの、実物を見ましたかという質問をさっきからしているんですけども、何か答弁としては、いや、それを基にした判決を読んでいますということなんですけど、それそのものずばりは読みましたか。

〇村木政策経営部長　私個人としては閲覧しておりませんし、報告書をまとめるに当たって、その閲覧結果を基にしたということもございません。

〇岩田委員　今ご覧になっていないというような答弁いただきました、やっと。ずっと今まで聞いていたけど、ずっと答えてもらえませんでした。にもかかわらず、私の指摘したことは、「岩田委員のご指摘は供述調書のそのまた一部の記述のみをもって、それが全てというような、そういった解釈は、我々は取ることはできませんので」といったら、自分たちも同じじゃないですか。それをこういうような言い方をするというのは、ちょっとおかしいと思いますよ。

〇村木政策経営部長　それは、これもまた繰り返し申し上げているところですけど、我々としては、そういった裁判所、あるいは捜査機関が調べた全ての記録を目にすることはできませんので、結局、見ても、その一部だけということになります。そうすると、ごく一部を見て判断してしまうことになりますので、それはあまりにも公正ではないと。何が公正かと言われたら、それはやはり裁判所の判断であろうと。それを基に報告書をまとめ、それを基に、今後の再発防止を進めていく。これが一番適正であるというような判断でやっているところでございますので、岩田委員がもし全てを見た上でとおっしゃるならば、私の発言はちょっと違うかなと思いますけど、そうではなくて、自分でここは必要だ、ここは必要でないというような判断の基に、ごく一部だけを見て発言されているんだったら、私が従前ご指摘したとおりということになると思います。

〇岩田委員　まだ、委員長、終わらないよ、こんなの。

いや、私も全部とは言いませんけども、主要なところは見ています。例えば、立件され

た犯罪になった部分、元職員、元部長ですよね、と元議員の供述調書、そういうところも読んでいます。でも、部長、読んでいないんですよね。にもかかわらず、そういうことを言うというのはちょっとどうなのかなと思いますけども、まあ、いいでしょう。結局は、行ってこいで同じになりますから。でも、結局は、見ていないということは確認できました。

資料要求して、今までの経緯とかをいろいろ言おうと思ったら、小枝委員がすてきなものを作ってくれて、大体書いていただいたので、一応、私の質問としては、小枝委員と同じようなところで、今後も、区は、包み隠さず、うみがあるならば、全て出し切って、今後やっていただきたいと思いますので。（発言する者あり）

〇村木政策経営部長　先ほど小枝委員にご答弁さしあげたとおりでございます。

〇小野委員長　はい。では、関連ですね。はやお委員。

〇はやお委員　今回、もう基本的なところだけ確認させていただきます。

先ほど小枝委員のほうからも話がありましたとおり、もう一度、確認します。これは、個人がやったということは答弁いただいた前提で、私も、このＩＣレコーダーにつきましては、４時間、５時間聞かせていただいた立場の中で確認させていただきます。

９月２３日土曜日と２４日日曜日、このところで、９時半から行われましたＡ元政策経営部長の事情聴取、このことについては、そういうことですから、千代田区に対して、Ａ元政策経営部長は何も報告をしなかったのか、そういう聴取が取られたら。それは、言うなと言われたということなのかもしれないけど、そこのところだけ確認したい。

〇村木政策経営部長　警察のほうの指導で、聴取を受けたこと自体、それを言ってはならないという指導を受けていたというふうには聞いてございます。

〇はやお委員　また、それと、先ほど１０月１３日金曜日に、Ｂ元区議が最後の出席をしたと。そして、あと、南木弁護士が５５２万円ということで、神田警察通りへの仮処分の対応をしたということなんですけど、これ、もう一度、誰がどういうふうにして、起案者が誰なのかというところを答弁いただきたいと思います。

〇須貝基盤整備計画担当課長　弁護士に対しての法的支援業務の委託契約につきましては、起案は道路公園課のほうで行いました。決裁は甲決裁ですので、区長決裁ということです。

〇はやお委員　そうですよね。ホームページで見て、そこに適任ということで、南木弁護士にしたという。それも、僕は答弁を聞いています。その辺のところの内容とＩＣレコーダーの内容というのがあまりにもそごがあったものですから、そこのところを確認させていただきました。

今後どういう形になっていくかということになりますと、当然のごとく特別委員会で整理されていくことだと思いますが、内容は言えないんですけれども、私が、ごめんなさいね、刑事確定記録の閲覧に行った立場で、内容は言いませんよ。ただ、あったことは、元部長と元議員のほうの両方とものところに元副区長の供述調書が添付されて、そこに存在していたって。重要な供述内容であるというふうに認識されているということについては、私個人は認識しております。この辺のところについては、おいおい明らかになってきて、またリーガルチェックをした中で、また執行機関のほうにも確認していただくことになると思います。

そこで確認したいことが、刑事確定記録と行政が行いました再発防止のほうの最終報告、

ここについて、閲覧内容と、例えば、明確に、また、場合によっては、リーガルチェックを受けながらも確認した上で、そごが出た場合というのは、どっちが優位として、区としては考えているのか、優位性ですね。お答えください。
〇村木政策経営部長　今後、特別委員会のほうで、刑事確定記録、議会の、閲覧なさったということですから、その結果が出てくるかとは思います。ただ、その場合、刑事確定記録の内容と我々の報告書、これのどちらか優劣をつけるとか、そういうものではなくて、供述調査を見た上で、じゃあ、それは、事実は何なのだという、それを判断し、その判断と報告書の間にそごがあるということであれば、そこは修正されると思いますけど、ただ、これもまた再三申し上げておりますけど、今回、我々は、裁判所の判決を基にしました。裁判所の判決というのは、今回、議員が、特別委員会で閲覧された（発言する者あり）供述調書も前提としたものです。ですから、それは新たに出た証拠というふうには我々認識してございませんので、既に裁判所の評価が下った証拠という認識でございますので、それと異なった評価を下すというのであれば、やはり先ほど来申し上げましたように、一部ではなく、全てを見た上で、また、その上でということは、裁判に異議を唱えることになりますので、行政としてはなかなか難しいところがあるかなというふうに考えてございます。
〇はやお委員　そんな判決についてまで変えようとか、新たに告発しようということじゃないんです。どういうように全てが動いていたのか。それを知ることが何で大切かといったら、再び再発されないことを願うだけなんですよ。祈るだけなんですよ。そこの中で真実を知りたい。誰かをこういうふうにやって、何ですかね、刑事罰にしたいという目的でないということは、まず留意していただきたいんですね。
　何かといったら、刑事確定記録と、これ、明確にある法律家に確認したら、優位性があるというんですね、もし内容が違ったら。これは、今後やっていきましょう。それは、何かといったら、当然のごとく、供述調書ということは、もし、うそを言ったらば、場合によっては、自分は刑罰にかかるわけです。そういう内容といったら信憑性が高い。最低でも自分を守ると言うかもしれない。それが、もし、出ている結果の内容と違うということであれば、そこは、もう一度、区としてどういうふうに受け止めているか、そのところについて、本来であれば、ここのところには法務担当がいるから、そこのところの見解を聞きたいところなんですけど、もう一度そこのところをお答えいただきたい。
〇村木政策経営部長　この刑事確定記録ということでございますけど、これ、本当にもう繰り返しになってしまいますけど、我々としては、それを見て裁判所が判断した、既にある証拠、既に評価が下ったもの、そういうふうな認識でございます。ですから、その上で、さらにまた違う判断を下すということであれば、それなりの慎重な検討が必要だと思いますし、また、そういったことを議会のほうでなさるということであれば、それは特別委員会の中で議論していただければと思います。
〇はやお委員　最後。
　先ほども言ったように、実態のところだと。それで、結局は、私のところにもファクスが来ました。ある方が――ある方から。その内容はあえて言いません。それを言うんだったらば、もう皆さん分かっていますように、ある週刊誌並びに月刊誌のほうに書かれていた内容です。それがもし事実であったならば、口にも出したくない内容ですよ。そういう

内容がもしあったならばですよ。何を言いたいかといったら、本当にですよ、調べて、そういうことがないようにすることが事実じゃないですか。そこのところを答えていただきたい。それがないなら、何で法的措置を取っていないのか。そこのところの週刊誌並びに月刊誌に対して、法的措置を取っていないのか。そこのところを明快に答えていただきたいと思います。

　だから、一つは、きちっとそういう職員たちが困らないようにやる。そのことについて、どう考えているのかということと、週刊誌並びに月刊誌に書かれている内容について、法的措置を取らない理由を明快に答えていただきたい。

〇村木政策経営部長　まず、週刊誌、月刊誌、この内容がちょっと分かりませんので、これについては……

〇はやお委員　ええっ。

〇村木政策経営部長　ご答弁いたしかねます。

〇はやお委員　じゃあ、それ、持っていくよ、書いてあるやつを。

　そんなね、そういう認識こそがおかしいんですよ、知らないということ自体が。そうしたら、それ、私、印刷して、今日お持ちしますから、今日の答弁については結構ですから、そこのところ、知らないんだったら、理解していただきたいと思います。よろしいですか。お答えください。そういう、姿勢の問題だよ。

〇村木政策経営部長　私が先ほど申し上げましたのは、週刊誌、月刊誌というだけで、それがどんなものか特定されていませんので、私としてはそれ以上ご答弁いたしかねるということでございますが、はやお委員といたし――今回、はやお委員は、この件につきましては、非常に深く関与しているというふうに私どもは聞いております。（発言する者多数あり）

〇はやお委員　じゃあ、ちょっと。（発言する者多数あり）

〇村木政策経営部長　今回の通報に当たって……

〇小野委員長　ちょっと……

〇はやお委員　名誉毀損だよ。名誉毀損だよ。（発言する者多数あり）それは訂正して……

〇小野委員長　ちょっと待って。今、まだ答弁中です。

〇村木政策経営部長　よろしいですか。

〇小野委員長　続けてください。

〇村木政策経営部長　はい。今回の通報に当たって、はやお委員は元部長からご相談を受けたと。（発言する者あり）その際に相談を受けて、私、本来ならば、当時は元議員ということだったと思いますけど、仮にも議員の職であった者が犯罪をしましたと。はやお委員は区長選に出た方ですから、元部長、もしかしたら元部下になったかもしれない人です。そういう部下から犯罪に手を染めましたと相談があったときに、普通だったら、自首を勧めるかなと思います。あえて自首を勧めなくても、自分の名前で、はやお委員自身のお名前で、実名で告発するとか、そういった手段を取ると思いますけど、ここで、あえて匿名の通報、こういう手段を取った。その辺りの事情について、全く明らかにされておりません。真実を明らかにするというのであれば、まず、そういった、ご自分が知っておられるそういう事情を、まず明らかにすべきではないかというふうに我々は考えてございます。

○小野委員長　はやお委員。
○はやお委員　これは、私が質問している内容でないんですよ。何かといったらば、そちらのほうについては、反駁権というのはない中で、いいですよ。でも、その中でお答えします。何かといったらば、明快に今回の刑事確定記録にどうして、どういうふうにしたかということが書いてありますから。そこのところをあえて言わないのは、何かといったら、リーガルチェックを終えてからですから。これは法的措置を取りますよ、場合によっては、今のことについては。そういうぐらいに、本来であれば、本人の考えを踏まえて、対応していることですから。そのところを書いてありますから。それをあなたがそこまで言うんだったら、分からないでそこまで言うんだったら、これ、悪いけど、区行政に対して、これ、大変な話ですからね。お答えください。（発言する者あり）
○村木政策経営部長　今ちょっと出ましたけど、私としては、はやお委員が本会議でもおっしゃっていましたし、また、特別委員会でもおっしゃっていましたので、それについて、ちょっと疑問を投げかけたという、そういう形でございます。反駁権がないということでございましたので、それについては、議会のルールに沿わなかったという点は申し訳ないと思っていますけど、ただ、我々は、何ら反論できない。（発言する者あり）反駁権がない。（発言する者あり）そういった中で議論すること、これが公正中立な議論である。それが真実解明の手段であると。それについては納得できないということだけはご指摘させてください。
○はやお委員　話をすり替えられたんですね。何かといったら、確かに私は関与したことについて――関与じゃないですね、ごめんなさい。（発言する者多数あり）確かに相談されたことについては言われました。すみません、区長。笑うのは失礼ですよ。（「関与しちゃったと……」と呼ぶ者あり）いや、それは、だから、表現を間違えたと言っているじゃないですか。（発言する者あり）それについて、じゃあ、あえて言うんですか。だから、（発言する者あり）それ、ちょっとやめたほうがいいと思いますよ。私が言ったことについては、相談されたということについては言いましたよ。だけど、関与だとか何か一切言っていないですからね。だから、そこのところを間違えては困るということと。
　それと、あと、先ほどのどこの、どこの週刊誌か分からない、どこの月刊誌か分からないというんであれば、文春の週刊誌である。そしてまた、「ＦＡＣＴＡ」という月刊誌です。そこはきちっと読んでくださいよ。あれだけ大きなニュースになっていることですから。だから、そこのところについて、やはりその姿勢なんですよ。そういう話については、間違いなくネットでも乗っかっているにもかかわらず、それについて調べていない、知らない、それは、答弁としては誠意のない答弁だと思いますが、いかがでしょうか。
○村木政策経営部長　今、出版社の名前が出て、その記事だと言われましたけど、ここで記事のないところで空中戦をしても仕方がないと思いますので、そこのところは、そこをきちんと示していただかないと、私どもとしては答弁できないというのは、これは、先ほど来申し上げているところでございます。（発言する者あり）
○はやお委員　だから、最後、最後、本当に最後。これでもう終わりにします。
　ちゃんと村木部長のところに持っていきますよ。示してくれということなんで。それから、今後、再発防止のところできちっと議論しましょうよ。何が大切かといったら、何が問題かといったら、あそこに書かれている内容は非常にセンシティブな話ですよ。そこの

ところについて、なぜ理解していかない、調べていかないかということは、私は疑問です。
以上です。
○小野委員長　はい。それでは、今、官製談合についてということで、関連なければ、次行きたいと思います。
政策経営部について、引き続き、質疑を受けます。
○岩田委員　選挙について、お伺いします。
選挙に限らず、これまで区の中で違法行為とかがあったときというのは、各派協議会とかで情報提供というのがあるはずなんですけども、被選挙権がない人に、何だ、選挙の投票権というのかな、それが送られちゃったというのが、全体に知らされずに、個別の議員だけそれを知っていたというのはなぜなんでしょう。私は、それは、ある議員から聞いたんですけど、私のところには直接はそういう情報がなかった。何で個別の議員のみ情報提供しているのか、お答えください。
○小野委員長　ちょっと暫時休憩します。

午後２時４６分休憩

午後２時４８分再開

○小野委員長　委員会を再開いたします。
岩田委員。
○岩田委員　何か聞くところによると、それは、別に行政が何か情報提供したわけじゃなくて、何で漏れたのかも分からないということのようなので、次に行きますけども、（発言する者多数あり）公民権、いや、だって、分からないと言うから。うん。うん。
○小野委員長　じゃあ、どうぞ、続けてください。
○岩田委員　公民権停止のことで、結局は、公民権停止にもかかわらず、投票権が行ってしまった、送られてしまったという事務処理の遺漏があったことは大変遺憾であり、事務処理マニュアルの見直しや担当者の教育の徹底、チェック体制の強化など、再発防止に努めてまいりますというふうに地域振興部長が答弁しました。で、さらに、どういうふうにしたんですかと言ったら、担当に口頭注意をさせていただきつつ、事故報告を人事担当のほうに提出をいたしておりますので、その対応の結果を、今、担当としては待っているところでございます。待っていた結果、どういうふうになったんでしょう。
○印出井地域振興部長　この件は地域振興部所管だと思うんですけども、ちょっと今ご質問が出たので、私のほうからご答弁申し上げますけれども、いわゆるこういった間違いがありましたよということを、単に内部で共有しただけではなくて、直近の企画総務委員会にもご報告を申し上げるとともに、その事故については、要は人事上の対応を、処分等の含みも併せて、人事課のほうにこういった事故がありましたよということをご報告させていただいて、結果としては、私のほうから事務担当のほうに、先ほど岩田委員からございましたように、口頭で注意、最初の事実があったこととは別に、人事に報告したことを踏まえてさらに注意をしつつ、課長、係長、そして私も含めて今後の対応について協議し、マニュアルの見直しですとか、とりわけ企画総務委員会でも議論がありましたけども、この犯歴事務というのは根拠法がない中での事務処理になっていますから、改めてその処理について適正を確認したというところでございます。
○岩田委員　官製談合のとき、区長は約４５７万円も返したんですよね。これ、今回の件

も、結構、全国的にネットとかテレビとかでもニュースになっちゃったんですけども、部長としてはどういう責任を取られるんでしょうか。また、区長はどういう責任を取るんでしょうか。いや、取ったんでしょうか。何もしないなら「何もしない」で結構ですけど。
○印出井地域振興部長　先ほども申し上げましたとおり、人事課への事故報告をした上で先ほどのような対応を取らせていただいたところでございます。責任の取り方としては、今回はある意味、事務の遺漏であると。冒頭、先ほど午前中にも議論がありましたけれども、戸籍犯歴事務等で、本来的には基幹的な業務の中で、間違いがあってはいけないところではあるんですけれども、そういったことについてのミスの重大性を共有して、再発防止に努めたという形でございます。
○岩田委員　じゃあ結局は、給料も減額したわけでもなく、降格したわけでもなく、普通の人、一般の人から見たら、何もしなかった、責任を取らなかったということが分かりました。以降はこういうことのないように気をつけていただきたいと思います。
　以上です。
○印出井地域振興部長　分科会でも内部統制について様々ご指摘を頂いたところでございます。先ほども午前中にもご議論がありましたけれども、我々地域振興部としましては、戸籍、住民記録、税務、そういった区政の基盤となる事務を執り行っているところでございます。一方で人材上の課題もあるということはご指摘のとおりでございますので、そういったところについて、どういう形で進めることでミスのないような事務処理ができるかということについては、地域振興部はもとより全庁も含めてしっかりと対応してまいりたいと思います。
○岩田委員　せっかく資料を出していただいたんで、そっちのほうの質問で、一応同じ選挙ですから、そっちのほうの質問をさせていただきますけども、公営掲示板が選挙のときに間に合わず、幾つか立てられなかったというのがありました。これは最初に頼んだ業者プラス、何だ、公営掲示板が足らなかったからといって、慌ててほかの業者に頼んで、さらに追加のお金を払ってやったようなんですが、結局、不手際があった業者に対してはどういうことをしたんでしょうか。
○河合選挙管理委員会事務局長　資料を見ていただきたいんですけども、今、岩田委員よりお話があったんですけども、告示日の朝、間に合わなかったということで、夜になってもということで、早く立てなくちゃいけないということで、緊急対応できる業者がないかということで、これで出ている①が当初契約したところでございますけど、②の業者に頼んだというところでございます。
　②の業者に頼んだ部分というのは、結局、２か所頼んだということですので、①のほうの業者のほうの契約のほうは契約を変更して、２基については作業していないということで、その分は減額で契約変更して、その分は払っておりません。また、それ以外にも契約の不履行的なところで不履行がございますので、違約金も頂いたと。ここには出ていませんが、そういう状況でございます。
○岩田委員　じゃあ、トータルで、例えば違約金をもらった。そして減額した。でも一部分は払った。で、さらに新たなところも頼んで、別途料金が発生した。そういうのをトータルで考えた場合、最初に何だ、百何か所、区内にあって、１０９か所かな、その１０９か所を最初に頼んだ金額と、最終的なお金のプラス・マイナスで言うと、どうなんでしょ

う。
○河合選挙管理委員会事務局長　先ほどの違約金等も含めますと、当初の契約が５００、契約変更の部分で五十何万かな、それと違約金も１割で五十何万ということで、１１０万ぐらい、①の業者は当初からは減っております。それ以外に、ここに出ている②と③を払ったということで、③につきましては、これは安全・安心といいますか、その観点から点検作業を全てやったということで、これにつきましては、なぜかといいますと、もし看板に何かがあって、区民の皆さんや来街者の方にけが人が出たというようなことがあってはいけないということで、信頼の置ける業者にと、あと緊急対応できる業者にお願いして見てもらって、必要な補強工事をしていただいたという経費がこの③の経費でございます。ここには、その後、最終的な撤去処分も入ってございます。その分はもう①からも削っております。そういうのから見ますと、ここで出ているのは大体１,０００万を少し超えているんですけど、少しかな、１,０７０万ぐらいかな、６０万か７０万、という形になっております。
　どのぐらいかといいますと、かなり当初の契約と比べますと増えておりますけれど、これがかなり破格の値段でやっているということがあるので、それをちょっと比較するのはちょっとあれかなと思いますと、この契約をするに当たっての見積りを取った段階の、まあ一部ですけど、取ったやつと比べますと、そちらだと大体１,０００万を少し切っているぐらいということからしますと、５０万から七、八十万、少し高くなったというような感覚でございます。
○岩田委員　じゃあ、当初、区が予定していたよりも、設置に関してだけは、多く払わなくて、支払わなくて済んだということでよろしいんでしょうか。
○河合選挙管理委員会事務局長　多くは払わなかった。そうですね、補強をどう見るかということはありますけども、２か所、１０７か所を当初の業者がやって、その後、２か所をほかの業者がやったということで、その部分で言うと、減額したこともありますし、違約金をもらっていますので、その分で収まっているということでございます。
○岩田委員　なるほど。とはいえ、最後にいろいろ何か、何というんですか、パトロール的な感じで見たわけですよね。その分がお金がかかっちゃったので、そういうことのあったこの一番最初に頼んだ業者、今後は入札とかでこの人たちを入れるのかどうか。それとももう入れないのか。どうなんでしょう。
○河合選挙管理委員会事務局長　これの件が出たときに、企画総務委員会のほうで２回ほどですかね、報告させていただく中でということで、仕様書を考えたほうがいいんじゃないかというご指摘を頂きまして、今の仕様書ですと、区内で、ちょっと記憶で申し訳ない、３か所以上実績があるところということになっておりますので、そういう形からすると、この業者は今の段階では入れないという形になろうかと思います。
○岩田委員　入れない。ああ、なるほど。
○小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
　では、この件、関連はございますか。
　おのでら委員。
○おのでら委員　追加資料９に基づいてちょっと質問させていただきますけども、令和３年から見てみると、大分費用は違っていると。掲示板の数、実際に設置された掲示板の数

というのを全て教えていただけますでしょうか。
○河合選挙管理委員会事務局長　資料のほう、岩田委員から要求のありました資料を見たら、５年間ということで、令和３年の東京都議会議員選挙から、ついこの間の７月２０日の参議院選挙までということで、数を申し上げますと、表の上のほうから、参議院、都議選のときが１０６か所、次の区長選、区議会補欠選挙のときが１０９か所、下の衆議院選も１０９か所、都知事選も１０９か所、その下の令和５年の千代田区議会議員選挙が１１０か所、参議院選が１０９か所、衆議院選が１１０か所、都議会議員選挙が１１０か所ということでございます。
○おのでら委員　公職選挙法上の規定では、法定数としては幾つ設置しなくてはいけないんでしょうか。
○河合選挙管理委員会事務局長　千代田区の場合ですと１１４か所でございます。
○おのでら委員　１０９であったり１０６であったり、これまで、１１０であったり、いろいろだったと思うんですけど、これ、法定の数よりも少ないというのは、どういうような手続を経てこういうふうに減らすことができたんでしょうか。
○河合選挙管理委員会事務局長　基本的に区内で設置できる場所、当初のときから見回って、できそうなところということと、また、あと公共施設以外ですと民間もお願いしているんですけど、作れそうで了解を得られるところということで回って、ちょっと作れない数が何か所あるよということで、東京都との協議ということが法律で決まっておりますので、東京都と協議して、何か所かちょっと設置が難しいということで許可をもらっているということで、減らしています。
○おのでら委員　一応確認なんですけど、国政選挙と議会議員選挙と区の選挙がありますと。いずれも都に相談をするということですか。
○河合選挙管理委員会事務局長　国政選挙と東京都の選挙につきましては協議が必要でございますけれども、区長選挙と区議会議員選挙は東京都の協議という形にはなってございません。
○おのでら委員　つまり、区長選挙ですとか区議会議員選挙については区の選管のほうで数を変えられると、減らせるということだと思うんですけれども、公職選挙法の施行令においては、人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的にこの数というのを設定できるということがあるんですね。今ちょっと手元に前回の、これはちょっと衆議院議員選挙のときのですけども、あ、参議院議員選挙か、本年のですけども、これを見ると大分偏って掲示板が設置されているんですね。例えば小川町ですと直線の１００メートル未満のところに三つ掲示板が連続して並んでいるとか、淡路町のところでも１００メートル未満のところに三つ並んでいる。あとは小さい公園のところでも四隅に掲示板が置かれているとか、ちょっと法定数を満たすために無理して設置している感じが否めないかなと思うんですね。この辺りの設置場所についてはどのようにお考えでしょうか。
○河合選挙管理委員会事務局長　今、おのでら委員がご指摘のように、法定の設置箇所ということを設置したいということはございます。それで、前回の例を申し上げますと、参議院選のときには７２名と７０名の大きな板がありましたので、ちょっと難しいところも、７２名で難しいところもあるんで、東京都のほうに協議のほうの申出で、もっと減らしたいということはあったんですけども、総務省、国のほうですね、国のほうから、作れるん

であれば作ってもらいたいということで、そこは減数しないで、物理的に全く無理なところはということで、３か所はオーケーだったんですけども、ほかにつきましては、作れるんだったら作れというようなことでしたので、そういう面からしては、今、近いところで幾つもということはございますけども、そういう形で、現在はポスターを、掲示場を設置しているという状況でございます。

〇おのでら委員　その点については、読売新聞の記事にもあったんですけども、中央区では昨年の選挙では１５６か所設置をしておりましたと。ただ、今年については都の選管と相談をして、１１１か所まで減らせたというふうにあるんですね、議会議員選挙で。つまり３割減らせている。中央区は減らせているのに千代田区が減らせていないというのは、ちょっとおかしいかなと思うんですね。

　ちなみに中央区の有権者数は１５万人ぐらい。１５万人か１６万人。千代田区については５万人から６万人というところなので、３分の１にもかかわらず１０６か所も設置してしまったと。一方の中央区は、交渉がうまくいったのか、１１１か所まで減らせている。ほぼ同じぐらいなんですよね。ちょっとこの辺りの都の選管との話合いというか、その辺りの経緯というか、何が千代田区は駄目だったのかという認識をされていらっしゃいますか。

〇河合選挙管理委員会事務局長　ちょっと中央区が減らせたのと千代田区が減らせなかったということが、何がという原因、ちょっとまだそこはちょっと分からないところもあるんですけども、ちょっと中央区のほうがそこまで減らしたということにつきまして、ちょっと今、おのでら委員からご指摘もございましたので、中央区のほうのときのほうのちょっと調査、ちょっと研究させていただいて、減らせる、もしそういう、あれば、そういうところのですよね、ちょっと検討したいなというふうには思ってございます。

〇おのでら委員　設置が不必要であったりとか、あるいは困難であれば減らせるというふうに明確に書いてあると思いますので、そこをぜひご検討いただければと思います。区長選挙ですとか、あるいは区議会議員選挙については区の選管で判断ができるということですので、相談を経ずして、あまりにも合理的でない設置箇所については削減をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。さすがにやっぱり１００メートル未満で三つ並んでいるというのは異様ですし、区民の皆様からのご理解も頂けないんじゃないかと。こちらにある費用についても、かなり今上がっている状況でもありますので、一つでも減らすことによってこの支出を抑えることができると思います。いかがでしょうか。

〇河合選挙管理委員会事務局長　ポス掲、先ほどご答弁して、今、おのでら委員からありましたけど、区の選挙については確かに区の選挙管理委員会でということはありますけども、減数に関しましては、一応、国政と知事選は、法律かな、法律で決まっていて、都議選は都の条例、あと区は区の条例という形で、減数につきましては、同じような状況の場合のときには減数できるというのは、簡単にここにうたっているのが、こういうのは地勢といって、地勢の関係といって、土地の関係ですね。それで、作れる、作れないとかというようなところで判断するというところもございますので、国政のときとかあれは多いけど、区のだけは少なく減らしたというような形はちょっとどうなのかなというのは、ちょっとまだ整理はできないところでございますけれども、この辺りは国とか都のほうに、ちょっとその辺りの動向とかその辺りを注視しながら、ちょっと検討したいと思います。

〇おのでら委員　はい。
〇小野委員長　はい。
　じゃあ、この件、関連はよろしいでしょうかね。
　それでは、次の質疑に移りたいと思います。
　えごし委員。
〇えごし委員　私は施設経費についてお伺いをいたします。決算参考書は２３２ページ、事務事業概要は１３３から１３６ページです。
　まず令和６年度の事業別不用額一覧を見てみますと、不用額の理由について、本庁舎や各学校など区有施設、そういうところにおいてはこの光熱水費の使用実績ということがかなり多くありました。不用額も全て合わせるとかなりの額になるかなというふうに思うんですが、全ての区有施設となると様々な部に関連してしまいますので、ここでは代表して本庁舎、管理という部分でお伺いしたいと思います。
　今回、本庁舎の管理のほうでは１億７００万ほどの不用額がありましたが、そのうち不用額事由にもあるこの光熱水費については、どのくらいの不用額、また執行率でしたでしょうか。
〇佐藤施設経営課長　令和６年度の本庁舎管理の光熱水費の執行状況でございますが、電気料金につきましては、不用額が４,０２０万１,７１９円で執行率が約６５％でございます。ガス料金につきましては、不用額が６０５万４,９９１円で執行率は約５８％でございます。同様に水道料金につきましては、不用額１２９万３９１円で執行率は９１％でございます。合計の不用額でございますが、４,７５４万7,１０１円で、合計いたしました執行率といたしましては約６７％でございます。
〇えごし委員　全体としては６７％で、電気代でも４,０００万ほど不用額があったということで、不用額の理由、詳細も、この後お聞かせいただきたいなと思うんですが、それとともに、またこれまで過去の決算でも、区有施設での不用額の説明としては光熱水費の使用実績というのが結構多くありました。毎年、電気代も上がっていますし、ほかの自治体、千代田区でも過去に電気代などの予算が足りなくなって補正を組むという事例もありましたので、それらも考慮して考えられているのかなというふうにも思いますが、光熱水費については、このまま多くの不用額が発生する形で行く考えなのかどうか。また、これまでの使用データとか専門家などのアドバイスも踏まえて、不用額が少なくなるような見通し、検討というのができれば、その分の予算をほかにも回せて有効に使えるのではないかなというふうにも思うんですけれども、そういう意味で、今後のそういう光熱水費についてのどのような見通しを立てていくのか、先ほど不用額の理由とかも、詳細も含めて、またお考えをお聞かせください。
〇前田財政課長　ただいま何点かご指摘を賜りました。光熱費全体に関わることでございますので、財政課のほうからご答弁さしあげます。
　まず光熱水費でございますけれども、市場や為替の外部要因、こちらによりましても変動するといった状況でございます。とりわけ電気やガスの高騰がこの間あったというふうに認識をしてございます。本区におきまして、こうした外部環境の変化を踏まえまして、予算編成時でございますけれども、過去の使用実績はもとより、燃料調整費、あるいは再エネの賦課金の動向などを基に積算を現在行っているところでございます。その上でおき

ました、ご質問の不用額の理由と詳細といったところもあったかというふうに思いますが、そちらに関して申し上げますと、電気におきましては燃料費の調整単価が減っていると。またガスにおきましては従量単価が減っていると。そしてそれら単価等の国の激変緩和、これの補助があったということもあるかなというふうに認識をしてございます。予算を編成する上では、この補助がある、ない、正直まだその段階では明らかになっていないことも踏まえまして、いずれにしても支払いがきちんとできるように、編成時においては、補助がなかった場合で対応できるように積算しているといった状況でございます。

また、今後こういった状況でもいいのかというところのご指摘も賜ってございますけれども、まずこういった電気、ガス、水道、光熱費におきましては、熱中症予防とか、例えばでございますけれども、空調の使用を控えることがあっては健康上よろしくないということで、ある意味では健康に関わる大きなところでございますので、そうしたことも考慮しますと、一定程度確保しながらやっていく必要があるというふうに認識してございます。ただ、一方で、このままで、不用額が発生していいのかといったところに関しましては、そのままでいいというような認識は持ち合わせてございません。そのため、例えば今年度でございますけれども、令和７年度、昨年の予算の編成の時期におきましては、執行率あるいは残額を確認させていただきまして、不用額が多いところについては削減させていただいているといった状況でございます。

あと、アドバイザーのところのご指摘も賜ったかなというふうに思いますが、私どもは毎年振り返りを行ってございまして、その際、データとか実績の分析を行ってございます。また、時には再生可能エネルギーのこの発電の促進賦課金といったところも含めて、電力会社にも確認したり等を既に行っているということをもございます。つきましては、委員からご指摘いただきましたアドバイザーとかというところも含めて、引き続き、適正な予算の確保ができるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

〇えごし委員　ありがとうございます。これまでもかなり確認しながらやっていただいているという話でもありますけれども、先ほども答弁いただきましたように、またしっかり検討しながら進めていただきたいなというふうに思います。

事業概要の１３５ページを見ますと、光熱水費、特に電力に係る費用については毎年減少傾向にはあるというふうに思います。これも様々取組もしていただいている結果なのかなというふうに思いますけれども、千代田区では２０５０年のゼロカーボンちよだを掲げて、２０３０年度までに区有施設のゼロカーボン、またCO_2の排出削減も進めるという中で、区有施設が契約している電力も、実質、再エネ電力に切り替えていくと、そういう取組も進められています。再エネには少しコストはかかりますけれども、その分さらに節電をして費用を抑えていくのも大事ですし、また節電していくことで、またCO_2の削減、またゼロカーボンを目指すためにも、さらなるそういう節電の取組を行っていくべきだというふうに考えます。今、本庁舎で進められている取組と、また今後考えられている取組もあればお聞かせください。

〇佐藤施設経営課長　本庁舎のほうでございますが、現在、本庁舎のほうで採用しております電気につきましては、令和６年３月から再生可能エネルギー１００％電力で対応してございます。また、ガスにつきましては、令和７年３月からカーボンオフセット都市ガスを使用しているところでございます。一般的な形より若干お高くなっているという部分は

ございます。

また、本庁舎での主な省エネの取組でございますが、この建物外部、いわゆる外側の断熱性能を高めるために、窓の面積を適切な形、そんな大きな形でないような形でのものを確保して、ガラスにつきましてはＬｏｗ－Ｅのペアガラスを採用しているところでございます。また、柱型ですとかはり型を外側に出すようなデザインになってございますけれども、これは外側のルーバー効果によりまして日射の遮蔽を行っているというところでございます。また、屋上には、２０キロワットアワーでございますが、太陽光発電を設置してございます。

建物の内部につきましては、空調機につきましては高効率熱源機器を採用してございます。それを中央監視設備によりまして制御を行っているというところでございます。トイレの洗浄水につきましては雨水の利用を行っております。また、各室等の照明器具につきましては、トイレの人感センサーですとか、窓際の部分につきましては光センサーを採用しているというところでございます。また、最近の取組でございますが、照明器具、各階でございますけれども、ＬＥＤ化を進めているところでございます。現在２階から６階までのＬＥＤ化が完了してございまして、以前の照明器具と比較いたしまして、電気使用量が３分の２削減を図っているというところでございます。今後につきましては、引き続き本庁舎のＬＥＤ化を進めてまいりまして、令和８年度、来年度で完了するという予定でございます。

〇えごし委員　様々進めていただいている部分もあるということで、本当に本庁舎の取組というのは一つのモデルケースとして、今後、ほかの区有施設でも、節電の取組、現在も進められている部分はあると思いますけれども、しっかりそういうほかの区有施設でもそういう節電効果をしっかりできるように、取組をまた進めていただきたいと思います。

大阪府や大阪市、また世田谷区では、このＥＳＣＯ事業という、省エネルギー対策の実施によって得られたこの光熱水費を、この削減額の中からその一部を事業者に経費として支払うことで、実質的な負担はなく、省エネ、省CO_2ですかね、を実現していけるという事業、ＥＳＣＯ事業というのも活用されているところもあります。大阪市では８４施設で導入していて、令和５年度までの効果としても光熱水費の削減額が約３３億７,０００万と、二酸化炭素の削減量も６万５,０００トンということで、効果が得られているということで、本区ではスポーツセンターなどにも使われているというのは伺っているんですけれども、またそういうところもまた検討いただきたいなと。

あと、米田区議も過去の定例会で質問していましたけれども、この最大電力の使用料、デマンド値というのを抑えて、電気料金の基本料金を削減するこのデマンドコントロールというものとか、あと今はやっていますペロブスカイトの太陽電池など、そういう効果的な技術も今様々あります。もちろん導入コストと成果など、この費用対効果というのも大事ですので、全ての施設に当てはまるかどうかというのはしっかり検討が必要なところではあるんですが、しっかり長い目でしっかり考えて、こういう新しい取組もこの区有施設に活用していくなど、さらなる節電対策を今後もしっかり進めていただきたいなと思いますが、その点いかがでしょうか。

〇佐藤施設経営課長　ただいまご指摘いただきましたＥＳＣＯ事業でございますが、スポーツセンターで採用してございます。その内容といたしましては、従前、ガス、灯油を使

用していたボイラーを電気の熱源に変更したりとか、あるいは太陽熱を利用した給湯設備を設置したりとか、あるいは高効率変圧器に変えたりとか、そういった対応を行ったことによって省エネルギー対策を行ってきているというところでございます。

また、先ほどのデマンドコントロールの部分でございますけれども、最近の大規模施設においては、省エネの観点から、このデマンドコントロールを含むＢＥＭＳというシステムを採用しているところでございます。ＢＥＭＳといいますのは、建物内の空調ですとか照明などのエネルギー使用量、これを見える化しまして、効率よく運営するためのシステムでございまして、主に最近できました大規模な教育施設で採用しているというところでございます。そういった観点で、工事のほう、設計のほうを進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、ペロブスカイト太陽電池でございますが、次世代の太陽電池として、再生可能エネルギーの拡大に寄与する可能性について広く注目されておるところでございます。今後の技術革新が期待されているところでございますので、その製品化等、その動向に注意いたしまして、活用に向けて情報を収集して検討を深めてまいります。

区有施設の省エネの取組でございますが、省エネに寄与する様々な機器等が日々開発されているところでございますので、その有効性ですとかコスト、またそれの耐久性等を踏まえまして、施設の規模や用途に応じた形で適切な省エネ対応に引き続き努めてまいります。

○小野委員長　はい。それでは、これについて関連はよろしいですね。

次の質疑を受けます。

○春山委員　質問のところで、主を保健福祉部で質問させていただこうと思ったこともあるんですけれども、政策経営部全般に関わる、次の質問に関わることなので、ここで質疑をさせてください。

まず初めに……

○小野委員長　項目を教えていただけますか。項目。

○春山委員　はい。ページが。

○小野委員長　データ連携ですか。

○春山委員　データ連携ではなくて、２３４ページの７のデジタル化の推進を中心に、その後、ちょっと飛ぶんですけれども、２５６ページの国民健康保険についてと……

○小野委員長　そうすると、質問項目で言うと、今回の質問事項で言うと、国民健康保険の未収納のこちらですか。

○春山委員　はい。を焦点に当てて、デジタル化の推進について質問をさせていただきたいと思います。

○小野委員長　これだ。これを政策経営部で。はい。

ちょっと暫時休憩いたします。

午後３時２３分休憩

午後３時２４分再開

○小野委員長　では、委員会を再開いたします。

春山委員、引き続きお願いします。

○春山委員　まず初めに、自治体間の業務システムが、各データごとが統合していない課

題と、基礎自治体のデータが、都、国などとデータ統合を共有できていないことによる様々な課題について、質疑をさせていただきたいと思います。資料要求させていただいた国民健康保険の未収納の状況の資料について、ご説明を頂けますでしょうか。
○小阿瀬保険年金課長　それでは、追加資料６－１になりますけれども、国保の保険料収納状況、過去３年分の資料のご説明をさせていただきます。表の上から令和６年度、令和５年度、令和４年度の状況を３か年載せさせていただいているところでございます。各表のつくりでございますけれども、表の左上から下に向かって現年分、滞納繰越分、そしてそれらの合計となっているところでございます。また、左のほうから右に向かって、調定額、収納額、不納欠損額、未収納額、収納率のこういった状況を載せているという状況でございます。
　以上でございます。
○春山委員　ご説明ありがとうございます。この不納欠損、未収納額に関しては、どのように滞納整理業務を行っているのかの追加資料の説明と、一般会計の繰入れの状況についてご説明いただけますか。法定繰入金と法定外の繰入金の状況について、ご説明をお願いできますか。
○小阿瀬保険年金課長　では、私のほうから、まず滞納整理業務におきまして、収納業務におきまして、現在のフローでの課題感というところのご質問と、あと資料要求を頂いておりました一般会計からの繰入金のご説明のほうをさせていただきたいと思います。
　まず課題点、滞納業務におきましての課題点でございますけれども、現状、窓口対応等におきましては、通訳専用端末とかですとか、またサービスマネジャーによる通訳など、丁寧なご説明に努めてはいるんですけれども、しかしながら、こうした収納業務の中に、特に外国人への周知等につきましては、言語、言葉の問題もありまして、日本人と比較して、保険制度自体、またあるいは保険料の納入、こういったことについてご理解いただくことに時間を要する場合などがあることについては、現実の課題として認識しているところでございます。
　次に、資料要求を頂いてございます国保会計の一般会計繰入金のご説明をさせていただければと思います。資料につきまして追加資料６－２になります。国民健康保険特別会計に係ります支出といたしましては、保険料でありますとか国や都からの公費、そのほかこの資料にございます一般会計からの繰入金で賄っておるというところでございます。この繰入金ですけれども、法定内繰入金と法定外繰入金の二つに分かれておりまして、法定内繰入れにつきましては、国保財政の安定化を図るためあらかじめ法で定められておりまして、主なものといたしましては、低所得者に対する保険料軽減相当額の補填等を目的とした保険基盤安定繰入金、また子育て世帯の経済的負担軽減による出産育児一時金に対する繰入金など、資料記載の繰入金がございます。一方、法定外繰入金といたしましては、特定健康診査や特定保健指導といった保健事業に係る支出、こういったもののほか、保険料収入の不足の補填、保険料の負担緩和のための繰入れというような状況になってございます。
　この保険料収入の不足補填とか保険料負担緩和のための繰入れにつきましては、決算補填目的に係る繰入れとなりまして、国から計画的に解消を求められているという性質のものでございます。

ご説明は以上でございます。
○春山委員　ご説明をありがとうございます。また、資料の準備も併せて準備いただき、ありがとうございます。
確認させていただきたいんですけれども、日本人、外国人にかかわらず、この滞納整理業務というのが滞納専門員を充てて行われているという理解でよろしいでしょうか。この決算参考書の２８８ページの２の徴収費の２の滞納専門員というのが、ここに充てられているということでしょうか。
○小阿瀬保険年金課長　ご案内のとおりでございます。
○春山委員　本区における外国人世帯の国民健康保険の未収納率というのは、システム上で把握できるようになっているんでしょうか。
○小阿瀬保険年金課長　現状のところ、システム上での管理はできないという状況でございます。
○春山委員　資料要求させていただいた令和６年度の国民健康保険料の収納状況の日本人世帯と外国人世帯の割合についてご説明いただきたいのと、システム上で抽出できないといったときに、この作業をどういうプロセスというか、どういう対応をされて資料をご準備いただいたのか、ご説明いただけますか。
○小阿瀬保険年金課長　そうですね、資料要求いただきました滞納整理の流れのご説明と、もう一つが、どのように資料を出したのかと。６－３と４に関わる部分のご質問を頂いております。
それでは、追加資料６－３のご説明をさせていただければと思います。こちらは外国人と日本人共通の未収納対策を進めるというところで、表をフローにした形になってございます。まず納付促進行動といたしまして、保険料の納入がなくて納期限が到来したものにつきましては、書面にて督促状を発送しております。それでもなお保険料の納付がない場合には、電話及び書面にて改めて催告を行います。その後、再三の催告にもかかわらず納入がなく、納期限から１年を経過した場合には、医療の現物給付を行わない特別療養費の対象として通知を行っております。特別療養費の対象となった方が医療機関等を受診した場合には、医療費は一旦被保険者が全額負担いたしまして、後日、申請により一部負担金以外の金額を還付するということとなります。これでもなお納入がない場合には、納期限から１年半を経過した場合には保険給付の差止めということを行わせていただいております。この場合、医療機関等で医療費の支払い、これにつきましては全額自己負担ということになります。並行して、悪質な滞納者に対しましては財産調査を行いまして、差押えが可能な場合には財産を差し押さえて保険料に充当しております。
なお、財産調査の結果、明らかに財産がない場合ですとか行方不明などの場合には、執行停止となりまして、結果、不納欠損ということになります。また、同じく２年の消滅時効完成時にも不納欠損というところになります。
資料６－４で、今回、外国人の世帯ということで、日本人と外国人の世帯の資料を出させていただいていますが、この、どのように出したのかと。現状、確かに国保、国民健康保険システムからぱっと統計が出せるかというと、出せない状況でございましたので、この日本人も外国人も含めた全体の滞納のデータから外国人を抜き出しまして、手作業による作業で抜き出させていただきまして、今回、５月２２日時点ということで、資料６－４

の資料を出させていただいておりますところでございますけれども、ちょっと時間をかけまして作業をさせていただき、出させていただいたという状況でございます。
○春山委員　ご説明をありがとうございます。通常業務が大変な中、外国人世帯の抽出に手作業で業務に当たっていただいたということで、本当にありがとうございます。これ、実際どのくらいの作業がかかったのかというのが、日数的なものとか人員的なものがもし分かれば、教えていただきたいと思います。
　２点目が、外国人世帯の欠損の率が６３％というところで、やはり日本人世帯に比べて高いと思うんですけれども、確認したいんですが、もし外国籍の方が日本でこの国保を使って医療を受けられて、海外に戻ってしまった場合というのは、それを追うということはできるんでしょうか。
○小阿瀬保険年金課長　２点ご質問を頂きました。
　一つ目が、日数につきましては、すみません、ちょっと計ったわけではないんですけれども、どうでしょう、２０日から、そのぐらいはちょっとかかる。５月２０、そうですね、５月頭からということだったので、それぐらいはかかっているかなというふうに、ちょっとすみません、記憶なんですけれども、でございます。
　もう一点、海外に、そうですね、行ってしまった場合には、どうしても追うことができない場合がやはり多くなってしまうということで、もうどうしようもなくなってしまって、結果的に不納欠損になってしまうというような状況になります。
○春山委員　やっぱり法定外繰入れで税金からこれを補填していくというのは、やっぱり大きな問題だと思います。これ、この対応について、本区では今システム抽出が手作業でしかできないということなんですけれども、特別区、２３区ではこの外国人世帯分のシステム抽出というのはできているところはあるか、ご確認いただけましたでしょうか。
○小阿瀬保険年金課長　こちらにつきましても、資料６－４でお示しさせていただいてございますが、今回私どもで調査させていただいたところによりますと、システム抽出できる自治体はなかったという状況でございます。
○春山委員　ありがとうございます。外国の、国保だけをとってみても、この外国人籍の、外国人ヘイトというわけではなくて、様々な新しい対応が、課題が出ることによって、個人データがひもづいていないことによる課題というのがすごく大きいのではないかと思います。
　続いて、ちょっともう一つの資料に、資料要求いただいたものに移らせてください。外国人生活保護の受給者の状況についてという資料をお願いしました。この資料についてのご説明、非課税者の人数と生活保護の状態について、ご説明いただけますでしょうか。
○前畠生活支援課長　それでは、追加資料７の説明をさせていただきます。項番１につきましては非課税者の人数となっておりまして、区全体の非課税者人数が１万５１９人で、そのうち外国籍の方が９２７人、割合としまして８.８％となってございます。項番２に参ります。項番２は千代田区全体での生活保護受給世帯数で、５３５世帯５７８人。続きまして、項番３は、うち外国籍の生活保護受給世帯数で、９世帯１０人となってございます。項番１から３、いずれも調査時点日は１０月１日となってございます。
　なお、生活保護に関しましては、原則日本国民のみを対象とする制度でございますが、特定の在留資格を有する外国籍の方につきましては、人道上の観点から生活保護法の取扱

いに準じた保護を行っておりまして、資料にございます在留資格をお持ちの方が生活保護が受給可能となってございます。

ご説明は以上となります。

○春山委員　この生活保護に関しては、システム上で、在留資格以外の入国日であるとか、千代田区に住民登録した日というようなものは、システム上で管理できるようにはなっているんでしょうか。

○前畠生活支援課長　現在、生活保護システム上でデータ管理されておりますのは国籍のみとなってございまして、それ以外の在留資格等につきましては、保護申請時に在留カード等で確認をさせていただきまして、テキスト、文字ベースで記録には残っておりますが、データとしては管理はされていない状況でございます。

○春山委員　ありがとうございます。システム上でデータが突合できる状態になっていないということか分かりました。

先日の一般質問で永田委員も質疑されていましたが、私もクルド人のヤードに超党派で視察を６月に行っていまして、そのときに、在留者以外で在留資格が切れた外国人が、通知が送付されると住民基本台帳から消されてしまって、外国人の実態把握というのは基礎自治体でできない状態に今なっているということをご答弁も頂いて、川口なりが、視察に行ったのは、千代田区内なりから再開発で出る廃棄物がそこのヤードに運ばれているんじゃないかという疑いがあるというところで、そこの実態調査はできていないんですけれども、そういった背景もあって視察をさせていただいています。

ここまで質問させていただいてきて、外国籍の住民が増加していることによって、基礎自治体の把握、対応が複雑化していると。川口における問題と千代田区における問題はもちろん違うと思うんですけれども、こういったことが顕在化している中、こういった状況に対応するための対応業務、今の対応業務フローでは対応できないことが出てきているんじゃないかと思うんですけれども、この辺について、区の見解を教えてください。

それと、国民健康保険に関してですが、国の標準化仕様は今現在どのようなものになっていて、どういう課題が、代表質問でも質問させていただいているんですけど、課題があるのか、それに対して必要に応じて区で独自に取り組んでいく予定もあるのか、お答えいただけますか。

○小阿瀬保険年金課長　そうですね。標準化の仕様のどのようになっているのかというご質問と、また、独自に取り組む予定があるのかどうかというところの観点、ここからご答弁させていただければと思います。

標準化におきましては、現時点におきまして国から示されておりますシステム仕様では、本会議のご答弁でもございましたけれども、外国人における未収納情報、また滞納情報、こういったものに特化したメニューというのは含まれていないというところでございますけれども、標準化の実施によりまして、業務プロセスの統一によって自治体職員の負担が軽減いたしましたりとか、制度改正時の対応を迅速化に導いたりとか、またあるいはオンライン申請などサービス、こういった全国で共通化できたりといった様々なメリットが期待できるものと思ってございます。

また、独自の対策というところでございますけれども、こちら滞納対策としてということで申し上げさせていただきますと、保険料未納に対する対策の一環として、外国人と日

本人共通の収納率向上、こういった対策として、この１０月から預貯金照会電子化サービス、これを導入させていただいてございます。従来、滞納者の預貯金情報につきましては郵送で行っていたんですけれども、このシステムが入りますことで、滞納整理業務の迅速性、実効性が向上いたしまして、結果、収納率向上が期待できるものというふうに考えているところでございます。

また、この区独自の取組ではないんですけれども、国におきましては、全国の外国人の国保料収納率向上のために、未納情報を自治体と出入国管理庁が公共サービスメッシュ状にて情報連携をいたしまして、在留審査に活用していくことですとか、また転入する外国人に対して保険料を前納できる仕組み、こういった仕組みづくりも進めておりまして、先日閣議決定した骨太の方針にも盛り込まれたところでございます。

私どもといたしましては、外国人を含めた新たな収納対策、これを進めるとともに、外国人の未収納、滞納に関する情報のシステム化、これにつきましても特別区の関係課長会ですとかこういったところで情報を図りつつ、国の動向把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〇春山委員　ぜひガバメントクラウドの標準化のその先の共通化モデルというのを、千代田区からぜひ提案なり提言なりしていただいて、各基礎自治体全てにおいて、このシステム上の課題というのがあると思うので、よく連携して進めていっていただきたいと思います。

〇吉田情報システム課長　今、情報システム課のほうでは基幹業務システムの標準化に取り組んでおります。国からは、データ形式などが標準化されることでデータの抽出や円滑なデータ連携が容易になると示されており、同一自治体内の円滑なデータ活用に向け、国では公共サービスメッシュと呼ばれるデータ連携基盤の構築を進めております。一方で、国もこの基盤を整備するに当たって、行政機関が保有するデータの活用、連携に関して、当初の利用目的に含まれない個人情報の利用については課題があると示されておりまして、システム面での環境ができたとしても、法令面、制度面での課題が生じてしまっている状況があり、国の検討状況を我々としても見ていく必要があると考えております。

委員ご指摘のとおり、区独自に解決することが難しい課題に関しては、東京都やＧｏｖＴｅｃｈ東京、特別区のデジタル主管課長会などと、共通認識を持つためのコミュニケーションを取りながら、国に対して課題解決に向けた要望がどのようにできるのか、検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇小野委員長　はい。では、これは、関連はよろしいでしょうか。

関連。

〇米田委員　まだ……

〇小野委員長　まだだった。関連。米田委員。

〇米田委員　先ほどもあったんですけど、２０２７年度から、在留資格とかそういったところに、国保を納めていなかったら影響するということが確定されています。その上でシステムで連携するということは、今、課長におっしゃってもらったとおりなんですけど、個人情報の課題があるよと、そういうことなんですけど、千代田区が率先してそういうことを課題解決のために挙げることで進むとも聞いています。

また、愛媛県では、ＡＩを活用した、未納者、未納に対しての、未納者に対しての活用

をしていると聞いています。その辺の部分もデジタルとしっかり連携しながらやるということが重要なんだと思うんですけど、いかがでしょうか。
○小阿瀬保険年金課長　ただいま指摘を頂きました件、デジタル推進課ともタッグを組みながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○小野委員長　はい。では、関連はよろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○小野委員長　それでは、次の質疑をお願いいたします。
○春山委員　先ほどからのこういったお金の流れの可視化、税金の使われ方の可視化ということがすごく大事だと思います。財政の可視化について質問させてください。区民と行政の信頼関係の構築において、またデジタル化の推進を本当に図っていくには、税の使われ方、財政の可視化が必須だと思いますが、税の使われ方が明確に評価できるよう、事業単位、プロジェクト単位で明確に分類されたデータのレベルまで解像度を上げていく必要があるのではないでしょうか。
　例えば今のこの決算書で見ると、課目単位での他事業への流用などは、それ自体の事業の評価をぼやかしてしまう可能性があると思うんですけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。
○前田財政課長　財政の可視化につきましては、本会議の中でもこれまでも様々ご指摘を賜っているところでございます。私ども、事業の評価といたしましては、主要施策の評価、また予算決算額、それから、主要施策の評価の中では事業実績も含めてお示しをしているといった状況でございます。一方で、手に取りやすいデータ、可視化というところにつきましては、研究を進めていくということで、先日も本会議のご答弁をさせていただいていたところでございます。加えて今ご指摘いただきました流用、流用したことによって、課目単位のところが、例えばですけれども、予算、流用元のところが、流用したことによって数字が少しというような、状況が分かりづらくなるということはご指摘のとおりかなというふうに認識をしてございます。いずれにいたしましても、可視化といったところを含めて研究を進めてまいりたいというふうに思います。
○小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
　春山委員。
○春山委員　ぜひ、税の流れ、国から流れてくる、都から流れて、自主財源、その事業自体がどういうふうに達成されたのかという、事業単位で、税の流れというか、お金の流れというのが見えるようにしていただきたいと思います。
　そのときに課題となるのが、財政を可視化したとしても、行政上なんですけれど、単年度主義会計ではその事業全体の評価ができないということにつながると思います。複数年度の視点で見るという点についての必要性について、どうお考えでしょうか。
○前田財政課長　ただいま単年度主義ということのご指摘を賜りました。まず財政面で申し上げますと、債務負担行為等の例外はあるものの、予算といたしましては予算単年度主義というものが、その原則がございますので、その上でのご質問ということでご承知をさせていただいているところでございますけれども、基本はまず単年度主義の原則に基づいて予算編成を行っていきたいというふうに考えてございます。一方で複数年度の視点というところは、予算概要の中でも今後の財政の見通しということでお示しをさせていただい

ているように、重要だというふうに認識をしてございます。
○春山委員　ぜひ先駆的な事例となるように努力していただきたいと思います。分科会でも質疑をさせていただいたんですけれども、道路や橋梁や桜の木などのアセットマネジメントは、まだＤＸが進んでいないということです。アセットマネジメントには、やはり単年度主義ではなくて複数年度の視点で見ていくことがあると思いますが、その点について、今後の取組についてお伺いさせてください。
　続けて、このアセットマネジメントのＤＸの管理、区独自のシステムではやはりコスト高になっていくという意味で、複数自治体にまたがったシステムの開発とか共有化というのも今後検討していく必要があると思うんですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。
○前田財政課長　まず複数年度といったところと、また併せてアセットマネジメントについてもご指摘を賜りました。複数年度の評価といったところのメリットとして考えますと、政策の有効性を検証しやすくなるといったところが挙げられるかなというふうに認識してございます。また加えてアセットマネジメントにおきましても、ライフサイクルコストであったり更新計画といったものを複数年度で捉えることができますので、合理的に資源配分を推進できるんではないかというふうに認識しているところでございます。
　また、加えてアセットマネジメント、他自治体、周辺の自治体ですかね、というところを含めてご意見を賜りましたが、ちょっとコスト面の観点から私のほうから申し上げさせていただきますと、やはり周辺自治体と連携していくといったことに関しましては、スケールメリットといったものを生かす上で重要な視点であると。また加えて重要な手法、有効な手法であるというふうに認識をしているところでございます。
　具体的にはというところで申し上げますと、やはりデータの収集であったり、その分析に係るコストの削減にもつながるというふうに認識をしておりますし、分析に要する時間の短縮など様々な効果が期待できるかなというふうに認識をしているところでございます。一方で、個別の対応が困難であったりとか調整にも時間を要するといった、そういったデメリットのようなところもございますので、そういった影響とこのバランスを取りながら、引き続き研究のほうを進めさせていただければというふうに思います。
○春山委員　ありがとうございます。同時に、財政を適切に可視化していくことによって、エビデンスベースでの住民合意形成が可能になると思います。こういった財政の可視化と、住民、区民がこの財政を見ながら政策について考えられるという、住民参加型の政策立案の必要性についてはどうお考えでしょうか。
○前田財政課長　財政の可視化といったところで申し上げますと、政策形成に係る住民参加を促進する上でのある意味基盤になるというふうに認識をしてございます。そうしたツールを他自治体が導入しているといった状況も把握させていただいているところでございます。引き続きというところで、恐縮ではございますけれども、今、ＥＢＰＭといったところを進めてございますので、そういった政策立案を推進いたしまして、政策に対する意見形成、これに活用できるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。
○春山委員　ご説明をありがとうございます。こちらもガバメントクラウドの展開について質問させてください。以上の財政の可視化なり住民合意形成ができる仕組みをガバメントクラウドの標準機能に組み込んでいくなど、他の自治体でも適用できるようなガバメン

トクラウドの標準化のその先の共有化について、共通化について、区としてどのように、率先して先駆的な自治体となるよう取り組んでいかれるおつもりか、お考えをお伺いさせてください。
〇吉田情報システム課長　ただいま委員ご指摘の財政の可視化などでのガバメントクラウドの活用に関してでございますけども、まだ国では議論がされておらず、現段階では基幹業務システムの標準化を進めることに注力しているという状況にございます。その先、ガバメントクラウドをどのように活用していくのか。国の動向も注視しつつ、ガバメントクラウドの将来像を意識しながら区の基盤整備を検討していくことは必要だろうと認識しているところです。また、こういう課題に対して、先ほどと重複しますけども、東京都やＧｏｖＴｅｃｈ東京、特別区デジタル主管課長会と共通認識を持つためのコミュニケーションなんかも取っていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。
〇小野委員長　はい。暫時休憩いたします。

午後3時５４分休憩

午後４時０６分再開

〇小野委員長　委員会を再開いたします。
　引き続き質疑を受けます。
　大坂委員。
〇大坂委員　災害対応についてお伺いをしたいと思います。決算参考書２３４ページ辺りからで、いわゆるゲリラ豪雨に対する水害ですとか落雷、その辺の対応について絞ってお伺いをしたいと思っております。よろしいでしょうか。大丈夫ですかね。
　地球温暖化等の気候変動によって、ゲリラ豪雨の雨量というものが近年非常に大きくなっております。そこに対してしっかりと対応策を取っていただきたいなという視点からの質問になるんですけれども、昨年は８月２１日に地下鉄市ケ谷駅で浸水被害がありました。この豪雨のときは同じように麻布十番駅も浸水して、新宿では下水管の圧力が高まってマンホールが空中に飛んでしまうというようなことも起きました。このときは瞬間的に大量の雨が降ったということで、河川の氾濫とかではなくて、降雨の量に対して排水が追いつかないということが大きな要因になっているのではないかというふうに言われています。また、今年９月１１日には、また杉並で善福寺川、目黒で蛇崩川、品川で立会川といった河川が氾濫をして、近隣区でも大きな被害が出たと。このゲリラ豪雨によって水害が起きる、起きないというのも、場所云々の話じゃなくて、やはり大分運に左右される要素が非常に大きくなってきていて、千代田区でも、いつ同じような被害が連続して起きるかも分からないというような状況になっていると思っています。
　こうした状況の中で、区としては、この令和６年度、また今年の７年度に関して、どのような対策を行ってきたのかについてお聞かせを頂きたいのと、このゲリラ豪雨の水害に対してどういう認識を持って臨んでいるのかについてお答えください。
〇山下災害対策・危機管理課長　大坂委員の質問にお答えいたします。
　まず、先に認識についてでございますが、いわゆる気候変動が続いていることで、昨今、時間１００ミリ豪雨というのが頻発化しておるというのは認識しております。この時間雨量１００ミリについてでございますが、気象庁が発表する記録的短時間大雨情報というものがございますが、これは観測された後に出る情報でございまして、それが出たときには

かなり押し迫った状況であるという点がまずございます。そしてまた、この今までご説明のありましたゲリラ豪雨でございますが、具体的なトリガーがないという点で、非常に、いつどこで、いわゆる大雨警報が出た後で、今申し上げた記録的短時間大雨情報が出るまでの間、どこで、例えば地下階の皆様には避難していただくであったり、止水板や土のうによる地下街の浸水対策をしなきゃいけないか、その対応が必要なタイミングというのを計るのが非常に難しいという点がございます。

その上でお話をしたいと思いますが、まず現状、千代田区のインフラはかなり強靭化されていると言われておりますが、基本的には１時間降雨量７５ミリを対応と目指したものが取組となされております。そこで、区の対応といたしましては、過去の浸水履歴から、神田川であったり日本橋川からの溢水対策がメインだったということになります。委員ご指摘のとおり、１００ミリ豪雨につきましては、降ったところにも浸水リスクがあるものと考えております。このレベルであるため、これまでと違った対応が必要になるとは考えております。

そして、緊急時の対応につきましては――あ、すみません。令和６年、７年、これまでの対応につきましては、原則的にはやはり今申し上げたような、神田川、日本橋川からの溢水対応というのがメインでございます。また、台風対応というのをメインに行ってきたところでございますので、その点につきましては、これまでと違った対応が必要という認識でございます。

〇大坂委員　ありがとうございます。今、答弁があったとおり、まさにこれから先、今までの対応じゃなくて、ゲリラ豪雨に対する対応を新たに考えていかなければいけない時期に来ているというふうに認識しています。それはもうまさに、今年のシーズンというのは一定程度終わったのかなというところはあるんですけれども、また来年に向けてしっかりと対策を取っていくということが必要なのかなと思っています。

細かいところを幾つか聞いていきたいんですけれども、今年９月１１日は、先ほど言った杉並ですとか目黒で川が氾濫していますけれども、同時に千代田区も同じようにかなりの量が降ったと記憶しています。このときに、千代田区では災害対策本部というものを設置したのかどうかというところについては、いかがでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長　現状の災害対策本部の設置基準というのがございますが、これが基本的には、震災、区内で震度５強以上の地震が発生した場合というのと、その他区内で災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図るため、本部設置の必要がある場合と定義されておりますので、現状の考え方ですと、ゲリラ豪雨対応で災害対策本部設置というのは難しい点があると認識しております。

〇大坂委員　分かりました。いろいろな基準があって、これまでの経緯があると思いますので、今回それが設置されなかったことについて、云々言うつもりは全くないんですけれども、一方で、先ほど答弁もあったとおり、ゲリラ豪雨が発生しそうだなというところから、実際に雨が降って浸水被害ができるまでというのが、非常に短い間で、様々な情報を集約しながら指示を出していかなければいけないということを考えると、そこがどういう仕組みで今これから庁内で対応がされているのか、そういった災害本部みたいなものを本来は設置して、そこに集約して指示を出していかなければいけないのではないのかなというような感覚もあるんですけれども、恐らく、雨が降って様々な指示を出さなければいけ

ない。これは避難指示だけじゃなくて、庁内で様々な対応をするための指示を出すに当たって、相当な判断を迫られると。そこには当然責任も伴いますので、今の体制のままでいいのかどうか、その辺りの検討をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。
○山下災害対策・危機管理課長　例に挙げますと、７月３０日のカムチャツカ半島沖地震の際に、東京都の対応が災害対策本部ではなく、より機動性がある災害即応対策本部というものを設置して対応しております。区といたしましても、この、いま一度、本部の設置基準の見直しを図ることで、即応性であったり機動性の高い意思決定ができるような、災害対策本部のもう少しクイックな動きができるような会議体の設置というものは検討してまいりたいと思います。
○大坂委員　ありがとうございます。まさに情報化社会になっていて、雨がたくさん降ると、ＳＮＳ上とかでも、今ここの河川が危ないんじゃないかだとか、ここが浸水しているよとか、そういった情報もたくさん流れるような時代になっています。そういった情報も、全てを吟味するというのはなかなか難しいですけれども、そういった基準をある程度つくる中で対応していっていただきたいなというふうに思っています。
　一方で、こういった被害が今回他区で起きていく中で一つ課題となったのが、様々なところから情報が過度に入ってきてしまうということに対する対応というものも一つ問題となりました。なかなかここは委員会で議論するところではないので、情報提供というか、課題の提供というところだけに努めておくんですけれども、例えば議会の議員の方々から、ここのところが危ないよというところが担当者のほうに直接連絡が行ってしまうと、その情報の収集ですとか対応に追われて、なかなか災害対策の、そのところが機能しなくなってしまう。そういったような事例が他区のほうで散見されたというふうに伺っています。これは議会のほうでこれから議論を少しずつでも進めていければなというふうには思ってはいるんですけれども、一方で、情報化社会の中で、様々な情報、ＳＮＳ等々を使った情報収集ですとか、その対応というものも今進んでいると思うんですけれども、その辺りは所管課としてはどのように対応していらっしゃるんでしょうか。
○山下災害対策・危機管理課長　ＳＮＳでの情報につきましては、今年度から区で導入している総合防災情報システム、こちらにオプションとしてついている、ＳＮＳにアップされた危機情報をリアルタイムに収集、解析して、ファクトチェックを行った上で、整理して我々が見ることができるスペクティというシステムを導入しております。こちらで、リスク対応に必要な情報であったり、被害状況については、かなり正確なものを可視化できるものと考えておりますので、こちらをうまく活用してまいりたいと考えております。
○大坂委員　ありがとうございます。集めた情報をしっかりと集約して、様々な部署に情報提供をスムーズにしていくということが非常に重要だと思いますので、その辺の対応をお願いしたいと思います。
　先ほど来答弁でもありましたとおり、時間当たりの降水量が、７５ミリが今までの基準だったというところで対策が行われていたと。区内には洪水対策として、雨水の貯留施設があったりですとか、西神田には排水ポンプ場があったりとかします。こちらの施設に、先ほど台風ですとかそういったものの、神田川、日本橋川の対策の部分が大きいという話はありましたけれども、ここの役割として、今のゲリラ豪雨に対しては、なかなかこれが

機能しないものなのかどうなのか、その辺りの認識はいかがでしょうか。
○山下災害対策・危機管理課長　そうですね。昨今のゲリラ豪雨による災害の被害状況を見ておりますと、ある程度標高が高い地域でも、その地域での窪地状態になっているような場所で、かなり浸水の被害が出ておるという事情がございますので、これまでの日本橋川、神田川の溢水対応の部分では、その部分にゲリラ豪雨がございましたら、それなりに機能は果たすとは思うのですが、それ以外の部分だとやはり機能しないという認識でございます。
○大坂委員　やはり特定の場所じゃなくて、例えば今までは水害が起きそうにもなかった高台の、例えば麹町エリアだったりだとか、そういったところでもゲリラ豪雨の場合は浸水被害が起こり得るというような認識でよろしいのかなと思います。であれば、様々、個別に、各個人も含めて対応策というものはやっていかなければいけないというふうに思ってはいるんですけれども、一つ情報提供というか、千代田区は今まで、先ほど来、過去の対策としては、神田川、日本橋川を中心に対策がされてきたという実情があるので、土のうですね、千代田区内に置かれている土のうというものも、神田エリアですとまちなかに至るところにあったりはするんですが、これは麹町のほうには今なかなか設置はされていない状況だとは思っています。こうした状況についてどのように考えているのか。今後改善をしていく必要があるんじゃないのかなというふうに思ってはいるんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。
○村田道路公園課長　近年の気候変動に伴い、特に夏場はゲリラ豪雨のような突発的な被害と隣り合わせである今日におきまして、区民の方々が安心・安全に生活を送るためには、居住地の近隣に十分な量の土のうが配備されていることが効果的というふうに認識しております。今、委員にご指摘いただきました、麹町エリアに土のう置場がないということに関しましては、１か所、九段南二丁目のほうに土のう置場がございます。ただ、過去２０年ほどの履歴を見ましても、この麹町エリアで道路冠水をしたという履歴はここ２０年はなくて、それもひとえに下水道の処理能力が高まっているということだったり、あとは、こういう洪水が起こると想定される事前には、道路公園課のほうで排水処理施設の掃除だったり落ち葉の清掃だったりというものを行っているというところが、効果として表れているのかなというところでございます。そういったところもありまして、現時点では麹町エリアに１か所、土のう置場があるものの、それで現時点では十分なのかなという認識でございます。
○大坂委員　十分かどうかというところについても、今後、様々な事象が発生してくると思いますので、その辺りでしっかりと研究を深めていただいて、必要であれば数を増やしていただくということも視野に入れながらやっていっていただきたいなと思っています。
　一方で、２０１９年に台風１９号が猛威を振るった事例があるんですけれども、そのときは荒川がもう氾濫するかしないかぎりぎりだったというような台風だったんですが、土曜日朝から夜にかけてずっと降り続いたんですけれども、土曜日の朝の段階で、私は三崎町に事務所があるんですけれども、そこの近くの土のうステーションに行ったら、もう空だったというところがあります。たくさん配備されていても、やはり皆さん意識が高いので、何か備えなきゃいけないとなると、土のうを求めて準備するという、これは非常にいい傾向だとは思うんですけれども、そういったこともありますので、必要な個数について

はしっかりと検証しながら、いざというときに足りなくならないように、しっかりと準備をしていっていただきたいなと思っています。

もう一個、千代田区には各施設、庁舎だけではなくて、学校施設ですとか出張所も含めてあります。そういったところには地下の施設があるところも恐らくあるんだろうと思っておりますが、こうした止水板ですとかそういったものを設置しなきゃいけないと。これを動かさなきゃいけないというような判断、これはゲリラ豪雨が起きたときにどのような形で意思決定されるのか。それぞれの施設によって対応が違うのか、それとも一括して防災を担当しているところが情報収集して指示を出しているのか。この現状についてお聞かせください。

〇山下災害対策・危機管理課長　現状では、ゲリラ豪雨というよりも、大雨であったり台風等の警報等によって、災対課及び施設経営課が各施設管理者に注意喚起を発しております。そして、各施設管理者においては、事業の中止の検討であったり、物品が飛ばされないかの確認であったり、周辺の雨水ますの点検、清掃、またそれと併せて止水板や土のうで浸水に備えての対応を行っていただいております。

以上です。

〇大坂委員　しっかりと情報提供をしながら指示を伝達するというところのスピーディーな対応というのが求められると思いますので、しっかりと対応していただければと思います。

最後に、落雷のことについて何点かお伺いいたします。積乱雲が発達することによって、落雷というのはつきものだと思っています。昨今の研究ですとかいろいろな状況を見ると、頭上に雷雲がなかったとしても、２０キロ、３０キロ横に落雷をするというのが一般的に、常識になりつつある中で、要は今、雨が降っていなくても、そこがもしかしたら雷が落ちる可能性があるというふうに言われています。また、避雷針があるから大丈夫と言われてもきましたが、雷の落ちる高さからしてみると、５０メートル、６０メートルというのは本当に誤差に等しいとも言われているのが現状です。もちろん千代田区内は高い建物がいっぱいありますので、そこを擦り抜けて地面に落ちるということはなかなかないことだと思うんですけれども、少しでも開けた交差点ですとか、例えば学校の校庭ですとか、そういったところに、もう確実に落ちないということは言い切れない状況なんだろうなというふうに思っています。

そうした中で、例えばこれ、落雷があるかないか、その状況が出てきてから落雷の被害が出てくるまで、やっぱりこれも時間がすごく短いので、スピーディーな判断が求められるというところではあるんですけども、例えば学校の登下校時にそういった事象が発生したときに、どういった判断がされているのか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

〇上原指導課長　学校における落雷に対しての対応としましては、各学校・園とも、学校危機管理マニュアルというものを作成しまして、登下校を含めまして、あと活動中、その辺りの落雷対応というところで、マニュアルに沿って行っているところです。特に登下校中のところにつきましては、子どもたちに安全確認というところで、近くの建物に逃げ込むとか、そのような安全指導等を行っています。また、活動に際しましては、活動前から気象情報等、注意報がないかとかの確認をすることと、活動中においても随時様子を確認し、僅かな異変を感じたら即活動を中止するというようなことで対応させていただいてい

るところでございます。
○大坂委員　ありがとうございます。しっかりと対応できているのかなと思っています。やはり今後、そういった学校だけじゃなくて、そういった対応をしっかりと区内全体、様々な施設も含めて水平的に展開をしていただいて、同じような対応をしっかりと、どこの施設、どこの事業でもできるよというような体制はつくっておかないと、ここは大丈夫だったけれども、こっちは豪雨に当たってしまって悲惨なことになってしまったということにならないように対応していただきたいと思っているんですけれども、その辺の情報共有、水平展開についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。
○山下災害対策・危機管理課長　現在も行っているのですが、大雨警報であったり洪水警報が出た際は、我々災対課の職員が、気象庁であったり民間気象予報会社からの情報収集を行いまして、雨雲レーダーであったりそういったものをずっと注視しつつ、区民への注意喚起をいつ出すかというタイミングについて計っておるところでございます。特にゲリラ豪雨につきましては、東京都の地下空間浸水対策ガイドラインというものが、９月に改訂されたものがございますが、その中に試行的にゲリラ豪雨のタイムラインというものが掲載されております。また、今年の７月１０日であったり９月１１日の東京での豪雨の事例を踏まえて、千代田区でのゲリラ豪雨対応のタイムラインというものも検討してまいりたいと思います。
○大坂委員　最後になりますけれども、ゲリラ豪雨というものは、本質的には大型の台風とかと違って、大規模な災害と違って、人命に関わるということはあまりないような、想定しづらい災害なのかもしれないんですけれども、一方で発生確率というのは非常に高い、身近な災害になっていると思っています。その身近な災害に対してしっかりと対策を講じて実行していくということが、来るべき大規模災害に対する経験値となっていくものかなというふうに思っております。また、被災する規模が小さくなっていくので、要は１か所で災害が起きるので、周りの方は全く被災しない状況になりますので、ＳＮＳ等でこの区はどういう対応したのかとか、そういったものが非常に注目を浴びて、評価を受けるという形になっているのが今の現状だと思っています。そうした意識を持って、しっかりとゲリラ豪雨に対して対策をしていく必要があるのではないのかなと思っております。そうしたことが、本区で暮らす人、働く人たちにとっての安心・安全につながっていくものだと思っておりますので、その点、区の見解をお伺いして、最後、質問を終わりたいと思います。
○山下災害対策・危機管理課長　ゲリラ豪雨は本当に緊急対応となりますので、原則、やはり災害の部分で言うと、自助での対応になると思います。現在、防災ポータルサイトやアプリでゲリラ豪雨対策についても情報発信を行っておりますが、いま一度、千代田区全体、地下階があるビル、大きな地下街もございますし、また個人のビルの地下階というものをお持ちの管理者の方々がいらっしゃると思うんですが、そういった皆様に、自助としての建物の整備であったり、避難訓練の実施であったり、水害に関する情報収集等々、そういったものの周知を図ってまいりたいと思います。そして、公助の部分といたしましては、やはり非常時、アラートを、１００ミリ豪雨の注意喚起は難しいと先ほどから申し上げているんですが、この注意喚起を外さないように、しっかりと周知ができるようにしなければならないと考えております。

○小野委員長　はい。では、こちら、関連はよろしいですね。
　引き続き、お願いいたします。
　岩佐副委員長。
○岩佐副委員長　政策経営部の共催、参画と協働の協働の部分から、共催、後援、主催についてお伺いしたいと思います。
　いろんな、区の事業の中、あるいは民間の団体さんの活動を協働する中で、共催、後援、主催、いろいろな手法があるということが参画と協働のガイドラインに書いてあるんですけれども、昨年度、６年度は幾つ後援を出してとか、幾つ主催したという、そういった数はカウントして管理されているんでしょうか。
○佐藤総務課長　ご質問の後援名義の承認件数について申し上げます。令和６年度の実績でございます。承認件数の総数は３２５件でございます。部別に申し上げますと、子ども部４２件、保健福祉部３２件、地域振興部２０２件、環境まちづくり部４４件、政策経営部が５件でございます。これを承認の種別に申し上げますと、後援が２９９件、協賛が２件、共催が２４件となっております。
○岩佐副委員長　ありがとうございます。後援が圧倒的に多いんですけれども、ちょっとこの後援の基準というのが、多分、今、区が示しているところが、千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領だけだと思うんですけれども、それで間違いがないでしょうか。
○佐藤総務課長　区長部局と教育委員会がそれぞれ事務取扱要領を作成の上、対応しております。
○岩佐副委員長　ありがとうございます。そうですね、この、それぞれが各所管で要綱があるということだと思うんですけれども、ちょっとここの基準、判断基準が見えてこない中で、どういう団体がどういうふうにしっかりやっている、報告もこれは義務づけられているんですけれども、報告をしっかり出されていると思うんですけれども、そこも含めて、ちょっとちゃんと運用されているのかということをちょっとお伺いしたいんですね。
　と言っているのは、これはうちの当区の事例ではないんですけれども、中野区で本当に後援を出したところが、ちょっと後援の趣旨とは、区の考えている趣旨とは違う方向でのイベントをやられてしまったということで、これ、イベントなんていうのは、やられてしまっちゃうと、後からは全くちょっと違う問題が起きてしまうものですから、しっかりとここはやっていただかなきゃいけないことと、あとまた特定の団体がやっているんじゃないかと。やっぱり知っている人が相談ベースで後援を取っていて、これはしっかりと運用すれば、多くの団体ともっといろんなことが協働していけると思うんですよね。そういう中で、協働できる団体とできない団体がすごくこの扱いが不明確、判断基準が不明確ですので、そこに不平等が起きてしまうんじゃないかと思うんですけども、そこに関しての公平性に対して、そしてまた事前の審査と事後の報告に対して、どのように運用されているのかご説明いただけますか。
○佐藤総務課長　後援名義のまずお出しする部分でございますが、事務取扱要領の中に、承認の条件といたしまして、主催者の特に、ごめんなさい、依頼団体または依頼内容に区に関わりがある場合というのが一つございます。それから、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものという点もございます。また、承認しない場合

として、例えば公序良俗に反するおそれがあるもの、社会的な非難を受けるおそれがあるもの、宗教的色彩または政治的色彩を有しているとき、私的な利益を目的としているときといった、しない場合をお示ししております。

こういった基準に照らし合わせて、区の施策の推進に寄与するものという部分の判断につきましては、特に部の事業に関わるところでもあり、一律に判断基準で判断がつかないところもありますので、ここは各部の判断ということになっております。この基準は総務課や教育委員会のほうで示して、それに沿って各課が対応するという形になります。それに対して、どのような事業に対して承認をしたかということについては、総務課のほうで調査を行いまして、先ほどご報告いたしましたような件数のほか、どういった内容のものに承認したかという実績の確認をしておりまして、特段、中野区のような事例については、千代田区においては報告は受けておりません。

○岩佐副委員長　ありがとうございました。もちろん今ここで大きな問題があるわけではないんですけれども、このやっぱり後援という考え方に関しては、私的な利益ですとか公序良俗ですとか、あるいは宗教、政治というのは、これは一般的な基準として、そうじゃないこの施策にどれだけ寄与するかというところが、どうしても曖昧になってしまう分、後援がもらいやすい団体、特定の団体がもらえる状況にはちょっとなってきているというのは、ちょっと指摘をさせていただきまして。

というのは、やっぱりこの千代田区といいますか、千代田区の、あるいは自治体の後援をもらうと、ほかの後援が取りやすくなる。あるいはほかの場所を借りやすくなるとかの、いろんなメリットがあるんですよね。だから結構調べていくと、自治体の後援を取りましょうと。取るノウハウがありますよと、そういったことをやっているコンサルがある。そういうものもネットなんかで見ると調べられるわけですから、悪用しようと思えばできてしまうということは、やっぱりこの審査の段階でもしっかりと、基準をもう一回庁内でも明確にしていただいて、さらにそれをもうちょっとオープンに、ホームページでも、やっぱりこの基準というのはしっかりと上がってこないんですね。手続も上がってこないから、これは相談者ベースになってくる。相談してみてください。相談した人が公認が取れたらラッキーみたいなことになりかねないので、それは区の関係者、関係がある団体に後援を出しているからということにはなるんですけれども、やはりそこは少ししっかりと明文化していかないと、これはいろんな団体が今後も増えてきますし、どんどんこの後援数というのは増えていっているんですから、そこに関してはどのようにお考えなのか。ぜひそこを、もう少し審査体制ということを公開していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○佐藤総務課長　ご指摘のとおり、今この事務取扱要領は、職員が各所管と共有するという形になっておりまして、特にホームページ等で公開はしておりません。その現状の理由といたしましては、千代田区はやはり後援の引き合いを大変多く頂いておりまして、新しいいろいろな団体の方から多数の後援依頼がありますと、ちょっと事務も滞ってくるというような状況もございまして、実際には例えば教育委員会の基準は、少し引き合いが多いために、厳しい内容になっていたりというような現実的な部分もございますので、適切に判断をして、承認をするためには、実際に相談ベースで一件一件事業の内容等を確認していく必要はやはり欠かせないのかなというふうに考えております。

今後それを公開するかどうかにつきましては、一旦、庁内でこの取扱いについて、慎重

にということで確認はいたしまして、各部の状況を把握しながら今後検討してまいりたいと思います。
○岩佐副委員長　はい。
○小野委員長　はい。では、これ、関連はございませんね。
　では、引き続き質疑を受けます。
○小枝委員　資料をお願いしました。日比谷エリアマネジメントの覚書を出していただきました。こちらのほうを質問させていただきます。最初に資料要求のときに、会計報告のほうも出してくださいということを、決算報告等も出してくださいと言ったんですけども、それについては出なかったようなんですけれども、その考え方についてお答えください。
○小野委員長　暫時休憩いたします。

午後４時３９分休憩

午後４時３９分再開

○小野委員長　再開いたします。
　それでは、麹町まちづくり担当課長。
○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　ご質問いただきました決算報告書を公表できない理由でございますけど、今回、決算報告書を作成している日比谷エリアマネジメントに確認したところ、法人の経営に関する内部会議の説明資料としているものであり、それで公にできないということで回答を頂いています。
　以上です。
○小野委員長　小枝委員。
○小枝委員　令和６年度の決算におきましては、この１,０００万円でエリアマネジメントガイドラインをつくったり、いろんな会合で千代田区のエリマネの在り方というものを協議しているというのが分かります。この日比谷に関しては、いろいろいきさつがあったので、なんですけれども、普通に私、去年だかおととしだか御堂筋に行ったと、しょっちゅう言っていますよね。御堂筋へ行って、聞きに行ったら、御堂筋のホームページって、全期の貸借対照表を、ぱーっと、何期、何期、何期と出ているんですよ。今、日比谷に限らず、エリアマネジメントの在り方を、どういうふうに開かれた、いろんな人たちに参加、信頼性の足るものにしていくかという論点は、一つあると思うんですね。
　国のこうした国交省のほうに私も聞いてみたんですけれども、これを見ながら、どんな位置づけにしていきたいかということについては、皆さん、志を持って歩いているわけですよ。ということから考えると、千代田区はちょっとトラブルから始まっちゃっているから、すごくかたくなになっちゃっているんだけれども、実際、過去の数字を見てみると、今、手元に持っている決算報告書からすると、店舗収入、駐車場収入で約３億なんですよ。収入の９割以上が区の区民の財産から得る収入、つまり無償貸付けをしていなければ区民がそれでサービスを受けられる金額、３億なんですね。
　そして、今日出していただいた２－１の覚書というのを見ていただくと分かるんですけれども、この２条と３条ですね、２条のところに、収入の用途ということで、こうした広場の運営等々で修繕に充てるべきと書いてあるけれども、善良な管理者の注意をもって積立金を管理し、積立金を同条各号に掲げる活動に充てるものとするというふうにした上で、３条のほうにおいては、積立金の帰属、基本協定の失効時点における積立金の全てを甲に、

つまりここに、甲というのは千代田区長樋口高顕、乙というのが日比谷エリアマネジメント、エリマネ社の中村代表ということになっているんだけれども、これ、元議長をはじめとする区民の人たちの訴訟の中で、やっとこの覚書にたどり着いた。本当はこんなにもめなくても、初めからこうですよということを位置づけていけばいいことなんだけれども、金額が金額、この３億もの事実上の補助金に値するほどのこの金額を公表もしないで、善管義務、善良な管理義務がどうして果たせるんですかということなんですよ。

端的に言えば、区民に公開し、区民からただで貸してもらった――議会は知らなかったけど。ただで貸してもらった財産から得られた年間３億の収入は、こういう、どこをつつかれても困らない事業に使っていますよ、区民のために。そして残った部分は積み立てていますよ。今幾らですよ。２０年たったら幾らになるんじゃないですか。それが修繕費になりますよというふうにしましょうねというのがこの覚書なんですよ。

今回ここで、この５時の時点で詰めるのは無理かもしれないけれども、宿題にしておきますから、よーく考えていただきたい。考えてもらわないと、いつまでもエリマネ不信とか、いやあ、〇〇でと。ネガティブはもうやめようよと。一つずつ棚卸して、すっきりさせたい。答弁を下さい。ええっ、加島さんじゃなくていいよ。（発言する者あり）ええっ。（発言する者あり）ええっ。

〇加島まちづくり担当部長　ちょっと先ほどの小枝委員のご説明で、ちょっと分からないところがあったので、少しだけちょっと質問させていただきたい。

〇小枝委員　はい、どうぞ。

〇加島まちづくり担当部長　御堂筋の決算報告は、府とか市が出しているということですか。

〇小枝委員　ううん、そうじゃなくて。

〇加島まちづくり担当部長　じゃあ、団体が出しているということ。

〇小枝委員　そうそうそうそう。

〇加島まちづくり担当部長　御堂筋のエリマネの団体が出しているというところですね。

〇小枝委員　そう。

〇加島まちづくり担当部長　我々が決算報告書を出せないと言ったのは、この場で出してくれというところなので、区でそれを公表するということは考えておりませんというようなところでご説明させていただいたと。今、小枝委員が言われているのは、御堂筋もそういうふうに出しているから、日比谷エリマネも自分のところで自主的に出せばいいんじゃないのというようなところだと思いますので、これは宿題を頂いたというところなので、そういったご意見は伝えますけれども、あとはエリマネのほうがどう考えるかということだと思いますので、またその結果については、いつになるか分かりませんけれども、なかなか小枝委員とやり取りする場面がもう今あまりないので、やり取りできる際に何か報告できればいいかなというふうに思っております。それで宿題を返したいと思います。

〇小枝委員　もう私も千代田区のだんだんこの組織風土が分かってきちゃったんで、そういう聞き方をしたんです。本当はこの、区の取り交わしている公文書なはずなんですよ。公文書からすると、覚書というのは、別紙１、今日消えているけど、その別紙１の後ろに別紙２というのがついていて、これ、千代田区が、公文書なのに持っていないなんて、こんなことはあり得ないんだけど、そういうふうに打合せで言うんですよ。また答弁を求め

ると時間がかかるからもう求めないけど、もう本当に元議長も含めた区民が、議会がやってくれりゃいいのにやらないから、行政はかたくなで折れないから、しょうがなくやってくれた裁判の中で、この覚書が出てきたわけですよ。そして覚書にはもう一つ添付されたものがあって、そこには、千代田区の所有財産から得られる収益には、ひとえに公共の利益のために公平公正に使用されること、また透明性を担保されることが求められますというふうに、当たり前のことが書いてあるんです。本来、区民に対して事業内容や収益を説明する責任が千代田区にあると言えるんですというふうに書いてあります。

そこのやり方としては、区民の代表である千代田区議会に日比谷エリマネ社の事業報告書及び決算報告書の報告を行い、区民に公表することを求める。私、これは本来だと思いますよ。でも、私は今の千代田区が、この顔ぶれで、男のメンツの塊みたいなところで、どんなことをやったってそういう答弁が出てくるとは１ミリも思わない。だから、１ミリも思わないことのために時間を使うのは、みんなの時間の無駄なので、１ミリでも改善してもらいたい。

つまり法人がね、法人が自主的に判断するのはあっていいと思う。ただ、区民が納得するかというと、区民は知らないから暴動は起きていないけど、いいですか、次世代育成住宅助成だって１億以下なんですよ。高齢者向け住宅だって五、六千万。つまり住宅政策の何倍ものお金を、区民の財産を、議会に言わずにただで貸して、３億も収入を得て、そのお金の使い方については公表しませんということを平気で認めちゃう千代田区と今のエリマネであるならば、ここは改善しなきゃいけないと私は思っている。でも、そのことは平行線になるでしょ。だから宿題として、今ここで詰めるよりは、皆さんでよく考えて、志高く、信頼性のあるエリマネをつくっていけるように、共に考えていただきたいなということを投げさせていただいて、私のここでの質問は終わります。

〇小野委員長　はい。では、宿題を頂きましたということで、念のため答弁されますか。（発言する者あり）いいですかね。

では、関連が入りました。はやお委員。

〇はやお委員　……しては答弁次第。まあ、私もこれ以上のことを言うつもりはないんですけども、ただ、先ほども覚書のところで言ったように、ここと最終的に１２月に交わした内容の中の第３条のところなんですね。協定失効時の積立等の帰属と書いてある。その第３条の第２項というところなんですけど、乙は、乙が解散し残余財産を清算する場合、基本協定１４条の前項の趣旨を踏まえ、社員総会の決議を経て、残余財産の全てを甲に帰属させるものとすると。だから簡単に言うと、お金が積み上げてきたものがあったならば、それは甲に帰属する。つまり千代田区に帰属するというふうに言われているんだから、これは建前上は日比谷エリマネ社が決めることなんです。だけど、日比谷エリマネ社のほうの決裁権はないでも、事務局は元まちづくり部長が行っているんだから、実際のところはもう千代田区が丸抱えなんですよ。それと、土地自体が２２５億を無償で貸し付けているんだから、あちらの意見がどうのこうのというよりも、もう対等に、そしてこの覚書を基本にしながら、きちっとそのところを交渉していただきたい。相手ではないんです、もう対等に言っていただきたいということを確認したいんですけど、いかがですか。

〇加島まちづくり担当部長　覚書の話をどうしてもされると、我々もこの覚書は何なんだということをちょっとご説明させていただくような形になるかなと。基本的にはこのエリ

マネ社とは区は基本協定を結んでおります。その中の基本協定の内容に関して、お互いに確認、お互いにそう思っていること、そういう確認したものですね、基本協定の内容を再確認したというようなものをこの覚書に記載しているというところなので、何ら、何でしょう、今までの日比谷エリマネと、区の中での実施することだとか、そういったことが何ら変わるものではないといったところです。

これに関しましては、先ほどもありましたけれども、裁判の中で、裁判所のほうで、相手方が、原告側が言っていることに関して、区もそういう形で、この協定の中というのは、読み込むとそうですよといったような内容を、だったらば裁判所のほうが、覚書でもいいから明確に、再確認する意味で覚書をやりましょうといったようなのが今回のこの覚書なので、何ら裁判を起こされて区が何か変わったといったものでは一切ないというところは、ここでちょっと述べさせていただきたいというふうに思っております。

宿題に関しましては、先ほど、持ち帰るというか、相手方にお話をして、いつになるか分かりませんけども、次回、小枝さんとお話しできるときに報告をさせていただきたいなというふうに思っております。（発言する者あり）

○はやお委員　ここのところについては、この前の予算の総括でもやったんで、これ以上やらないけれども、ただ、確認するところは、確認しただけだと確認できないから、覚書とやるんですよ。その１４条を読みましょうか。第１４条は、広場等の運営並びにイベント等の実施及び広告物の提出に伴う乙の収益は、次の各項に挙げる活動に全て充てるものとすると。何の一つも甲である千代田区に帰属すると書いていないから、改めてやったんですよ。

だから、そこのところについては、今そちらのほうとしては、そこのほうの責任者がいるから、だった人がいるから、なかなかそこのところを見解できないまでも、でもこれは、きちっと条文を読んでいただくと分かるとおり、足りないから追加したんです。確認するから入れたんじゃない。それはあなたたちの何というのかね、見解になるのかもしれないけど、でも、もういいですよ。そこのところはもう間違いなく今後については、残ったお金は千代田区に来るんだから。だから残る金額が来るんだったら、毎年報告するのが当たり前でしょと、それを言いたいんです。それは研究だとか相談だとかではなくて、そこのところについてどうなのかということを、まあ、もし答弁できないなら答弁できなくてもいいけれども、これ、また平行になっちゃうから。さっきの１４条のことまで触れちゃうと。お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長　先ほど何分か前に答弁したことと変わる答弁は、もちろんできません。足りないからというよりも、我々としては再確認という形のが覚書でありますので、（発言する者あり）そこのところは一切変わらないといったところでございます。（発言する者あり）

○小野委員長　はい。では、よろしいですね。

それでは、これで政経部、政策経営部所管の項目については終わりたいと思います。

それでは、ここで一旦テープの入替えの休憩をしたいと思いますので――失礼。暫時休憩いたします。

午後４時５４分休憩

午後５時０３分再開

○小野委員長　それでは、再開いたします。
　子ども部所管の項目について総括質疑を受けますので、挙手をお願いいたします。
　富山委員。
○富山委員　インクルーシブ教育についてお伺いします。事務事業概要３２５ページの辺りにあります。インクルーシブ教育の推進に向けて、巡回アドバイザーや推進委員会など、様々取り組んでいただいていると思うんですけれども、その推進委員会などで具体的にどのような課題や内容について検討されているのか、教えてください。
○上原指導課長　インクルーシブ教育推進委員会においてですけども、昨年度４回開催いたしまして、その中で、今現在構築しています子どもカルテシステム等について議論をさせていただいたところでございます。
○富山委員　ありがとうございます。こどもカルテシステムもすごく、子育てされている区民の方から、すごく助かるという声も頂いております。私自身もこれまでいろんな方から相談を受けて、区と相談しながら、ＳＳＲだったり、ぴかいちだったり、はくちょう教室など、一人一人に合った方法を提案してきたんですけれども、インクルーシブ教育というのは、排除されやすい多様な子どもたちが、同じ地域の学校で教育を受けるシステムを構築していくプロセスのことだと定義がなされていますが、インクルーシブ教育という観点で、どのような教育や教室の在り方が子どもたちの理想として描かれているのか、区で描かれているのか教えてください。
○上原指導課長　委員がおっしゃるとおり、インクルーシブ教育は、障害の有無だとか国籍、言語、性別、経済状況等にかかわらず、全ての子どもたちが共に学び合うような教育のこと、こちらを目指していくというところでございます。この考え方に関しましては、全くこちらとしても同様の考え方でいます。今お話しいただきましたはくちょう教室だとか、そういった子どもたちのそれぞれのニーズに応じた学びの環境というのを提供も、同時に必要かというふうに思っております。そういった子どもたちのニーズに応じた環境提供をしながら、共に学び合う教育というのを目指しているところでございます。
○富山委員　ありがとうございます。今おっしゃったとおり、一人一人に合った、ニーズに合った教育環境を提供していくに当たって、反対に、インクルーシブ教育と言いながら、様々な理由にあり、みんなと同じ環境や方法で勉強することが難しい子どもたちが分離されてしまっている状況であることを少し私は気にしていまして、やっぱり今年度からもＳＳＲで、すごくＳＳＲも、地域の方からはＳＳＲに行けてすごく助かるという声もたくさん頂くんですが、はくちょう教室もぴかいちもＳＳＲも、一人一人に合った環境ではあるけれども、インクルーシブ教育ではなくなってしまっているという部分を私は少し気にしているところです。
　今、指導課長がおっしゃった内容にも少し関わってくるんですが、このインクルーシブ教育を推進するつもりが、一人一人に合った環境を提供していくと分離教育になってしまっている現状について、今、区はどのような認識か、教えてください。
○上原指導課長　決して分離というところを目指しているわけではございません。当然、共に学ぶという環境を整備していくというようなところは非常に大事な視点かなというふうに思っております。一方で、そのような子どもたちのニーズに応じて、いわゆる合理的配慮の視点も踏まえて、そういった環境というのも整えていくような必要があるかという

ふうに思っております。こちら相反するような感じには聞こえますが、どちらも子どもたちのいわゆるニーズに合わせた学びの環境というところを整えて、最終的にはしっかり共に学び合う教育というところを目指していくところは変わりはございません。
○富山委員　インクルーシブ教育で、今ようやく一人一人に合った学習環境が、ＳＳＲも含めてようやく整備されてきたところということなので、この次の段階として、これをどうインクルーシブにつなげていくかということを考えていただきたくて。というのも、学校生活が、小中学校または高校、大学が終わると、社会は勝手にインクルーシブな社会になっていくんですね。それを小学校で、様々な事情や特性や障害のあるなしでみんなと一緒にできない子は、分離してもオーケーと子どもたちは学習してしまいかねないので、そこを、他方で、本当はインクルーシブな環境で学べるし、こういう子たちにはこういう特性があって、こういうところに困ってという教育を推進していただく、この事業で推進していただければと思っています。
　私、素人ながら少し考えさせていただくと、福祉部のほうでやっている障害者サポーター養成講座だったり、現在も行われている支援学級と普通級の交流学習だったり、または有識者の講座だったりを開いたりとかで、より相互理解を促進する機会を増やしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。
○上原指導課長　インクルーシブの考え方というのは非常に大事だと思います。子どもたちにも早期にそういった考え方というところ、これから社会に出ていく子どもたちにとっては非常に大事な考え方ですので、そういったところは、様々な教育の活動の機会も設けて、今、委員にご指摘いただいたような機会等も活用しながら、そういった教育を推進してまいりたいと思います。
　あと、先ほどインクルーシブ教育推進委員会の話でしたが、今後、本区のインクルーシブの在り方というところについても、これから議論を深めていきたいというふうに思っております。そういった有識者等の考え方とか、そういったものも参考にさせていただきながら、今後どのように推進していくかというのをしっかり検討してまいりたいと存じます。
○小野委員長　はい。関連はございませんね。
　それでは、引き続き、次の質疑へ行きます。
　入山委員。
○入山委員　部活動推進について、事務事業概要３１２、会計決算１４１ページということで、部活動推進について質問させていただきます。
　国の運動部の活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえて、令和５年より３か年で外部委託と外部指導員、部活動指導員等を試行的に行ってきたということなんですけども、令和７年度ということ、最終年として、今どのような課題、メリット、デメリット、振り返り、課題の改善等を教えていただけますでしょうか。
○上原指導課長　今、委員ご指摘のとおり、本年度で３年目に当たります。部活動地域移行推進期間として３年目になります。その間、外部委託等を実施していく中ですけれども、課題としましては、今現在、外部委託を選ぶ部活動がかなり増えている状況ではありますが、やはり教員と指導員との役割分担というのも一つ大きな課題として今見えているところです。その辺り、外部委託の業者等としっかり詰めて、そういったところの課題を改善しているところです。

　また一方で、外部委託等、また教員ではない地域人材を活用した指導を受けている子どもたちからの反応ですが、大変評価は高いところです。アンケート調査をさせていただいても、肯定的な意見、また保護者の方からも肯定的な意見を頂いているところでございます。今後、令和８年度以降、改革実行期間としまして、今後どうしていくかというのも、改めて今年度の取組を精査しまして、内容についてさらに推進できるよう進めてまいりたいというふうに思っております。
○入山委員　おおむね好評ということを伺いました。ありがとうございます。
　まず令和６年度決算において、千代田区の部活動の推進の事業、決算額は約６,４２４万円、執行率９１％ということですけども、部活動指導員と外部指導員、両方、２５部活動と１０部活動ということを伺っております。ハイブリッドで行っているということも聞いております。これ、年々増えていく理由というのと、全てリーフラスさんということでよろしいでしょうか。
○上原指導課長　年々増えている要因としましては、先ほどやはり生徒また保護者の肯定的な意見で、さらに外部委託で専門的な指導を受けたいというお声が学校のほうに多く寄せられているところから、学校のほうからも外部委託というところの申請が多く上がっているというところで、年々増えている状況というところでございます。というところです。
○入山委員　そうしますと、お幾らぐらい、全て事業費ということでもうよろしいでしょうか。研修費とか、何かほかに費用はかかっているんでしょうか。
○上原指導課長　先ほど、一つ答弁漏れがございました。外部委託は全てリーフラスでございます。
　で、委託料として、全て外部指導員等の派遣と、またリーフラスのほうで指導員の研修等も行っております。また、統括指導員として各学校を回らせていただいているような、そんな別なまた指導員もいるので、そういったところを全て含めて委託させていただいているところです。
○入山委員　ありがとうございます。今、千代田区の中学生は１,１００人と思うんですけども、部活をする子どもの人数というのは増えているんでしょうか。
○上原指導課長　部活動を行っている人数、総数としましては、その都度、毎年度、人数が変わりますので、割合としましては、運動部活動も文化部のほうも、令和２年度から比較しますと、昨年度、約１０％の増加が見られます。簡単に申しますと、令和２年度は８６.１７％の生徒が部活動に参加していましたが、令和６年度は９６.６４％の生徒が部活動に所属しているというような状況でございます。
○入山委員　ありがとうございます。それなりというか、かなりの人数が参加されているということが分かってきました。なかなか、先ほどアンケートを頂いたということで、効果検証というのはなかなかアンケートだけだと難しいのかなと思うことと、相当額の金額が出ているということで、一方でしっかりと運用や効果も見ていただきたいなと思っています。令和８年から９年、１０年と実行期間前期、そしてその後、１１年、１２年、１３年と後期、６か年で、実行期間としてこれから行っていくと思うんですけども、全国的に部活動の地域移行について進んでいるんでしょうか。
○上原指導課長　私のほうで把握している事実としましては、なかなか地域移行というところではうまく進んでいない自治体が多くあるというのは実際のところでございます。文

科省スポーツ庁のほうで、今後、令和１０年度までの目指すところで、地域移行が進むところを約５０％から６０％まで引き上げるというような目標等も立てられているようですけれども、なかなか地域の実態に応じてはその辺りがうまく進んでないというところは話は聞いております。
○入山委員　千代田区が大分進んでいるということなんですけども、部活動について、都の補助金等々もあると思うんですけども、ちょっと部活のほう、物品とか遠征費とか活動費、全て、そういったものについての何か補助金制度みたいなのはありますでしょうか。
○上原指導課長　遠征費だとか物品関係の補助というものはございません。
○入山委員　ありがとうございます。いろいろな部活がある中で、多様な部活をやってほしいと思うんですけども、なかなか人が集まってモチベーションも上がりますし、大人数がいないと部活ができないという部活もあると思うので、ぜひとも千代田区として、千代田区モデル、クラブチームとか、そういったものについて、少し、子ども部だけではないと思うんですけども、そこら辺、連携していただいて、何か新しい策をつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょう。
○上原指導課長　今、子どもの人数も減少というところも、今後、まだ大分先なんですけども、そういった現象で、部活動、やりたい部活動がなくなる、やりたい運動、また文化部がなくなるというところも考えられるところでございます。昨年度、各学校の校長に、例えば合同でチームを組んで何か活動ができないかというところもお話をさせていただいています。現状としてはその必要性はないというところですが、今後その辺りも考えていくところです。
　また、クラブチームのような、千代田区として何かできないかというところでございますが、こちら、関係部署とも情報共有いたしながら、その辺り、特に指導者というところの地域人材の活用等、そういったところも含まれると思いますので、そういった有効な活用も含めて、今後、部活動も含めた在り方についてしっかり検討してまいりたいと存じます。
○小野委員長　はい。
○岩佐副委員長　関連。
○小野委員長　はい。関連。岩佐副委員長。
○岩佐副委員長　部活動なんですけれども、この部活やなんかで、全国大会とかいろんな大会で活躍する生徒が、多くはないんですけど、いらっしゃると思うんですけれども、こういった子たちを学校を挙げて表彰する。よくいろんな学校で、垂れ幕とか横断幕みたいなので「○○おめでとう」みたいなのが結構あるんですけど、うちのやっぱり千代田区というのは、行っている人数もそんなに、ほか、他区に比べて少ないとはいえ、そういったみんなで表彰するというあれがなくて、かなり個人とか部活動とか、あるいはもう本当にまちまちだと聞いているんですけれども、そこに関して、もう区として、区報に載せてあげるとか、あるいは横断幕を大々的に掲げるとか、めったにないことなんでやってあげたいと思うんですけれども、そこは今、各学校ではどういうふうにやられているんでしょうか。
○上原指導課長　度々全国大会に出るとか関東大会に出るとか、そういう選手だとかチーム等もございます。今、その辺り、どのように、表彰というか、そういったいわゆる評価

をするかというと、各学校にお任せしている現状というところはあるところです。今、委員がおっしゃったように、様々そういった、とても頑張ったお子さんを評価することによって、周りのお子さんに対してもとてもいい影響が及ぶところもあるかというふうに思います。そういった事例があった場合、例えば区の広報等とも、校長とも連携等を図りながら、どんな形でもそういったお子さんの評価ができるか、できるように今後考えていきたいなというふうに思っております。

○小野委員長　はい。

　それでは、こちらは関連はございませんね。次の、関連じゃないですね。はい。

　それでは、次は、田中委員。

○田中委員　教育ローンの利子補給金のところでお伺いいたします。こちら、令和６年度の新規の事業ということで、実績としては、子どもの教育資金に係る融資を受けた保護者等に対し利子補給金を交付することで、経済的負担を軽減し、子どもが個々の家庭環境等に左右されずに望む教育が受けられ、学びの機会を保障することが目的として実施されているということで、大変すばらしいことだと思います。昨今の教育関連の物価高騰、あとプラス可処分所得の減少ということで、大変ニーズがあるんじゃないかと思いますけれども、これまでのご答弁で、これが０歳から１８歳までのみが対象ということで、そこら辺のニーズと、この実施状況ということで、執行率も令和７年１月からということで低いんだと思うんですけれども、そこら辺の所管の方々の課題意識というのはいかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長　教育ローン利子補給金、今、田中委員からご指摘いただいたとおり、昨年度の新規事業でございます。目的等は、今、委員ご指摘のとおり、子どもが平等に教育を受けられるように、家庭環境にかかわらず教育を受けられるという目的で実施をしているものでございます。

　ちょっと予算現額、決算額、主要施策の１８ページのほうに記載のほうをしてございますが、ちょっとなかなか伸び悩みまして、執行率が９.２％という状況でございました。ちょっといろいろ工夫を凝らして周知をしたところではございますが、もう少しちょっと周知をより一層頑張らないと駄目だなというふうに今年度は思っております。

　また、いろいろな方々にお使いいただいているということで、小学生から高校生までの、お持ちの保護者の方々からお申し込みを頂きまして、あっせんという方法と非あっせんという方法で、二つの方法で今回この教育ローン利子補給金のほうを実施のほうをさせていただいているところでございます。あっせんにつきましては、区のほうから金融機関のほうにあっせんして行うということで、令和７年度から事実上の実施ということになっていますので、そこも含めてちょっと執行率が落ちたかなというふうに思ってございます。

　今回、子ども部、もともとの事業部として成り立ちが、０から１８歳までのお子さんについて保育や教育を実施していくというところでございますので、対象年齢がそういう形になっているというところでございまして、まあ、「そこまで……」という区民のお声も少々ちょっと頂戴はしましたが、どうしても子ども部でやるといったところの限界というのは、そういうところにあったかなというところもございます。

○田中委員　ありがとうございます。子どもが０から１８歳ということで、ご事情は理解いたしましたが、一方で、今年度から始まっているこちらもすばらしい事業で、給付型奨学金事業があるんですけれども、こちらは大学や短期大学や高等専門学校、専修学校の対

象の学校に対し経費が補給されるということで、奨学金として、所得制限もなく返済の義務もないということで行われているんですけれども、こちらは大学だったら４年間か、または６年間ということで、もちろん１８歳を超える対象なんですけれども、担当が子ども部の子ども総務課教育政策担当となっているんですね。こちらは１８歳以降もできて、もう一つの教育ローン利子補給金のほうは１８歳までというのはどういうことでしょうか。
〇加藤子ども総務課長　教育ローンにつきましても、基本的には７年間こちらのほうの利子補給金のほうは実施を行います。給付型奨学金につきましては、ちょっと全国的にかなりの奨学金制度がありますが、大体、対象がどうしても１８歳から、要は浪人の２年間までの二十までを認めているというような状況でございまして、いろいろ検討したんですが、浪人中の方は受かれば大学１年生になるといったところを見込んで、一応、全国的な仕組みとともに、２０歳までという形を対象年齢のほうにさせていただいたところでございます。ちょっとここはなかなか厳しいところなんですが、一歩ちょっと踏み出したところではあるんですが、教育ローンにつきましては、７年間認めるといったところもありまして、もし高校１年生からお申し込みいただいたとしても、その後７年間、利子補給のほうを続けていくということで、ちょっと期間が少し違うといったところもあって、そういう形にさせていただいているところでございます。
〇小川子ども部長　委員長、すみません、ちょっと補足を。
　ただいま教育ローンにつきましては、融資の時点で１８歳の方、そういうことでございますので、ご理解を頂きたいと思います。
〇田中委員　ありがとうございます。理解しました。やはり大学の費用がここ最近高騰しているということで、ぜひ社会に子どもが出るまでの間、このような支援をできるような体制で臨んでいただきたいなと。これからもよろしくお願いいたします。
〇小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
　これ、関連はよろしいですかね。はい。
　それでは、引き続き質疑を受けます。
〇米田委員　決算書１５４ページ、２６番の児童センター、児童館事業運営についてです。主要施策は３７ページです。
　まず最初に令和６年度の子育てひろば事業について、当初予算は１,３００万強で決算は約９０９万、執行率は約７割にとどまっております。予算と実際の執行額に開きがありますが、その内訳と理由について、まずお聞かせください。
〇宮原児童・家庭支援センター所長　こちらの経費につきましては、区内４館の区立児童館で実施の既存の子育てひろばのほか、令和６年度から新たに始めた神田さくら館における子育てひろばでの経費となります。主な内訳でございますが、報償費が４４３万４,５５０円、一般需用費が３９１万7,２９７円、役務費が３２万3,３０６円、委託料として４２万3,０４９円となります。
　差異が生じた理由でございますが、神田さくら館にて開設した子育てひろばにおける初度調弁費用ですとか、部屋の安全対策といった初期経費が大きなものを占めておりますが、はくちょう教室を含めた学校からのご厚意で、もともと我々のほうで購入予定だった椅子ですとかテーブル、あと靴箱等、各種の物品を使わせていただけることになりましたので、そこの分の費用が抑えられたことと、あと当初、年度内には真っさらな状態で原状復帰と

いうことだったんですけども、年度末まで展開させていただいたことによって、撤去費用がなくなったことによる執行残ですとか、あと、開始、当初９月当初を見込んであったところでございますが、先ほど申し上げました安全対策処理等の準備、またボランティアさんへの研修等も含めて、実際に９月末にスタートしたというところでございますので、実施の当初見積りと実際の開始日がちょっとずれたことによる、講師ボランティア謝礼の残という形で考えておるところでございます。

〇米田委員　分かりました。神田さくら館だったんで、教室、空き教室を利用して、使えるものは使ったと。当初、９月冒頭だったけど、末からになったんで、その辺の差異もあったということで承知いたしました。

　神田公園地区には児童館機能がなくて、子育てひろばがなく、今、課長がおっしゃったように、９月末から７階を活用したひろばが開設されたと。非常に喜ばれています。令和７年３月２７日まで、火曜日から木曜、１０時から１６時までやられていました。そこでは、ここに書いていますけど、乳幼児親子の交流の場の提供、子育て相談、イベントなどが行われ、２か月ほどの赤ちゃんから、幅広いお子さんと親子が利用していますと。主要施策に書いているように、月を追うごとに利用者数も増加し、９月末からでしたんで、最初は５３人だったんですけど、１０月には約４００人で、最終月には５００人超えと、飛躍的に増えている。最終的には２,６１９人に達したと。利用者がこのように増えた、増加した要因は、区としてどのように分析しているか。また、これまでやられていた６年度の事業に対して、成果と課題について簡単にお聞かせください。

〇宮原児童・家庭支援センター所長　委員ご指摘のとおりでございまして、ありがたいことに、回を追うごとにご来場いただける保護者の数が増えてまいった次第でございます。利用者の方からも、担当職員にお褒めの言葉を頂くなど、内容について利用者目線に立った対応ができた結果として、リピーターの方やその方の口コミ等も含めて、ご利用の増につながったというふうに受け止めておるところでございます。

　成果といたしましては、以前からたくさんお声があった神田公園地区における乳幼児親子の居場所ニーズに対して、一定のお応えができたものというふうに思っております。一方で、利用者の全ての方々のご要望に全部お応えできるという状況ではないことですとか、また、場所をさくら館７階でやらせていただきましたが、そういった場所も含めて、場所の展開等、今後に向けて改善していかなければならないこともあるというふうに受け止めておるところでございます。

〇米田委員　私も見に行かせていただきました。で、利用者から聞いています。非常に好評です。担当の方は非常によく対応してくれていると聞いております。その中で、区内では近年、乳幼児が増加する一方で、近所付き合いがなく、マンションで孤立しがちな親子も多いのも実情ですと。そうした孤立しがちなご家庭にも今回の子育てひろばの存在を周知し、さらに利用につなげていくことが重要だと思います。区ではどのような情報提供や働きかけを行っているか、これも聞かせてください。

〇宮原児童・家庭支援センター所長　まさに委員ご指摘のとおり、子育てにおけるこの孤立を解消していくということが、本事業の重要な要素であるというふうに考えておるところでございます。こちら、展開なんですけども、各児童館等で展開している子育てひろばにつきましては、区のホームページの周知ですとか、子育て世帯にお届けしております子

育て応援ガイドブックの掲載のほか、区内の幼稚園、保育園、図書館等に児童館だよりや子育てひろばだよりをお送りしておるところでございます。また、子育ての現場ですとか相談窓口の現場でも、こちら子育てひろばをご紹介いただいたりするなど、直接ご案内をお願いしているというところでございます。

〇米田委員　それで飛躍的に人数が増えているのかなと思います。また、利用者の口コミでも増えているのかなと思います。ここはもうほんと評価したいなと思います。

　その上で、ひろばでは、育児に関する相談対応も行っていると聞いております。例えば産後鬱に陥っていたり深刻な悩みを抱えたりする保護者の方が利用された場合、ひろばをきっかけに、区のほかのたくさんある支援策、これにつなげるような取組はできていると聞いていますけど、もう一度確認させてください。千代田区には子育て家庭を支える様々な支援制度があります。そうした方が適切な支援につながった事例があれば、お聞かせください。

〇宮原児童・家庭支援センター所長　子育てひろばの様々な支援制度等でございますが、まず子育てひろばにおいては、保育士の資格を有する職員を中心に、子育てにおける保護者の方からの様々な相談を受け付けておるところでございます。例えばだっこの仕方、おむつの着用のさせ方等の、その場でご回答可能なものについてはその場ですぐ回答したりしておりまして、また、より深刻な悩みにつきましては、児童・家庭支援センターをはじめとした区内各機関につなげておるところでございます。

　特に事例として多いのが、発達に関する様々なお悩みを、相談を頂くことがございます。こちらは直接さくらキッズですとか区の発達支援係等につなげて、相談の面談に至ったケースですとか、あと子育てひろば自体や各児童館にさくらキッズの職員が直接出向いてという機会もございますので、例えば保護者の方にとってはさくらキッズに直接行くのをちょっとちゅうちょするような場合もございますので、そういうことであればということで、子育てひろばの現場でさくらキッズの職員と保護者の方を子育てひろばの職員のほうがつなげるというような事例もございました。

　また、委員ご指摘の産後鬱の傾向が見受けられる方につきましては、職員のほうからちょっとその方にお声がけをして、保健所のほうにつないでサービス提供に至った事例ですとか、児童・家庭支援センターの養育困難に関するサービスの提供につながったという事例がございました。

〇米田委員　相当いい事例でつながっているなと思います。まず、私の近所の方もそこに行って、だっこの仕方とかを教えていただいて、救われたと聞いています。もう感謝したいなと思います。前の和泉橋の所長だから言っているんじゃないですよ。ありがとうございます、本当に。

　そのほかにも、孤立していた家庭が地域で支え合う関係に発展するケースもあったと伺いました。ひろばで知り合った保護者同士、実は同じマンションに住んでいることにも気づき、そこから交流することになったとも聞いています。こうした好事例が、今、課長におっしゃってもらったように数多くあると思います。今後の子育ての子育て支援の参考とするために、これらの利用者同士の交流、支え合いの事例など、何らかの形で整理して集約し、好事例の事例集の作成など、作成して、横展開していくべきと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

〇宮原児童・家庭支援センター所長　子育てひろばにつきましては、委員ご指摘のとおり、子育て世帯の方の孤立化の防止というところが目的の一つでございます。職員や展開しているボランティアがお子さんのお世話を差し上げている間に、保護者同士で、日頃の悩みやちょっとした愚痴ですとか、あと趣味の話も含めて、保護者同士の交流の場も広げていただきたいというところで展開しておるものでございます。

　その中で、我々も把握しているもので申し上げますと、実際に仲よくなって、その後の保育園等でも子育てひろばでの関係性が続いていくというような例も賜っているところでございます。今後も保護者の方のストレスにならない範囲で、今後も現場で様々なお話を聞かせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

　また、こうした事例につきまして、委員のご指摘も踏まえまして、利用者の方にアドバイスができるように、職員やボランティア間でそういった事例について共有する方法につきましては検討してまいりたいと思います。

〇米田委員　しっかり検討していただきたいなと思います。主要施策にもありますけど、７年度は千代田小学校の教室不足対策の影響で、ひろばをほかのところに確保しないといけなくなりました。取り組んでいただいてありがとうございます。現在は神田公園区民館と内神田集会室で開催してくれています。開催してくれたことに感謝します。ただ、水曜日は、従来、毎週行っていたものを、月１回から２回減っております。また、先ほど述べましたけど、会場が２か所に分散されていますんで、行き来も不都合ができていると聞いています。で、そのほかにも、部屋の狭さとか、そういったところも利用者からは伺っております。この課題について、所管としてどのように受け止めているか、お聞かせください。

〇宮原児童・家庭支援センター所長　ご指摘のとおり、本年度につきましては、神田さくら館のすぐ近くにございます神田公園区民館及び内神田集会室にて行っておるところでございます。７年度のこちらの施策の継続につきましては、神田公園出張所のご協力ですとか区民館利用団体の方のご理解も頂きながら、実施をしておるところでございます。特に、区民館につきましては、ほかのご利用者もいらっしゃる中で、毎週火曜日は神田公園区民館にて、毎週木曜日につきましては内神田集会室にて、固定して行わせていただいております。

　一方で、多くの部屋を区の事業で占有することの是非もございますので、本年度につきましては、火曜日と木曜日の間の水曜日につきましては、ほかの利用団体の方と同様で、施設の利用の抽せんの結果として、空きを、枠を我々のほうで確保できれば事業を展開させていただくというスキームにさせていただいております。令和７年度の運用におけるご指摘の諸課題につきましては所管としても認識しておるところでございますが、地域に集う皆様の、ご利用者の方々の皆様のご理解も得ながらの対応ということで、本年度につきましては、各和室１室ずつをお借りしておるというところでございます。

　影響につきましてでございますが、場所が変わることによる不便さですとか、狭くなったというお声も頂く一方で、内神田集会室のほうで展開することによって、自分たちの住んでいるところから近くなったという、そういったお声も頂いているところでございます。開催がない例えば水曜日ですとか、その他月曜日、金曜日につきましては、子育てひろばの職員からも、他の児童館のご利用案内等、情報提供につきましては、欠かさず、常に行

わせていただいているところでございます。
○米田委員　まあ、うまくカバーできるように取り組んでいただきたいなと思っています。それでも、異動に伴い、運営スタッフには、出張所は目の前ですけど負担が生じていると聞いていますと。例えば毎回の移動の際に荷物を持っていくとか。で、内神田集会所だと、入山委員なんかご存じのとおり、建物が老朽化しているんで、始める前に、乳幼児用に１時間ぐらい掃除しないといけないと。時によっては虫が出るとか、そういったことにも対応しないといけないと思っております。このような運営上の負担に対しても考えないといけないと思いますけど、どのようにお考えかお聞かせください。
○宮原児童・家庭支援センター所長　本年度からの開催場所変更に関しましては、以前と比べて職員の労力が増しておるということにつきましては把握をしておるところでございます。一方で、ご利用の区民の方からの継続のご要望も多々頂いた中でございますので、事業自体をやめるというところは、考えているところではございません。令和７年度におきましても、実務上、改善すべき点が上がっておるところでございますが、日々、少しずつですけども、施設所管であります神田公園出張所等も協議をさせていただきながら、できる改善を行っておるところです。例えば、備品の一部につきましては、次回の開催日までそのまま預かっていただく等することや、また子育てひろばの担当職員のみならず、センターのほかの職員の応援体制を築いて、準備、片づけ等をやるというようなことも行ってまいっているところでございます。引き続き、現場スタッフとも十分にコミュニケーションを図りながら、今後もできる範囲で実務上の負担軽減につながる改善は常に図ってまいりたいと思います。
○米田委員　スタッフの方とよくお話しして、できることから改善していただいて、利用者にご迷惑にならないようにやっていただきたいなと思います。主要施策の実績を踏まえた評価・課題では、令和８年度に向けて適切な実施場所の確保の検討はもとより、利用者の年齢に応じたきめ細やかな対応を行うなど、事業の充実を図る、と明記されています。今後、子育てひろば事業をさらに充実していくに当たり、具体的にどのような施策を講じていくお考えなのかお聞かせください。例えば、すぐには無理ですけど、専用拠点の確保策の一つとして、区の区有地とか低未利用地、なかなかないですけど、こういった活用も考えていただきたいなと思います。その点も含めて、来年度の方針をお聞かせください。
○宮原児童・家庭支援センター所長　神田公園地区内での子育てひろばのニーズにつきましては既に明らかになったところでございますので、こちらの地域において事業を続けていくということが非常に肝要であるというふうに所管として考えております。
　一方で、ご指摘の中の、同地域における区有地等の資源につきましては非常に限られていることも現実にある中で、短期的には今使わせていただいております神田公園区民館ですとか内神田集会室の使い方について、本年度も引き続き施設所管であります神田公園出張所とも協議を続けておるところでございます。また、ほかの行政需要との兼ね合いもございますが、我々所管としては、区内部でもこちらの本施策の需要について伝えてまいりたいというふうに思っております。
　また、事業につきましてですが、本年度は言葉遊びが非常に好評だったりだと、実際の利用者の皆様のお話も伺いながら、中のプログラムについては、現場スタッフと検討も重ねていきたいなというふうに思っております。

〇米田委員　なかなか難しいとは思いますけどしっかり考えていただきたいのと、民間施設も考えていただきたいなと思います。実際に利用している方々からは、ほかの児童館では、事務室の冷蔵庫とか電子レンジを活用して使いやすいようになっていると聞いております。今、神田公園地区ではちょっと難しいんですけど、この、そうはいいながらもこの地域の方々は――大丈夫です。もともと神田公園地区でやっていただくだけでありがたいとまで言ってくれております。利用者目線で見た設備面の課題として、区としてどのように考えているかお聞かせください。
〇宮原児童・家庭支援センター所長　我々も各種のご要望やお声は伺っておるところです。電子レンジ等の一部のご要望につきましては、神田公園出張所ご協力の下、実現したものもございますが、例えば冷蔵庫が欲しいというご要望につきましては、例えば冷たい飲物につきましては水筒をご持参いただくようお願いする等、工夫の中でご対応をお願いしておるというものもございます。今後も、ご要望につきましては、対応できるものやご要望を含めたこちらからのご提案と、利用者の方とコミュニケーションを諮っていくことが重要だと考えておりますので、そういったところを引き続き続けてまいりたいと思います。
〇米田委員　もう、これ、最後にします。子育てひろば事業は、地域における子育て支援の拠点として重要な役割を果たしていると思います。神田公園地区でも開設から日が浅い事業ですけど、既に地域の子育て世帯にとって、親子が安心して過ごし、社会的なつながりを築ける、かけがえのない場所となっていると評価されております。この第４次基本構想でも、目指すべき姿には、多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができますと、将来像に向けた方向性は子どもを安心して産み育てることができるまちを実現する必要があると、目標を掲げております。
　最後に、来年度に向け、子ども部として、子育て支援、子育てひろばをどのように推進していくのかお聞かせいただきたいです。
〇小川子ども部長　はい。様々に意見を頂戴いたしました。子どもの子育て広場につきまして、やはり子どもの悩み相談ですね、子育ての悩み相談であったり、あるいは課題の早期発見につながる拠点であるという認識でございまして、ご指摘にもありましたように、大変評判がいい、また需要も高いものだというふうに考えております。
　来年度に向けましては、継続的な事業実施のために、現在、適地を模索しておりますけれども、持続可能な場所の確保に努めながら、そしてまた、サービス内容の充実にも努めていきながら、しっかり整備を進めてまいりたいと、このように考えております。
〇小野委員長　はい。では、こちらは関連はよろしいですね。
　では、引き続き質疑を受けます。
〇白川委員　区立保育園あるいは区立幼稚園教育施設における外国人問題と対策について、お伺いいたします。
　これ、お伺いするきっかけとなったのは、千代田区ではなくて、ほかの区、あるいは郊外のある教師の方からいろんなご意見を伺って、今回ご質問することにいたしました。というのは、最近、学校とか保育園とか幼稚園で、外国人の親御さん、あるいはお子さんのトラブルというのが多いというふうに伺っています。こういうことは千代田区では起こっておりますでしょうか。
〇大松子ども支援課長　保育園でございますが、保育園では、外国人であるから、といっ

た苦情やご意見のほうは承っておりません。
○白川委員　それは安心いたしました。ただ、私ももちろんトラブルが外国人という、イコールにするつもりはありません。日本人だって、親御さんとのトラブルというのはよくあるんですが、聞いてみると、どうも文化摩擦というトラブルが多いようです。というのが、外国から来て、ほとんどが、ある特定の国から来た方なんですけれども、その自分たちの文化をそのまま持ち越して、日本の文化に同化しようとしないでそのまま持ち込んで維持するという姿勢がある場合は、どうしても、その人に悪気があろうがなかろうが、トラブルになりやすいということがあります。ですから、外国人問題というふうにやっていて、決してこれは外国人だからトラブルを起こすということではなくて、可能性が高いということでご質問しています。
　保育園のほうで、そういった外国人の文化摩擦的なトラブルというのはなかったでしょうか。
○大松子ども支援課長　まず、先ほどもちょっとご答弁いたしましたように、外国人だから文化摩擦があるといった種類、そういった類いの苦情、ご意見のほうは、保護者の方、園のほうからも、こちらのほうでは頂いていないところでございます。
○白川委員　あ、そうですか。分かりました。
　そうしますと、まあ、一番気にしているのは保育園です。というのが、保育園って、一時預かりの話が前に出てきて、ちょっと不安になったもので、ちょっとしっかりお聞きしたかったというのがあります。というのが、保育園の機能というのが、どうも保育機能ばっかりに意識が向いているような感じがするんですね。例えば、前に、やっぱり就学前教育計画の話をして、スラムに住む３歳児から６歳児の子どもたちに教育を２年間しっかり施したら、４０年間の観察の中で、かなりのパーセントでそのままスラムにいたにもかかわらず大学進学率が高いとか、あるいはドラッグに染まる率がかなり低くなったとか、社会で成功する確率が大きくなったというような結果が出ていますけれども、そこにアベセダリアンプロジェクトというのもあります、乳幼児から６歳児までに、平日しっかり教育をしたらどうなるかというんで、乳幼児のしっかりした教育というのが、後々やっぱり大人になって効いてくるというのも分かっていますし、あるいはフランスの心理学者で、アンドリュー・Ｂ・ミラーというのがいますけれども、彼の研究ですと、語彙、子どもの乳幼児から就学前の語彙をしっかり身につけていたら、（発言する者あり）というよりは、語彙力が読解力を規定するというような研究なんですけれども、幼稚園に入る前の下位２５％の語彙力しかない子どもというのは、その後、平均の学力を得るのが困難になるというのは分かっているんですね。つまり、０歳から３歳のときにも、学力の基本というのは決まってしまうというのが、もう、これ、研究として分かっているんですね。ですから、保育園って、実は保育機能も重要なんですけれども、教育機関として非常に重要なんですね。そこに一時預かりをやろうみたいな話を、ちょっと盛り上がっていたもんで、大丈夫かなというのがちょっとありました。
　で、今回、その外国人問題の話をしたというのは、１人の、ちょっと違う異文化の人たちというのが入る、まあ、理想を言えばそれをしっかり受け止めて、みんなでしっかりやるというのが理想なんですけれども、やっぱりトラブルになったときに、そこで一番大事な０歳児から３歳児のときの教育のほうが乱れてしまうという不安があるんですね。もし

そういった外国人問題が起こったときに、今後どういった対策を立てているか、あるいは想定しているかというのを教えてください。
〇大松子ども支援課長　まずご指摘の外国人トラブルの大きなところは、ただいまご指摘にございましたように、意思疎通の困難さが伴うところというのが推察するところでございますので、そちらは、まず、こちら既に導入しておりますＡＩの通訳機でございますとか、また外国人の側だけではなく、保育士のほうの研修によって意思疎通を図るような努力をしていきたいと思います。
〇白川委員　じゃあ、最後にいたします。
　前も、一時預かりのときに希望したんですが、やっぱり二重構造というのが必要になっているかなと思います。しっかり預かる、子どもたちを預かるといったときにも、その預かる部分というのは、もうそこは保護すると。で、ほかの部分で、もう一つ余裕を持って、一時預かりなり、外国人の中で、時に、特にまだ日本の文化に溶け込んでいない子どもたちというのを預かるという二重構造というのをつくっておくというのが一番理想的なんですが、今後そういった構成というのは可能でしょうか。
〇大松子ども支援課長　ただいまご提案のございました二重構造につきましては、またこども家庭庁の指針などのほうを注視した上で、また研究、検討していかないといけないと存じますが、まず現実、現場として取れる手段としては、入園審査のときにそういった方のお悩みを聞いた上で、また各園のルールのほうを説明して、まずそのルールを守れるかなどを確認して、場合によってはちょっとトラブルを起こしそうな、今ご懸念のあるようなご家庭は、場合によっては児童相談所などの関係機関を同席させて会議をした上で、入園のほうを受けるということを徹底していきたいと存じます。そして、そういった努力を継続することによって、ご指摘の懸念を防いでいきたいと存じます。
〇小野委員長　はい。それでは、こちらは関連はございませんね。（発言する者あり）
　春山委員。
〇春山委員　委員長、すみません、関連で。
　幼稚園のほうなり保育園のほうにはそういったクレームが来ていないというか、問題になっていないという話だったんですけれども、何人かの方からご相談をこのことについて受けていて、学校の中で特定の外国籍の方々が、保護者の方がグループをつくっていると。で、そこの中のグループだけで、ＳＮＳでやり取りをしている。そうなったときにこの今までの区のＰＴＡであるとか区のいろんなしきたりになかなか集団でそぐわないようになると。そこに起きてくる問題というのが、それ自体も問題なんですけれども、子どもたちなり親御さんの中にそういう集団となったことに対してのヘイト的な動きが出てきている、二極化してきているという、子どもたちにとって、外国人を排他していくようなやっぱり環境というのがすごく問題じゃないかというご意見を、多くのお母様方から、最近お話を頂いています。そこを、そういうことに対しての対策を、今後、区としてどう取っていくのかということと、やっぱり、誰でもこの千代田区で学ぶという権利がある以上、ある中で、しっかりと日本のこの教育の仕組みであるとか在り方というのを、やっぱり親御さんにも千代田区でお子さんを育てられる以上、きっちりと、受け入れるために必要なことというのはやっぱ対話していく必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺りについてどのようにお考えでしょうか。

〇上原指導課長　今頂いたご意見、外国人がグループをつくってとか、また集団となることでヘイト的なというところも、当然懸念するところかというふうに思います。先ほどもありました文化摩擦と、その辺りも少なからずあるのかなと思います。

学校のほうとしましては、日本の学校生活様式、世界的にもすごく評価されている学校様式がありますが、そういった学校様式だとかルールだとか、また集団生活におけるマナーだとか、そういったもの、まさに日本の学校ならではのものがあるかと思います。そういったものをしっかり理解していただくというのは、非常に大事な視点かというふうに思っております。

そういう意味で、例えば保護者会への参加呼びかけというところで、今までそういった方は保護者会になかなか参加しないという傾向があったんですけども、例えば通訳支援員等配置するのでぜひ来てくださいとか、また、日本の学校というのはこういうふうにやっていますよというところをしっかりその中でお話しするのでぜひ参加してくださいというしっかりした呼びかけをすることによって、日本のいわゆる学校生活というところにしっかりなじんでいただく、またそこのルール、マナーというところをしっかり捉えていただく、そんな活動が必要かなというふうに思っております。

そういった意味で、日常的なコミュニケーションも十分必要なところもあるかと思いますので、通訳支援員が常に学校のそういった外国人の保護者の方とのコミュニケーションを取れるよう、人材の配置等も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

〇小野委員長　はい。関連。

牛尾委員。

〇牛尾委員　一言言っておきたいと思います。

外国の方が日本に来て、それでＬＩＮＥグループをつくると。それが問題になるようなことを言いましたけれども、それはしょうがないでしょ、不安なんだから。同じ、別に、我々だって、諸外国に行けば、不安になるでしょう。それを問題にするんじゃなくって、やはりそうした人たちがいかに日本での生活、学校での生活に順応していくかということを真剣に考えていくということが必要だし、確かに日本の文化やルール、学校のルール、これをしっかり知っていただくというのは大事ですよ。逆もしかりでしょ。日本の子どもたちに外国の方の文化や特性なりを知っていただくと。これが共生を広げていくんじゃないかというふうに思いますよ。やっぱ、相互理解ですよ。そうした視点をしっかり持っていただきたいと思いますけど、いかがですか。

〇上原指導課長　相互理解の考え方は非常に大事かと思います。まず、そういった外国からいらっしゃったご家庭のほうに、しっかり、先ほどお話ししたように学校生活のルール等、マナー等、しっかり認識していただいた中で、学校教育に対して協力をしていただくような姿勢を持っていただくことによって、例えばそちらの外国の方の文化をご紹介いただくとか、ゲストティーチャーとか、そういったこともできるかというふうに思います。まず、しっかりその、先ほど不安があるというお話もありました。確かにそういう方もいらっしゃるかと思いますので、そういった部分も含めまして、学校の生活様式というのはどういうものか、ルールだとか、マナーとか、こういうものですよというところをしっかり伝達していくことが大事かなというふうに思います。そこからぜひスタートさせていただきたいというふうに存じます。

○小野委員長　はい。それでは、こちらは関連はよろしいですね。
　引き続き、ございますでしょうか、質疑。
○岩佐副委員長　短くやります。
　九段中等教育学校について、入学等あり方検討がこの事務事業概要の２５６ページにあるんですけれども、この３５人学級の実施に伴って、この九段中等教育学校も、募集枠が１対１の割合で減って、減らされるということは、これはもう本当に常任委員会でもやっていただいたことですし、そのあり方検討会、そして教育委員会でもしっかりご議論いただいたのでそんなに長くはやりたくないんですが、学校のほうで、菊友会さんのほうが１対１にこだわられてご主張されるのは理解できるんですけれども、学校がすごく１対１にご主張されたのはどういった理由なんでしょうか。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　ええ、特に強くこだわったということではなく、やはり開校以来２０年を経過しております。開校当時より、いわゆる区民枠、それから都民枠の生徒が１対１の割合で学んできた、２０年間の歴史がございます。生徒の間では、千代田区内に住んでいる生徒たちと、それから都内、いろいろな地域から来ている生徒たちとの、様々な学びや部活もあります。学校行事等での交流によって、そういった九段中等のいい生徒間交流や雰囲気がつくられている。そういったものは今後も大事にしていくべきではないかという考えがございます。
○岩佐副委員長　逆に、２０年なんですよね。２０年たって、区税でしっかり運営をしてきて、いろんな事件があったり、いろんなこともたくさんあったと思います。本当にこれは千代田区の学校でもあるなと。そういった２０年を頑張ってきたんだなというふうに私は思っておりまして、やっぱり、単なる受験校として、中等教育学校、中等、６年一貫の公立学校としての思い入れと、区民にとって千代田区にある中等教育学校というのは、やっぱり思い入れに、思いにおいては、ちょっとやっぱり、ちょっと差があると思うんですよね。もちろん、その１対１のバランスを取りながら、交流しながらという、そういった教育上のお考えもあるんでしょうけれども、やはり２０年、この千代田区の中で区立としてやってきたということ、そして、やっぱり区税で、今回の決算額を見たとしても、やっぱり一中と麹中を合わせた金額がこの九段中等にはこの２０年使われてきたわけでして、さらに高校無償化になっても、ここはうちの持出しで東京都は出してくれないということですので、うちの持出しで2,７００万、それも予算委員会でやったと思うんですけれども、これからまた、３５になるから減っていくんですけど、積み上げていく中で、やはりこの枠という、１対１という募集枠に関しては、検討の余地はまだあるんじゃないかと私は思っているんですよね。なので、その、もう決まりました、もうこれはこれ以上検討していませんではなく、今後もしっかりと、（発言する者あり）えっ、そうだよ、しっかりと見直しの議論というのは続けていっていただきたいと思うんですけれども、そこはもう、私もほんと端的に聞いているんですけど、いかがでしょうか。
○大森教育担当部長　あり方検討会でも、様々議論させていただきました。これは私のほうからも、やはり今、副委員長おっしゃっていただいたとおり、区税で区立中等教育学校を運営しているという中では、この１対１というのは、この見直しの議論は排除されるべきものではないというふうに考えております。ですので、今頂いた意見も踏まえて、今後、東京都の、そもそもこの報告書、この成り立ちのときの、当時の検討委員会で議論してい

ただいたようなことを、東京都の教育委員会ですとか同窓会の菊友会ですとか、そういった関係機関とこの協議がしっかりと進められるように取り組んでまいりたいと思います。

〇小野委員長　はい。それでは、こちら、関連はございませんね。

　ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。それでは、子ども部所管の項目について、総括質疑を終了いたします。

　あしたも引き続き午前１０時３０分をめどに開会し、総括質疑を行いますので、引き続きのご協力をお願いいたします。

　それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

午後６時１１分閉会